

# 目 次

( 平成 27 年 )

## ○第 8 回臨時会

### 第 1 日目 (11月 4 日)

会議録署名議員の指名 .....	3
会期の決定 .....	3
議案第51号 平成27年度中城村一般会計補正予算 (第 4 号) .....	3

## ○第 9 回定例会

### 第 1 日目 (12月 4 日)

会議録署名議員の指名 .....	11
会期の決定 .....	11
諸般の報告 .....	11
行政報告 .....	11
議案第52号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例 .....	15
議案第53号 中城村税条例の一部を改正する条例 .....	20
議案第54号 平成27年度中城村一般会計補正予算 (第 5 号) .....	46
議案第55号 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号) .....	49
議案第56号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) .....	50
議案第57号 物品購入等の契約 .....	52
議案第58号 中城村郷土図書購入契約 .....	53
議案第59号 村道中城城跡線改良舗装工事 (7 工区) 改定契約 .....	54
報告第11号 専決処分の報告について .....	55
報告第12号 専決処分の報告について .....	56
報告第13号 専決処分の報告について .....	56

第 2 日目 (12月 5 日) 休 会 (土)

第 3 日目 (12月 6 日) 休 会 (日)

#### 第4日目(12月7日)

議案第52号	中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	61
議案第53号	中城村税条例の一部を改正する条例	66
議案第54号	平成27年度中城村一般会計補正予算(第5号)	68
議案第55号	平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	74
議案第56号	平成27年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	75
議案第57号	物品購入等の契約	75
議案第58号	中城村郷土図書購入契約	76
議案第59号	村道中城城跡線改良舗装工事(7工区)改定契約	77

#### 第5日目(12月8日)

##### 一般質問

3番	大城常良	議員	81
9番	新垣徳正	議員	93
11番	新垣光栄	議員	101
14番	新垣善功	議員	109

#### 第6日目(12月9日)

##### 一般質問

13番	仲座	勇	議員	123
10番	安里	ヨシ子	議員	130
8番	伊佐	則勝	議員	136
2番	外間	博則	議員	141

#### 第7日目(12月10日)

##### 一般質問

6番	新垣	貞則	議員	149
5番	仲松	正敏	議員	160
7番	金城	章	議員	167

#### 第8日目(12月11日)

議案第52号	中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	181
閉会中の継続審査申出書		183
陳情第13号	教職員の職場環境の改善や生活維持・向上に関する陳情	184

陳情第17号	健康で文化的な最低限度の生活を保障する立場で「生活保護基準引き下げ」「住宅扶助、冬季加算の引き下げ」中止を求める陳情書 .....	185
発議第3号	中城村議会委員会条例の一部を改正する条例 .....	187
発議第4号	中城村議会会議規則の一部を改正する議会規則 .....	188
発議第5号	中城村議会傍聴規則の一部を改正する議会規則 .....	189
意見書第10号	(仮称)中城バイパス・(仮称)西原バイパスの早期事業化及び 国道329号与那原バイパスの早期完成を求める意見書 .....	191

# 第8回 臨時会

## 平成27年第8回中城村議会臨時会会期日程表

開 会    平成27年11月4日

会 期 1 日間

閉 会    平成27年11月4日

日 次	月 日	曜日	開 議 時 刻	会 議 名	事 項
第 1 日	11月4日	水	午前11時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 議案第51号の説明、質疑、討論、採決 <div style="text-align: right; padding-right: 20px;">閉会</div>

## 平成27年第8回中城村議会臨時会（第1日目）

招集年月日	平成27年11月4日（水）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開会	平成27年11月4日（午前11時00分）		
	閉会	平成27年11月4日（午後0時04分）		
応招議員  （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	石原昌雄	9番	新垣徳正
	2番	外間博則	10番	欠席
	3番	大城常良	11番	新垣光栄
	4番	欠員	12番	新垣博正
	5番	仲松正敏	13番	仲座勇
	6番	新垣貞則	14番	新垣善功
	7番	金城章	15番	宮城重夫
	8番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員	10番	安里ヨシ子		
会議録署名議員	8番	伊佐則勝	9番	新垣徳正
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	知名勉	議事係長	比嘉保
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	與儀忍
	副村長	比嘉正豊	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	呉屋之雄	都市建設課長	新垣正
	総務課長	新垣親裕	農林水産課長兼農業委員会事務局長	津覇盛之
	住民生活課長	仲村盛和	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	比嘉義人	教育総務課長	名幸孝
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長兼生涯学習係長	新垣一弘
	福祉課長	仲松範三	教育総務課長主幹	伊波正明
	健康保険課長	比嘉健治		

## 議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第51号 平成27年度中城村一般会計補正予算（第4号）

○議長 與那覇朝輝 おはようございます。ただいまより平成27年第8回中城村議会臨時会を開会いたします。

休憩します。

休 憩（11時00分）

~~~~~

再 開（11時09分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番 伊佐則勝議員及び9番 新垣徳正議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日11月4日のみにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、会期は本日11月4日の1日間に決定しました。

続きまして日程第3 議案第51号 平成27年度中城村一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは議案第51号 平成27年度中城村一般会計補正予算（第4号）について御提案申し上げます。

議案第51号

平成27年度中城村一般会計補正予算（第4号）

平成27年度中城村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51,585千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,587,403千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年11月4日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款       | 項      | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|---------|--------|-----------|--------|-----------|
| 15 県支出金 |        | 1,456,250 | 41,268 | 1,497,518 |
|         | 2 県補助金 | 1,041,967 | 41,268 | 1,083,235 |



| 款      | 項       | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|--------|---------|-----------|--------|-----------|
| 18 繰入金 |         | 125,420   | 10,317 | 135,737   |
|        | 2 基金繰入金 | 125,419   | 10,317 | 135,736   |
| 歳入合計   |         | 7,535,818 | 51,585 | 7,587,403 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款      | 項       | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|--------|---------|-----------|--------|-----------|
| 7 商工費  |         | 98,981    | 15,585 | 114,566   |
|        | 1 商工費   | 98,981    | 15,585 | 114,566   |
| 10 教育費 |         | 1,637,955 | 36,000 | 1,673,955 |
|        | 1 教育総務費 | 119,469   | 36,000 | 155,469   |
| 歳出合計   |         | 7,535,818 | 51,585 | 7,587,403 |

まず歳入のほうから読み上げて御提案を申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、15款県支出金、2項県補助金、補正前の額10億4,196万7,000円、補正額4,126万8,000円、合計で10億8,323万5,000円。

18款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額1億2,541万9,000円、補正額1,031万7,000円、合計で1億3,573万6,000円。

歳入合計、補正前の額75億3,581万8,000円、補正額5,158万5,000円、合計で75億8,740万3,000円でございます。

続いて歳出でございます。歳出、7款商工費、1項商工費、補正前の額9,898万1,000円、補正額1,558万5,000円、合計で1億1,456万6,000円。

10款教育費、1項教育総務費、補正前の額1億1,946万9,000円、補正額3,600万円、合計で1億5,546万9,000円。

歳出合計、補正前の額75億3,581万8,000円、補正額5,158万5,000円、合計で75億8,740万3,000円でございます。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を

終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（11時13分）

~~~~~

再開（11時50分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

大城常良議員。

○3番 大城常良議員 質疑をいたします。

6ページの教育総務費、事務局費の2目車輛購入費3,600万円の話なんですけれども、これは私も9月議会の中で、来年の3月末には通学バスはもう期限切れと言いますか、相当値段が上がるという中で、早急に次回の対策をしてくれということを言いまして、今回補正ではあるんですけども、こうした車輛購入費ということで3,600万円、これは中型の2台購入ということで、これは先ほど副村長からの話では、2月からの運行という話があったんですけども、予定ですね。これは3月末までは確かに委託の今回の業務が契約に入っているんですけども、多分これは4月からだろうとは思っているんですけども、4月に間に合うのかどうか、そこ

ら辺はどうですか。

○議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

○副村長 比嘉正豊 私のほうからお答えさせていただきます。

先ほど全協でお話したのは、2月という言葉は使っておりません。今回のスケジュールをしても4カ月しかないので、相当厳しいですよ。間違ったら繰り越しも前提で考えなければなりませんよと、その理由としてオーダー生産ですよという部分も説明しました。そういうことですので、2月という部分ではないです。これだけはちょっと誤解なさらないようお願いしたいと思います。基本的には現予算額は3月まで持っておりますので、その状態を見ながら、子供たちに迷惑をかけないように予算措置はしていきたいと考えていますので、その辺よろしく願いいたします。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 確かに今回、相当いろいろ考えていただいて、こうした交通弱者、そして通学バスの利用している方々には相当いい話だと思っておりますので、ぜひ4月の前半すぐ新学期から間に合うようにしていただきたいと思っておりますので、今回は本当にすばらしい私は政策だと思っておりますので、本当によかったと思っております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 ほかにありますか。

新垣徳正議員。

○9番 新垣徳正議員 それでは平成27年度中城村一般会計補正予算（第4号）。7款の商工費、中城村グスクの響き支援事業について質疑を行いたいと思います。

まず1つ目に、先ほど休憩中の中でもいろいろお話がされているということなんですが、今回、中城村グスクの響き実行委員会を立ち上げるということで、その役員体制のそれが確立されているのかということです。その実行委員会の役員体制が確立されているのか。それと確立

されているのであれば、どういうふうな顔ぶれで行われるのかというのが、一つ目ですね。

それともう一つは、このグスクの響きという、これは設立の趣旨目的の中において、北中城村、中城村の文化交流、それと発展、世界遺産である中城城跡の県内・県外へのピーアールの一翼を担うということを持って設立されていると私は認識しているんですが、それらのことを踏まえて、今回、本事業の中城村単独でやるということになっているんです。これをグスクの響きの中にある北中城村のほうとの調整はちゃんと行ったのか。どのように行ったのか、だれそれはちゃんと了解を得られているものなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えしたいと思います。

まず1点目に、役員の体制ということですが、役員の体制については、今担当の者と調整を進めている段階でございます。青年会を中心にして行政が中に一緒に組織の中に入って、組織体制をつくっていきたくて考えております。行政と一体となって、組織するという御理解をお願いしたいと思います。

それから北中城村との事業調整ということですが、先ほども休憩の中で御説明したとおり、やはり母体となるものが北中城村と中城村の青年エイサー関係の団体が母体であります。当然、中城村としては、北中城村の財政のほうとも、この事業の趣旨を調整しまして、北中城村のほうでは、今回事業計画に間に合わないということで、既存のグスクの響きでは実行委員会ではその補助金は受け入れがたいということで、新たに中城村の組織だけで立ち上げていくということでもあります。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

○9番 新垣徳正議員 何かと言いますと、先

ほど全員協議会の中で、副村長のほうから説明はあったんですが、どうしても主体となるべきものが、今これから見たらどっちつかずだと認識するんですね。要するに今までグスクの響きというのは、単にグスクの響きというネーミングであったんですが、今回、中城村グスクの響きというふうに銘打って、その事業が行われるということなんですが、その辺でどこが主体になるのかということに疑問が生じるわけですね。いざその事業がスタートしてやったときにお互いのワッターアランドー、私たちではなく、あなたたちですよみたいなことになってしまったときに、確固としたものがないと、どうしてもそこに取り組んでくる役員の人たちにしても、役員体制にしてもちぐはぐなところが出てくるのではないかと。その点に関してちゃんと確立された主体はどこが主体であると。先ほど村長、全員協議会の中で、副村長の答弁でしたら村が主体だと。それに今響きから上がってきている企画を村主体にやっつけていこうと。つまり名前を響きの名前を借りて、村がやっつけていくというふうな答弁をなさっていたので、本当にそれでいいのかということですね。今の課長の答弁とちょっとちぐはぐなところがあるんじゃないかと思しますので、その辺をちょっとはっきりした答えをお願いします。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 答えたいと思います。

まずはちぐはぐな答弁にしたということで、御迷惑をかけたということでおわび申し上げます。今回の中城村グスクの響きについては、現在の計画では副村長をトップに青年団体が主になって、村としては副村長をトップに支援してまいります。以上でよろしく申し上げます。

○議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

○9番 新垣徳正議員 そういうことであれば、

しっかりとした基軸ができるということで、そのほうで進めていけばお互いの発展につながると思いますので、ぜひそのことははっきりとして、また役員の体制に関しましても、ちゃんとしたものをつくっていただけたらと思っております。それで先ほど北中城村との調整の件に関しては、もう時期的にちょっとその対応がちょっと難しいというだけの話。ただそれだけの話だったのかお願いします。ほかにまだ懸念されるものがあったのかです。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 答えたいと思います。

北中城村との調整ですが、これについては時期的に計画が出てきたのが、8月以降でしたので、どうしても当初の計画どおりの事業計画はできないということもありまして、今回、中城村の新たな中城村グスクの響き実行委員会を結成していくということで聞いております。

○議長 與那覇朝輝 以上で新垣徳正議員の質問を終わります。

ほかにありますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第51号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第51号 平成27年度中城村一般会

計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第51号 平成27年度中城村一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本臨時会はこれで閉会します。御苦労さまでした。

閉 会（12時04分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 與那覇 朝 輝

中城村議会議員 伊 佐 則 勝

中城村議会議員 新 垣 徳 正

# 第9回 定例会

## 平成27年第9回中城村議会定例会会期日程表

開 会 平成27年12月4日

会 期 8 日間

閉 会 平成27年12月11日

日 次	月 日	曜 日	開 議 時 刻	会 議 名	事 項
第 1 日	12月 4 日	金	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 諸般の報告、行政報告 議案第52号、53号、54号、55号、56号、57号、 58号、59号に対する説明 報告第11号、12号、13号に対する説明
第 2 日	12月 5 日	土	\	休 会	
第 3 日	12月 6 日	日	\	休 会	
第 4 日	12月 7 日	月	午前10時	本 会 議	議案第52号に対する質疑、委員会付託 議案第53号、54号、55号、56号、57号、58号、 59号に対する質疑、討論、採決
第 5 日	12月 8 日	火	午前10時	本 会 議	一般質問
第 6 日	12月 9 日	水	午前10時	本 会 議	一般質問
第 7 日	12月10日	木	午前10時	本 会 議	一般質問
第 8 日	12月11日	金	午前10時	本 会 議	発議・陳情等 委員長報告、質疑、討論、採決 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">閉会</div>

## 平成27年第9回中城村議会定例会（第1日目）

招 集 年 月 日	平成27年12月4日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	平成27年12月4日（午前10時00分）		
	散 会	平成27年12月4日（午前11時14分）		
応 招 議 員  （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	石 原 昌 雄	9 番	新 垣 徳 正
	2 番	外 間 博 則	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	大 城 常 良	11 番	新 垣 光 栄
	4 番	欠 員	12 番	新 垣 博 正
	5 番	仲 松 正 敏	13 番	仲 座 勇
	6 番	新 垣 貞 則	14 番	新 垣 善 功
	7 番	金 城 章	15 番	宮 城 重 夫
	8 番	伊 佐 則 勝	16 番	與那覇 朝 輝
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	10 番	安 里 ヨシ子	11 番	新 垣 光 栄
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	知 名 勉	議 事 係 長	比 嘉 保
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	呉 屋 之 雄	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	新 垣 親 裕	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	住 民 生 活 課 長	仲 村 盛 和	上 下 水 道 課 長	仲 村 武 宏
	会 計 管 理 者	比 嘉 義 人	教 育 総 務 課 長	名 幸 孝
	税 務 課 長	稲 嶺 盛 昌	生 涯 学 習 課 長 兼 生 涯 学 習 係 長	新 垣 一 弘
	福 祉 課 長	仲 松 範 三	教 育 総 務 課 長 主 幹	伊 波 正 明
	健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治		

## 議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	行政報告
第 5	議案第52号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
第 6	議案第53号 中城村税条例の一部を改正する条例
第 7	議案第54号 平成27年度中城村一般会計補正予算（第5号）
第 8	議案第55号 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
第 9	議案第56号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
第 10	議案第57号 物品購入等の契約
第 11	議案第58号 中城村郷土図書購入契約
第 12	議案第59号 村道中城城跡線改良舗装工事（7工区）改定契約
第 13	報告第11号 専決処分の報告について
第 14	報告第12号 専決処分の報告について
第 15	報告第13号 専決処分の報告について



○議長 與那覇朝輝 それでは、ただいまより平成27年第9回中城村議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、10番 安里ヨシ子議員及び11番 新垣光栄議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日12月4日から12月11日までの8日間をしたいと思いません。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、本議会の会期は本日12月4日より12月11日までの8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

平成27年9月14日より、平成27年12月3日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、平成27年9月、10月、11月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

2 一部事務組合議会、介護保険広域連合議会、後期高齢者医療広域連合議会及び東部清掃施設組合議会報告について

それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

3 陳情、要請、意見書等の処理について

期間中に受理した陳情・要請・意見書等については2件受理し、12月1日の議会運営委員会で協議した結果、『健康で文化的な最低限度の生活を保障する立場で「生活保護基準

引き下げ」「住宅扶助、冬季加算の引き下げ」中止を求める陳情』は、文教社会常任委員会に付託します。残り1件の陳情等については資料配布にとどめる考えであります。

4 沖縄県町村議会議長会関係について

○10月20日(火) 定例理事会が自治会館で開催され、議長が出席しております。

○10月21日(水) 定例総会が伊是名村で開催され、議長、事務局長が出席しております。

○10月28日(水) 町村議会議員・議会事務局職員研修会が糸満市で開催されております。

○11月11日(水) 町村議会議長全国大会が開催され、議長、事務局長が出席しております。

5 中部地区町村議会議長会関係について

○10月2日(金) 10月定例会が北中城村で開催され、議長、事務局長が出席しております。

○11月12日(木) 県外行政視察研修が群馬県で開催され、議長、事務局長が参加しております。

6 その他

その他の日程等については別紙をご参照下さい。

また4、5の議事案件についても別紙をつけてありますので、ご参照下さい。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは行政報告を行います。まず1枚ずりの主要事項と書いてあるやつです。抜粋して御報告申し上げます。平成27年9月から平成27年11月まででございます。

まず9月は、9月4日から10日までハワイのほうにオキナワン・フェスティバルで、村内約50名の護佐丸太鼓和宇慶獅子舞、総勢50名で参加をしております。

9月27日には、伊集の十五夜祭り、これは不

定期開催ではございますが、参加をしております。

10月に入りまして、10月8日、デイビッド・イゲ知事の歓迎会に参加をしております。ハワイとの交流、これからも広げていきたいなと思っております。

10月9日には、県主催のハワイ州提携30周年の記念式典に参加をしております。

10月18日には、北中城、中城両青年会主催のグスクの響！まつりに参加をして、定例化していくのではないかと期待をしているところでございます。

10月25日には、久場のほうでの百歳会の55周年記念式典がありまして、そこに参加をさせていただきました。同じく25日には、少年サッカー大会、これはことしからは中城村長杯という形をとらせていただきまして、護佐丸サッカー場、護佐丸競技場で開催をしております。

11月2日には、子どもの貧困に対する検討会、意見書の手交式が県知事、翁長知事に検討会の委員長を含め、委員一緒に手交に臨んでおります。

11月7日には、終戦70周年記念式典、これは村の慰霊祭、全戦没者慰霊祭、そして村と一緒にその70周年の記念式典で参加をしております。

11月8日には、サンライズ推進協議会の住民大会が西原のさわふじ未来ホールで行いました。これは国道329号バイパスの北振、あるいは事業採択を早目にしましょうという大会でございました。

11月15日には、中部トリムマラソンに参加をしております。

11月17日からは、全国町村長大会に参加をしております。

次に平成27年度の主要施策の執行状況調書（第3・四半期分）でございます。ページを開いていただきまして、1ページのほうから読み

上げて御報告申し上げます。

主要施策執行状況調書、まずこれは総務課のほうからでございます。節、事業名、契約年月日、契約方法、契約金額（落札率）、契約の相手方の順に読み上げて御報告申し上げます。11節、平成27年度災害時非常食整備事業、平成27年10月30日、随意契約、59万9,400円、株式会社非常食研究所。同じく11節、平成27年度災害時生活物資整備事業、平成27年10月30日、随意契約、45万3,600円、アースウィング株式会社。15節、平成27年度中城村防災行政無線機能強化事業施設整備工事、平成27年11月18日、指名競争入札、2,482万9,200円（97.2%）、デルタ電気工業株式会社。

続いて企画課でございます。企画課。13節、ごさまるネットワーク改修業務、平成27年10月15日、随意契約、89万6,400円、西日本電信電話株式会社。13節、NW分離に伴う情報系パソコン設定業務、平成27年10月1日、随意契約、97万7,184円、株式会社オキジム。18節、住基ネットCS統合端末導入業務、平成27年11月9日、随意契約、56万4,667円、株式会社オーシーシー。13節基幹系システム改修業務（村単独）、平成27年10月23日、随意契約、68万7,420円、株式会社オーシーシー。同じく13節、基幹系システム改修業務（厚生労働省）、平成27年11月16日、随意契約、383万1,840円、株式会社オーシーシー。

農林水産課でございます。農林水産課。13節、中城地区農道舗装工事現場技術業務、平成27年10月16日、指名競争入札、216万円（98%）、株式会社沖橋エンジニアリング。13節、久場地区土砂崩壊防止工事現場技術業務、平成27年11月16日、指名競争入札、216万円（98%）、株式会社三矢エンジニアリング。15節、久場地区土砂崩壊防止工事（26-3）、平成27年10月16日、指名競争入札、1,442万3,400円（94.8%）、有限会社ヒロ建設。15節、久場地区土砂崩壊防止

工事（27）、平成27年11月18日、指名競争入札、2,243万1,600円（94.9%）、株式会社マルケン。15節、中城地区農道舗装工事（27-2）、平成27年10月16日、指名競争入札、1,771万2,000円（99.7%）、有限会社仲建設工業。

企業立地・観光推進課でございます。19節、とよむ中城産業まつり実行委員会補助金、平成27年8月17日、補助金、500万円。相手方も同じ委員会でございます。19節、世界遺産中城城跡プロジェクトマッピング実行委員会補助金、平成27年8月27日、補助金、1,546万2,000円、同実行委員会でございます。

都市建設課でございます。13節、平成27年度調査業務（その3）、平成27年9月11日、随意契約、534万6,000円（89.9%）、株式会社与那嶺測量設計。同じく13節、村道若南線物件等調査委託業務、平成27年10月2日、指名競争入札、453万6,000円（96.5%）、株式会社国土鑑定センター。同じく13節、中城村道用地補償業務委託、平成27年11月9日、随意契約、623万1,600円（100%）、一般財団法人公共用地補償機構。同じく13節、中城村道路台帳作成支援（赤道線）業務委託、平成27年11月19日、随意契約、288万3,600円（98.5%）、一般財団法人沖縄県建設技術センター。同じく13節、平成27年度調査業務（その4）、平成27年11月20日、随意契約、563万7,600円（90%）、株式会社与那嶺測量設計。

15節、南上原地区築造（27-4工区）、平成27年10月5日、これは指名競争入札の意味でございます。訂正をお願いいたします。指名競争入札、契約金額が4,244万9,184円（92.7%）、株式会社全沖産業。

15節、村道久場前浜原線建設工事（1工区）、これは明許繰り越しでございます。平成27年11月16日、指名競争入札、2,187万円（97.9%）、有限会社津城電気工事。

上下水道課。15節、添石地内公共下水道工事

（27-6）、平成27年9月1日、指名競争入札、2,341万4,400円（97.9%）、マール・デル・プラタ工業。

続いて教育総務課。13節、ハブ対策防除壁整備事業（調査測量設計委託業務）、平成27年11月26日、指名競争入札、669万6,000円（97.2%）、株式会社双葉測量設計。18節、新しい公共交通モデル事業、これは中型バス購入でございます。平成27年11月24日、指名競争入札、3,196万8,000円（89.7%）、いすゞ自動車九州株式会社沖縄支社。

生涯学習課。13節、中城城跡出土鍛冶遺物化学分析業務委託、平成27年10月5日、随意契約、60万4,800円（94.9%）、日鉄住金テクノロジー株式会社。13節、中城ハンタ道整備工事設計委託業務、平成27年9月28日、随意契約、79万9,200円（91.6%）、株式会社真南風。13節、中城城跡CG動画作製業務委託、平成27年9月9日、指名競争入札、1,479万6,000円（98.5%）、株式会社琉球サーベイ。15節護佐丸歴史資料図書館機械警備装置設置工事、平成27年9月15日、随意契約、244万800円（95.3%）、有限会社津城電気工事。同じく15節、護佐丸歴史資料図書館通信設備新設工事、平成27年10月7日、随意契約、127万4,400円（98%）、NTT西日本株式会社沖縄支店。

15節、護佐丸歴史資料図書館ネットワーク整備工事、平成27年9月1日、指名競争入札、356万4,000円（48.5%）、株式会社オーシーシー。18節、護佐丸歴史資料図書館備品購入事業、平成27年9月1日、指名競争入札、1億6,869万6,000円（97%）、株式会社オキジム。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（10時20分）

~~~~~

再開（10時25分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて教育行政報告を行います。

教育長 呉屋之雄。

○教育長 呉屋之雄 おはようございます。これでは教育行政報告、平成27年9月から平成27年11月までの報告をいたします。

9月6日、第60回中城村陸上競技大会が行われております。最終結果は1位が久場会長、2位が南上原、3位が屋宜会長。

12日、中城村少年野球連盟第120回大会記念式典に参加しました。子供たちに野球の魅力を伝え、夢や希望を持たせ、健全育成につなげる目的で行われております。

20日、中城南小学校運動会に参加いたしました。学級対抗リレーで走るのが不得意な児童に対しては、本来100メートル走るべきところを10メートルとか、あるいは20メートルとか、そういう配慮をしたことがありました。

25日、第14回定例教育委員会議、「平成27年度中城村の教育について」を話し合っております。今までは中城村の指針ということで出していましたが、この教育に変えたのは、この指針の中に幼稚園とか小学校、中学校の教育課程、その他のものが入っていなかったもので、それを組み込んで中城村の教育として、議員の皆様にも配付したとおりであります。

28日、中・高校生海外短期留学及び小・中学生ESLキャンプ、ESLというのは第二言語としての英語のキャンプの報告会を行っております。

10月4日、津覇小学校運動会に参加いたしました。全校児童による紅白の大玉転がしですか、それで大変盛り上がっております。

7日、中頭郡陸上競技大会結団式が行われております。昨年は壮年女子年齢別400メートルリレー種目で、中城チームは中頭新記録を達成し、2年連続記録更新をしております。ことしは3連覇を達成しております。

8日、中頭地区教育長会に参加。不登校の未

然防止やわかる授業の構築で、学力向上推進を確認しております。

20日、中城村童話・お話・意見発表大会に参加。中城村PTA主催で、学校と協力して毎年実施しております。

23日、第15回定例教育委員会議がありまして、そこで議題としまして中城村総合教育会議設置要綱、これは新教育長になった場合に、その要綱が適用されるということで、前倒しで会議を持とうということで、その設置要綱を話し合っております。そのほかに人事とか、あるいは図書館の備品購入契約についても話し合っております。23日、海外移住者子弟研修生の修了式及び研修成果報告会に参加しております。ペルーから仲地、それからアルゼンチンから井口、アメリカから高良研修員が三味線、空手、琉舞を研究成果として発表しております。

11月1日、中城中学校体育祭に参加。学級対抗リレーでシーソーゲームが展開されて、大変盛り上がりました。

7日、中城村慰霊祭及び終戦70周年記念式典に参加。遺族会創立62年と終戦70周年記念式典が老人福祉センターで行われております。

13日、教育総合会議を多目的会議室で行いました。村長と教育委員との会議で、中城村教育総合会議設置要綱等について、その要綱でよろしいかどうか協議をしております。

11月19日から21日、千葉県旭市児童との交流会に参加しました。3小学校の5年生18名と引率者5名、旭市の古城小学校との交流を深めてまいりました。

22日曜日、プロジェクションマッピングに参加。光と音でよみがえる護佐丸伝説は、観客を魅了しております。

25日、第16回定例教育委員会議で旭市児童交流会、津覇小学校管理棟の改築についての話を行っております。

以上です。

○議長 與那覇朝輝 以上で行政報告を終わります。

日程第5 議案第52号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第52号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第52号

中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年12月4日 提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

#### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の公布に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関して条例を制定する必要がある。

中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

#### （趣旨）

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。

- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(村の責務)

第3条 村は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び村長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 村長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

別表第1（第4条第1項関係）

| 機関   | 事務                                                                      |
|------|-------------------------------------------------------------------------|
| 1 村長 | 中城村子ども医療費助成条例（平成6年中城村条例第8号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの                  |
| 2 村長 | 中城村母子及び父子家庭等医療費助成事業実施要綱（平成7年中城村訓令第8号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの        |
| 3 村長 | 中城村小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱（平成20年中城村訓令第2号）による日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの |
| 4 村長 | 中城村日常生活用具給付事業実施要綱（平成19年中城村訓令第7号）による日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの          |
| 5 村長 | 中城村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例（平成12年中城村条例第39号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの     |
| 6 村長 | 中城村移動支援事業実施要綱（平成19年中城村訓令第10号）による移動支援事業に関する事務であって規則で定めるもの                |

別表第2（第4条第1項関係）

| 機関   | 事務                                       | 特定個人情報                                                         |
|------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 1 村長 | 中城村子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
|      |                                          | 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算                   |

|      |                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |                                                          | <p>定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> |
| 2 村長 | 中城村母子及び父子家庭等医療費助成事業実施要綱による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの       | <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>                                                                                                                                                         |
| 3 村長 | 中城村小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱による日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの | <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>                                                                                                                                                                                       |
| 4 村長 | 中城村日常生活用具給付事業実施要綱による日常生活用具の給付に関する事務で                     | <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で</p>                                                                                                                                                                                                                        |



|      |                                          |                                                                                         |
|------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
|      | あつて規則で定めるもの                              | 定めるもの                                                                                   |
|      |                                          | 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの                                                                    |
| 5 村長 | 中城村重度心身障害者（児）医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの     | 住民票関係情報であつて規則で定めるもの                                                                     |
|      |                                          | 地方税関係情報であつて規則で定めるもの                                                                     |
|      |                                          | 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの                                                                    |
|      |                                          | 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳又は沖縄県療育手帳制度規程（昭和49年沖縄県告示第462号）による療育手帳に関する情報であつて規則で定めるもの |
|      |                                          | 医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの                                                                  |
| 6 村長 | 中城村移動支援事業実施要綱による移動支援事業に関する事務であつて規則で定めるもの | 住民票関係情報であつて規則で定めるもの                                                                     |
|      |                                          | 地方税関係情報であつて規則で定めるもの                                                                     |
|      |                                          | 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの                                                                    |
|      |                                          | 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳又は沖縄県療育手帳制度規程（昭和49年沖縄県告示第462号）による療育手帳に関する情報であつて規則で定めるもの |
|      |                                          | 精神保健福祉法（昭和25年法律第123号）による精神保健福祉手帳に関する情報であつて規則で定めるもの                                      |

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 本件については12月1日に担当課長より詳細な説明を受けており、この別表については整理されたのが載っておりますので、これで提案理由の説明を終わりたいと思います。

日程第6 議案第53号 中城村税条例の一部

を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第53号 中城村税条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第53号

中城村税条例の一部を改正する条例

中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年12月4日提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、中城村税条例の一部を改正する必要がある。

中城村税条例の一部を改正する条例について

中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                   | 改 正 前                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| <p>(徴収猶予に係る村の徴収金の分割納付又は分割納入の方法)</p> <p>第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予をする金額をその猶予をする期間内において、その猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させる方法とする。</p> <p>2 村長は、法第15条第3項又は第5項の規定に</p> | <p>第8条から第17条まで 削除</p> |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 改正前 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| <p><u>より、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る村の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。</u></p> <p>3 <u>村長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。</u></p> <p>4 <u>村長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。</u></p> <p>5 <u>村長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(徴収猶予の申請手続等)</u></p> <p>第9条 <u>法第15条の2第1項に規定する条例で定</u></p> |     |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 改正前 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| <p>める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) <u>法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき村の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</u></p> <p>(2) <u>納付し、又は納入すべき村の徴収金の年度、種類、納期限及び金額</u></p> <p>(3) <u>前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額</u></p> <p>(4) <u>当該猶予を受けようとする期間</u></p> <p>(5) <u>分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）</u></p> <p>(6) <u>猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予期間が6月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）</u></p> <p>2. <u>法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u></p> <p>(1) <u>法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類</u></p> <p>(2) <u>財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類</u></p> <p>(3) <u>猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類</u></p> <p>(4) <u>猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予期間が6月を超える場合に</u></p> |     |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 改正前 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| <p>は、<u>地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類</u></p> <p>3 <u>法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>村の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号から第6号までに掲げる事項</u></p> <p>4 <u>法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。</u></p> <p>5 <u>法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>猶予期間の延長を受けようとする村の徴収金の年度、種類、納期限及び金額</u></p> <p>(2) <u>猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由</u></p> <p>(3) <u>猶予期間の延長を受けようとする期間</u></p> <p>(4) <u>第1項第5号及び第6号に掲げる事項</u></p> <p>6 <u>法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。</u></p> <p>7 <u>法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。</u></p> <p>8 <u>法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) <u>新たにその猶予に係る村税以外の村税を滞納した場合（村長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）</u></p> <p>(2) <u>財産の状況その他の事情の変化により、その猶予を継続することが適当でないと認められる場合</u></p> <p>第10条 <u>削除</u></p> |     |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 改正前 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| <p>(職権による換価の猶予の手續等)</p> <p><u>第11条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、第8条第1項に掲げる方法とする。</u></p> <p><u>2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。</u></p> <p><u>3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u></p> <p><u>(1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類</u></p> <p><u>(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類</u></p> <p>(申請による換価の猶予の申請手續等)</p> <p><u>第12条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。</u></p> <p><u>2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、第8条第1項に掲げる方法とする。</u></p> <p><u>3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。</u></p> <p><u>4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 村の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細</u></p> <p><u>(2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項</u></p> <p><u>(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は</u></p> |     |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 改正前                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額</u></p> <p>5 <u>法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。</u></p> <p>6 <u>法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>第9条第1項第6号に掲げる事項</u></p> <p>(2) <u>第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項</u></p> <p>(3) <u>第4項第3号に掲げる事項</u></p> <p>7 <u>法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。</u></p> <p>8 <u>法第15条の6の2第3項において読み替えて準用する法第15条の2第9項第4号に規定する場合は、第9条第8項各号に掲げる場合とする。</u></p> <p><u>(担保を徴する必要がない場合)</u></p> <p>第13条 <u>法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が50万円以下である場合、猶予期間が6月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。</u></p> <p><u>第14条から第17条まで 削除</u></p> <p>(公示送達)</p> <p>第18条 <u>法第20条の2の規定による公示送達は、村公告式条例（昭和47年村条例第5号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</u></p> | <p>(公示送達)</p> <p>第18条 <u>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第20条の2の規定による公示送達は、村公告式条例（昭和47年村条例第5号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</u></p> |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(村民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事業所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設（<u>法第292条第1項第14号</u>に規定する恒久的施設をいう。）をもって、その事務所又は事業所とする。</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>令第47条</u>に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の村民税に関する規定を適用する。</p>                                 | <p>(村民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事業所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設（<u>法人税法第2条12号の18</u>に規定する恒久的施設をいう。）をもって、その事務所又は事業所とする。</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第47条</u>に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の村民税に関する規定を適用する。</p> |
| <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、<u>退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）</p> | <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、<u>退職所得の金額又は山林所得の金額の計算の例によって算定する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）</p>                                   |



| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、<u>適用しない。</u></p> <p>5 （略）</p> <p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、<u>適用しない。</u></p> <p>（村民税の申告）</p> <p>第36条の2 （略）</p> <p>2 前項の規定によって申告書を村長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第2項ただし書の規定により、村長の定める様式による。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は<u>雑損失</u>の金額がある場合においては、3月15日までに、<u>第1項の申告書を村長に提出すること</u></p> | <p>に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については適用しない。</p> <p>5 （略）</p> <p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については適用しない。</p> <p>（村民税の申告）</p> <p>第36条の2 （略）</p> <p>2 前項の規定によって申告書を村長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第2項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第2項ただし書の規定により、村長の定める様式による。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失の金額がある場合においては、3月15日までに第1項の申告書を村長に提出することができる。</p> |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ができる。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 村長は、村民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該村内に有する事務所、事業所、又は寮等の所在、<u>法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下村民税について同じ。）</u>、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際の經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の5第5項</u>に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(村民税の減免)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を</u></p> | <p>6・7 (略)</p> <p>8 村長は、村民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該村内に有する事務所、事業所、又は寮等の所在、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際の經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の5第4項</u>に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(村民税の減免)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 (略)</p> |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号</u></p> <p>(2) <u>法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額</u></p> <p>(3) <u>減免を受けようとする事由</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、<u>独立行政法人労働者健康安全機構</u>、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設</p> | <p>(1) <u>年度（法人税割にあつては、その課税標準の算定期間）納期の別及び税額</u></p> <p>(2) <u>減免を受けようとする事由</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、<u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u>、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設</p> |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、村長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第63条の2 (略)</p> <p>(1) 代表者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 前項の申出書には、<u>当該申出が当該区分所有者全員の協議に基づくものである旨を証する書類を添付</u>しなければならない。</p> <p>(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)</p> <p>第63条の3 (略)</p> <p>(1) 代表者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 <u>法第352条の2第6項に規定する特定被災共</u></p> | <p>置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、村長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第63条の2 (略)</p> <p>(1) 代表者の住所及び氏名</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 前項の申出書には当該申出が当該区分所有者全員の協議に基づくものである旨を証する書類を<u>添附</u>しなければならない。</p> <p>(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)</p> <p>第63条の3 (略)</p> <p>(1) 代表者の住所及び氏名</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 <u>同条第6項に規定する特定被災共用土地（以</u></p> |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第74条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第74条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第74条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を村長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、<u>地目及び地積並びにその用途</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の申出書には、当該申出が当該共用土地納税義務者又は特定被災共用土地納税義務者（前項の規定により読み替えて適用される第2項の申出書にあつては、特定仮換地等納税義務者）全員の合意に基づくものである旨を証する</p> | <p>下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第74条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第74条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第74条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を村長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所及び<u>氏名</u></p> <p>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、<u>地目並びに地積並びにその用途</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の申出書には、当該申出が当該共用土地納税義務者又は特定被災共用土地納税義務者（前項の規定により読み替えて適用される第2項の申出書にあつては、特定仮換地等納税義務者）全員の合意に基づくものである旨を証する</p> |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>書類を添付しなければならない。</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第71条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(住宅用地の申告)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>(1) <u>住宅用地の所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>住宅用地の上に存する家屋の所在、所有者、家屋番号、種類、構造、用途、床面積、居住の用に供する部分の床面積及び居住の用に供した年月日並びにその上に存する住居の数(法第349条の3の2第2項に規定する住居の数をいう。)</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合におい</p> | <p>書類を添付しなければならない。</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第71条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(住宅用地の申告)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>(1) <u>住宅用地の所有者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>住宅用地の上に存する家屋の所在、所有者、家屋番号、種類、構造、用途、床面積及び居住の用に供した年月日並びにその上に存する住居の数(法第349条の3の2第2項に規定する住居の数をいう。)</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合におい</p> |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>て、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を村長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者)にあっては、住所及び氏名又は名称</u>並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は<u>事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)</u>又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者)にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称</p> <p>(3)～(8) (略)</p> | <p>て、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を村長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに</u>当該納税者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は<u>氏名若しくは名称</u></p> <p>(3)～(8) (略)</p> |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3 (略)</p> <p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第90条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 減免を受ける者の氏名、<u>住所及び個人番号</u> (個人番号を有しない者にあつては、<u>氏名及び住所</u>) 並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び<u>個人番号</u> (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。) 又は法人番号 (同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、<u>住所及び氏名又は名称</u>)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第2条の2の2 当分の間、日本銀行法 (平成9年法律第89号) 第15条第1項 (第1号に係る部分に限る。) の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定め</p> | <p>3 (略)</p> <p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第90条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>この構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 減免を受ける者の氏名<u>及び住所並びに</u>減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 納税義務者の住所<u>及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第2条の2の2 当分の間、日本銀行法 (平成9年法律第89号) 第15条第1項 (第1号に係る部分に限る。) の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定め</p> |



| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>られる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる村民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該村民税に係る第52条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する村民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第6条の3 （略）</p> <p>（1）納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号</p> | <p>られる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第145条第1項において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる村民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該村民税に係る第52条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する村民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第6条の3 （略）</p> <p>（1）納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> |

| 改正後                                                                              | 改正前                                |
|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| <p><u>を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p>                                            |                                    |
| (2)・(3) (略)                                                                      | (2)・(3) (略)                        |
| 2 (略)                                                                            | 2 (略)                              |
| <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> | <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> |
| (2)～(4) (略)                                                                      | (2)～(4) (略)                        |
| 3 (略)                                                                            | 3 (略)                              |
| <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> | <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> |
| (2)・(3) (略)                                                                      | (2)・(3) (略)                        |
| 4 (略)                                                                            | 4 (略)                              |
| <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> | <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> |
| (2)・(3) (略)                                                                      | (2)・(3) (略)                        |
| 5 (略)                                                                            | 5 (略)                              |
| <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> | <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> |
| (2)・(3) (略)                                                                      | (2)・(3) (略)                        |
| 6 (略)                                                                            | 6 (略)                              |
| <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> | <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> |
| (2)～(6) (略)                                                                      | (2)～(6) (略)                        |
| 7 (略)                                                                            | 7 (略)                              |
| <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号</u></p>                        | <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11条に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> | <p>(2)～(7) (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> |
| <p>第12条の2 <u>削除</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <p><u>(たばこ税の税率の特例)</u></p> <p>第12条の2 <u>たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第95条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,495円とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用がある場合における第98条</u></p>                                                                                                         |

| 改正後 | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p><u>第1項から第4項までの規定の適用については、同条第1項中「第34号の2様式」とあるのは「第48号の5様式」と、同条第2項中「第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の6様式」と、同条第3項中「第34号の2の6様式」とあるのは「第48号の9様式」と、同条第4項中「第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の5様式又は第48号の6様式」とする。</u></p> <p><u>第15条 削除</u></p> <p><u>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</u></p> <p><u>第16条 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</u></p> <p><u>(2) 法附則第56条第1項に規定する被災住宅用地の上に平成23年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</u></p> <p><u>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則</u></p> |

| 改正後 | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p><u>第56条第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</u></p> <p><u>(4) その他村長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u></p> <p><u>2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</u></p> <p><u>3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 代表者の住所及び氏名</u></p> <p><u>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</u></p> <p><u>(3) 特定被災共用土地に係る法附則第56条第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u></p> <p><u>(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</u></p> <p><u>(5) 法附則第56条第3項の規定によりおん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</u></p> |

| 改正後                                    | 改正前                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(個人の村民税の税率の特例等)</p> <p>第15条 (略)</p> | <p><u>4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等（以下この項において「仮換地等」という。）に係る固定資産税額の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</u></p> <p>(個人の村民税の税率の特例等)</p> <p>第17条 (略)</p> |

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第8条から第17条まで、第18条、第23条第2項及び第3項並びに第56条の改正規定並びに附則第2条の2の2第1項及び第12条の2の改正規定並びに次条、附則第3条第3項及び第6条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の中城村税条例（以下「新条例」という。）第8条、第9条及び第13条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第11条及び第13条（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第12条及び第13条（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

(村民税に関する経過措置)

第3条 新条例第33条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成

27年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第51条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する申請書について適用する。
- 3 新条例第23条第2項の規定は、附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第36条の2第8項の規定は、施行日以後に行われる同項の規定による申告について適用し、同日前に行われるこの条例による改正前の中城村税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号並びに第74条の2第1項第1号並びに附則第6条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号の規定は、施行日以後に提出する新条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項に規定する申出書、新条例第71条第2項に規定する申請書又は新条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第6条の3各項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項に規定する申出書、旧条例第71条第2項に規定する申請書又は旧条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第6条の3各項に規定する申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第89条第2項第2号及び第90条第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する新条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

（村たばこ税に関する経過措置）

第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第12条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る村たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る村たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円
- (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円
- (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

- 3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|         |                          |                                                                                            |
|---------|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第98条第1項 | 施行規則第34号の2様式             | 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式 |
| 第98条第2項 | 施行規則第34号の2の2様式           | 平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式                                                                  |
| 第98条第3項 | 施行規則第34号の2の6様式           | 平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式                                                                  |
| 第98条第4項 | 施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式 | 平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式                                                        |

- 4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに村長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定により村たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|         |                 |                                                                            |
|---------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 第19条    | 第98条第1項若しくは第2項、 | 中城村税条例の一部を改正する条例（平成27年中城村条例第17号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第6条第6項、 |
| 第19条第2号 | 第98条第1項若しくは第2項  | 平成27年改正条例附則第6条第5項                                                          |



|            |                                                                                 |                                         |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 第19条第3号    | 第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限 | 平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限                   |
| 第98条第4項    | 施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式                                                        | 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第20条第4項の規定 |
| 第98条第5項    | 第1項又は第2項                                                                        | 平成27年改正条例附則第6条第6項                       |
| 第100条の2第1項 | 第98条第1項又は第2項                                                                    | 平成27年改正条例附則第6条第5項                       |
|            | 当該各項                                                                            | 同項                                      |
| 第101条第2項   | 第98条第1項又は第2項                                                                    | 平成27年改正条例附則第6条第6項                       |

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、村の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該村たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき村たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る村たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により村長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|     |           |                         |
|-----|-----------|-------------------------|
| 第5項 | 前項        | 第9項                     |
|     | 附則第20条第4項 | 附則第20条第10項において準用する同条第4項 |
|     | 平成28年5月2日 | 平成29年5月1日               |

|                   |            |                         |
|-------------------|------------|-------------------------|
| 第6項               | 平成28年9月30日 | 平成29年10月2日              |
| 第7項の表以外の部分        | 第4項の       | 第9項の                    |
|                   | 同項から前項まで   | 第5項、前項及び第9項             |
| 第7項の表第19条の項       | 附則第6条第6項   | 附則第6条第10項において準用する同条第6項  |
| 第7項の表第19条第2号の項    | 附則第6条第5項   | 附則第6条第10項において準用する同条第5項  |
| 第7項の表第19条第3号の項    | 附則第6条第6項   | 附則第6条第10項において準用する同条第6項  |
| 第7項の表第98条第4項の項    | 附則第20条第4項  | 附則第20条第10項において準用する同条第4項 |
| 第7項の表第98条第5項の項    | 附則第6条第6項   | 附則第6条第10項において準用する同条第6項  |
| 第7項の表第100条の2第1項の項 | 附則第6条第5項   | 附則第6条第10項において準用する同条第5項  |
| 第7項の表第101条第2項の項   | 附則第6条第6項   | 附則第6条第10項において準用する同条第6項  |
| 第8項               | 第4項        | 第9項                     |

11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                |            |                         |
|----------------|------------|-------------------------|
| 第5項            | 前項         | 第11項                    |
|                | 附則第20条第4項  | 附則第20条第12項において準用する同条第4項 |
|                | 平成28年5月2日  | 平成30年5月1日               |
| 第6項            | 平成28年9月30日 | 平成30年10月1日              |
| 第7項の表以外の部分     | 第4項の       | 第11項の                   |
|                | 同項から前項まで   | 第5項、前項及び第11項            |
| 第7項の表第19条の項    | 附則第6条第6項   | 附則第6条第12項において準用する同条第6項  |
| 第7項の表第19条第2号の項 | 附則第6条第5項   | 附則第6条第12項において準用する同条第5項  |
| 第7項の表第19条第3号の項 | 附則第6条第6項   | 附則第6条第12項において準用する同条第6項  |
| 第7項の表第98条第4項の項 | 附則第20条第4項  | 附則第20条第12項において準用する同条第4項 |
| 第7項の表第98条第5項の項 | 附則第6条第6項   | 附則第6条第12項において準用する同条第6項  |

|                   |          |                        |
|-------------------|----------|------------------------|
| 第7項の表第100条の2第1項の項 | 附則第6条第5項 | 附則第6条第12項において準用する同条第5項 |
| 第7項の表第101条第2項の項   | 附則第6条第6項 | 附則第6条第12項において準用する同条第6項 |
| 第8項               | 第4項      | 第11項                   |

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                   |            |                         |
|-------------------|------------|-------------------------|
| 第5項               | 前項         | 第13項                    |
|                   | 附則第20条第4項  | 附則第20条第14項において準用する同条第4項 |
|                   | 平成28年5月2日  | 平成31年4月30日              |
| 第6項               | 平成28年9月30日 | 平成31年9月30日              |
| 第7項の表以外の部分        | 第4項の       | 第13項の                   |
|                   | 同項から前項まで   | 第5項、前項及び第13項            |
| 第7項の表第19条の項       | 附則第6条第6項   | 附則第6条第14項において準用する同条第6項  |
| 第7項の表第19条第2号の項    | 附則第6条第5項   | 附則第6条第14項において準用する同条第5項  |
| 第7項の表第19条第3号の項    | 附則第6条第6項   | 附則第6条第14項において準用する同条第6項  |
| 第7項の表第98条第4項の項    | 附則第20条第4項  | 附則第20条第14項において準用する同条第4項 |
| 第7項の表第98条第5項の項    | 附則第6条第6項   | 附則第6条第14項において準用する同条第6項  |
| 第7項の表第100条の2第1項の項 | 附則第6条第5項   | 附則第6条第14項において準用する同条第5項  |
| 第7項の表第101条第2項の項   | 附則第6条第6項   | 附則第6条第14項において準用する同条第6項  |
| 第8項               | 第4項        | 第13項                    |

(特別土地保有税に関する経過措置)

第7条 新条例第139条の3第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第139条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の

例による。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 本件についても税条例改正内容説明書ということで、税務課長より整理された用紙が前日届いていると思いますので、これで提案理由の説明を終わりたいと思います。

日程第7 議案第54号 平成27年度中城村一

般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第54号 平成27年度中城村一般会計補正予算（第5号）について御提案申し上げます。

議案第54号

平成27年度中城村一般会計補正予算（第5号）

平成27年度中城村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ818,529千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,405,932千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月4日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款        | 項       | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|----------|---------|-----------|--------|-----------|
| 1 村税     |         | 1,884,366 | 26,656 | 1,911,022 |
|          | 1 村税    | 755,513   | 14,656 | 770,169   |
|          | 2 固定資産税 | 980,233   | 12,000 | 992,233   |
| 14 国庫支出金 |         | 1,324,558 | 10,654 | 1,335,212 |
|          | 1 国庫負担金 | 740,250   | 7,029  | 747,279   |
|          | 2 国庫補助金 | 580,145   | 3,625  | 583,770   |
| 15 県支出金  |         | 1,497,518 | 313    | 1,497,831 |
|          | 1 県負担金  | 375,162   | △4,001 | 371,161   |

| 款       | 項      | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|---------|--------|-----------|---------|-----------|
| 15 県支出金 | 2 県補助金 | 1,083,235 | 4,314   | 1,087,549 |
| 17 寄附金  |        | 2         | 780,000 | 780,002   |
|         | 1 寄附金  | 2         | 780,000 | 780,002   |
| 20 諸収入  |        | 189,629   | 906     | 190,535   |
|         | 4 雑入   | 185,930   | 906     | 186,836   |
| 歳 入 合 計 |        | 7,587,403 | 818,529 | 8,405,932 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款        | 項           | 補正前の額     | 補正額       | 計         |
|----------|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 2 総務費    |             | 1,058,084 | 797,797   | 1,855,881 |
|          | 1 総務管理費     | 905,668   | 793,939   | 1,699,607 |
|          | 2 徴税費       | 89,062    | 2,348     | 91,410    |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 | 51,715    | 324       | 52,039    |
|          | 4 選挙費       | 2,750     | 1,145     | 3,895     |
|          | 5 統計調査費     | 7,384     | 41        | 7,425     |
| 3 民生費    |             | 2,317,207 | 21,623    | 2,338,830 |
|          | 1 社会福祉費     | 1,090,359 | 13,183    | 1,103,542 |
|          | 2 児童福祉費     | 1,226,848 | 8,440     | 1,235,288 |
| 4 衛生費    |             | 764,351   | 1,117     | 765,468   |
|          | 1 保健衛生費     | 381,152   | 722       | 381,874   |
|          | 2 清掃費       | 383,199   | 395       | 383,594   |
| 6 農林水産業費 |             | 191,358   | 181       | 191,539   |
|          | 1 農業費       | 167,338   | 181       | 167,519   |
| 7 商工費    |             | 114,566   | 70        | 114,636   |
|          | 1 商工費       | 114,566   | 70        | 114,636   |
| 8 土木費    |             | 529,312   | △9,433    | 519,879   |
|          | 2 道路橋梁費     | 356,196   | △4,000    | 352,196   |
|          | 4 都市計画費     | 34,394    | 161       | 34,555    |
|          | 5 下水道費      | 119,994   | △5,594    | 114,400   |
|          | 10 教育費      |           | 1,673,955 | 5,870     |
| 1 教育総務費  |             | 155,469   | △96       | 155,373   |
|          | 2 小学校費      | 303,444   | △137      | 303,307   |

| 款       | 項       | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|---------|---------|-----------|---------|-----------|
| 10 教育費  | 3 中学校費  | 41,143    | 2,425   | 43,568    |
|         | 5 社会教育費 | 976,332   | 977     | 977,309   |
|         | 6 保健体育費 | 97,962    | 2,701   | 100,663   |
| 12 公債費  |         | 556,624   | 1,304   | 557,928   |
|         | 1 公債費   | 556,624   | 1,304   | 557,928   |
| 歳 出 合 計 |         | 7,587,403 | 818,529 | 8,405,932 |

まずページを開いていただきまして、歳入のほうから読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、1款村税、1項村民税、補正前の額7億5,551万3,000円、補正額1,465万6,000円、合計で7億7,016万9,000円。2項固定資産税、補正前の額9億8,023万3,000円、補正額1,200万円、合計で9億9,223万3,000円。

14款国庫支出金、1款国庫負担金、補正前の額7億4,025万円、補正額702万9,000円、合計で7億4,727万9,000円。2項国庫補助金、補正前の額5億8,014万5,000円、補正額362万5,000円、合計で5億8,377万円。

15款県支出金、1項県負担金、補正前の額3億7,516万2,000円、補正額400万1,000円の減額補正、合計で3億7,116万1,000円。2項県補助金、補正前の額10億8,323万5,000円、補正額431万4,000円、合計で10億8,754万9,000円。

17款寄附金、1項寄附金、補正前の額2,000円、補正額7億8,000万円、合計で7億8,000万2,000円。

20款諸収入、4項雑入、補正前の額1億8,593万円、補正額90万6,000円、合計で1億8,683万6,000円。

歳入合計、補正前の額75億8,740万3,000円、補正額8億1,852万9,000円、合計で84億593万2,000円。

続いて歳出でございます。歳出、2款総務費、1項総務管理費、補正前の額9億566万8,000円、

補正額7億9,393万9,000円、合計で16億9,960万7,000円。2項徴税费、補正前の額8,906万2,000円、補正額234万8,000円、合計で9,141万円。3項戸籍住民基本台帳費、補正前の額5,171万5,000円、補正額32万4,000円、合計で5,203万9,000円。4項選挙費、補正前の額275万円、補正額114万5,000円、合計で389万5,000円。5項統計調査費、補正前の額738万4,000円、補正額4万1,000円、合計で742万5,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、補正前の額10億9,035万9,000円、補正額1,318万3,000円、合計で11億354万2,000円。2項児童福祉費、補正前の額12億2,684万8,000円、補正額844万円、合計で12億3,528万8,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、補正前の額3億8,115万2,000円、補正額72万2,000円、合計で3億8,187万4,000円。2項清掃費、補正前の額3億8,319万9,000円、補正額39万5,000円、3億8,359万4,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、補正前の額1億6,733万8,000円、補正額18万1,000円、合計で1億6,751万9,000円。

7款商工費、1項商工費、補正前の額1億1,456万6,000円、補正額7万円、合計で1億1,463万6,000円。

8款土木費、2項道路橋梁費、補正前の額3億5,619万6,000円、補正額400万円の減額補正、合計で3億5,219万6,000円。4項都市計画費、補正前の額3,439万4,000円、補正額16万1,000

円、合計で3,455万5,000円。5項下水道費、補正前の額1億1,999万4,000円、補正額559万4,000円の減額補正、合計で1億1,440万円。

10款教育費、1項教育総務費、補正前の額1億5,546万9,000円、補正額9万6,000円の減額補正、合計で1億5,537万3,000円。2項小学校費、補正前の額3億344万4,000円、補正額13万7,000円の減額補正、合計で3億330万7,000円。3項中学校費、補正前の額4,114万3,000円、補正額242万5,000円、合計で4,356万8,000円。5項社会教育費、補正前の額9億7,633万2,000円、補正額97万7,000円、合計で9億7,730万9,000円。6項保健体育費、補正前の額9,796万2,000円、補正額270万1,000円、合計で1億66万3,000円。

12款公債費、1項公債費、補正前の額5億5,662万4,000円、補正額130万4,000円、合計で

5億5,792万8,000円。

歳出合計、補正前の額75億8,740万3,000円、補正額8億1,852万9,000円、合計で84億593万2,000円。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 本件についても12月1日、副村長より資料2枚をもとに説明を受けておりますので、これで提案理由の説明を終わります。

日程第8 議案第55号 平成27年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第55号 平成27年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます。

#### 議案第55号

#### 平成27年度 中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ627,076千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月4日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款        | 項                 | 補正前の額   | 補正額    | 計       |
|----------|-------------------|---------|--------|---------|
| 5 保留地処分金 |                   | 300,000 | 30,000 | 330,000 |
|          | 1 南上原区画整理事業保留地処分金 | 300,000 | 30,000 | 330,000 |
| 歳入合計     |                   | 597,076 | 30,000 | 627,076 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款           | 項              | 補正前の額   | 補正額    | 計       |
|-------------|----------------|---------|--------|---------|
| 1 土地区画整理事業費 |                | 597,074 | 30,000 | 627,074 |
|             | 1 南上原土地区画整理事業費 | 597,074 | 30,000 | 627,074 |
| 歳出合計        |                | 597,076 | 30,000 | 627,076 |

同じく歳入のほうから読み上げて御提案申し上げます。

歳入の5款でございます。保留地処分金、1項南上原区画整理事業保留地処分金、補正前の額3億円、補正額3,000万円、合計で3億3,000万円。

歳入合計が補正前の額5億9,707万6,000円、補正額3,000万円、合計で6億2,707万6,000円。

続いて歳出でございます。1款土地区画整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費、補正前の額5億9,707万4,000円、補正額3,000万円、合計で6億2,707万4,000円。

歳出合計、補正前の額5億9,707万6,000円、

補正額3,000万円、合計で6億2,707万6,000円でございます。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第9 議案第56号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第56号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます。

議案第56号

平成27年度 中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,806千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳



入歳出それぞれ363,789千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は「第2表地方債補正」による。

平成27年12月4日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款        | 項         | 補正前の額   | 補正額    | 計       |
|----------|-----------|---------|--------|---------|
| 1 使用料手数料 |           | 15,961  | 7,100  | 23,061  |
|          | 1 使用料     | 15,900  | 7,100  | 23,000  |
| 3 繰入金    |           | 119,994 | △5,594 | 114,400 |
|          | 1 一般会計繰入金 | 119,994 | △5,594 | 114,400 |
| 6 村債     |           | 97,800  | 1,300  | 99,100  |
|          | 1 村債      | 97,800  | 1,300  | 99,100  |
| 歳入合計     |           | 360,983 | 2,806  | 363,789 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款        | 項        | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|----------|----------|---------|-------|---------|
| 1 公共下水道費 |          | 249,506 | 2,806 | 252,312 |
|          | 1 公共下水道費 | 249,506 | 2,806 | 252,312 |
| 歳出合計     |          | 360,983 | 2,806 | 363,789 |

第2表 地方債補正

| 起債の目的   | 補 正 前        |                    |       |                                                                                                                      | 補 正 後        |       |    |       |
|---------|--------------|--------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------|----|-------|
|         | 限度額          | 起債の方法              | 利率    | 償還の方法                                                                                                                | 限度額          | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 下水道整備事業 | 千円<br>97,800 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 年5%以内 | 特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。<br><br>ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。 | 千円<br>99,100 | 同じ    | 同じ | 同じ    |

同じく歳入のほうから読み上げて御提案申し上げます。

歳入、1款使用料手数料、1項使用料、補正前の額1,590万円、補正額710万円、合計で2,300万円。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の額1億1,999万4,000円、補正額559万4,000円の減額補正、補正額1億1,440万円。

6款村債、1項村債、補正前の額9,780万円、補正額130万円、合計で9,910万円。

歳入合計、補正前の額3億6,098万3,000円、補正額280万6,000円、合計で3億6,378万9,000円。

歳出、1款公共下水道費、1項公共下水道費、補正前の額2億4,950万6,000円、補正額280万6,000円、合計で2億5,231万2,000円。

歳出合計、補正前の額3億6,098万3,000円、補正額280万6,000円、合計で3億6,378万9,000円。

続いて第2表地方債補正でございます。地方債の補正、起債の目的、下水道整備事業。補正

前の限度額9,780万円。補正後の限度額9,910万円。補正前の起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年5%以内。これも補正後も同じでございます。同じく償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰り上げ償還又は、低利に借り換えすることができる。これは補正後も同じでございます。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第10 議案第57号 物品購入等の契約(中型バス購入)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第57号 物品購入等の契約について御提案申し上げます。

議案第57号

物品購入等の契約について

新しい公共交通モデル事業（中型バス購入）について、下記のとおり物品購入等契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

記

- |                         |                                                           |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 1 契約の目的                 | 新しい公共交通モデル事業（中型バス購入）                                      |
| 2 契約の金額                 | 金31,968,000円                                              |
| うち取引に係る消費税<br>及び地方消費税の額 | 金2,368,000円                                               |
| 3 契約の相手方                | 住所 沖縄県浦添市牧港5丁目4番7号<br>商号 いすゞ自動車九州（株）沖縄支社<br>氏名 支社長 宇江城 安孝 |

平成27年12月4日 提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

新しい公共交通モデル事業に使用する目的により、上記の物品購入等契約を締結したいので、議会の議決に付するべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とする。

○議長 與那覇朝輝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第58号 中城村郷土図書購入契約を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。  
村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第58号 中城村郷土図書購入契約について御提案申し上げます。

議案第58号

中城村郷土図書購入契約について

中城村郷土図書購入について、次のように備品購入契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 中城村郷土図書購入
- 2 契約金額 金 11,094,624円
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 契約の相手方 福岡市博多区博多駅中央街2番1号 博多バスターミナルビル9F  
株式会社 紀伊國屋書店 九州営業部  
部長 平野 岳登志

平成27年12月4日提出

中城村長 浜田 京介

理 由

中城村郷土図書購入の備品購入契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とする。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（10時59分）

~~~~~

再 開（11時00分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第12 議案第59号 村道中城城跡線改良舗装工事（7工区）改定契約を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第59号 村道中城城跡線改良舗装工事（7工区）改定契約について御提案申し上げます。

議案第59号

村道中城城跡線改良舗装工事（7工区）改定契約について

村道中城城跡線改良舗装工事（7工区）について、下記のとおり改定契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 : 村道中城城跡線改良舗装工事（7工区）

2. 改定契約金額 : 金6,469,200円  
うち取引に係る消費税  
及び地方消費税の額 : 金479,200円
3. 契約の相手方 : 中城村字北浜83番地  
有限会社 北浜土木  
代表取締役 仲松睦子

平成27年12月4日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

村道中城城跡線改良舗装工事（7工区）の改定契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第13 報告第11号 議会の議決を経た工事請負契約（護佐丸歴史資料図書館新築工事（建築工事））の改定契約についてを議題とし

ます。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第11号 専決処分の報告について御報告いたします。

報告第11号

専決処分の報告について

護佐丸歴史資料図書館新築工事（建築工事）の改定契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年12月4日 提出

中城村長 浜田京介

理由

地方自治法180条第1項議会の委任による専決処分の規定により、護佐丸歴史資料図書館新築工事（建築工事）改定契約について専決処分しました。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第14 報告第12号 議会の議決を経た工事請負契約（護佐丸歴史資料図書館新築工事（電気設備工事））の改定契約についてを議題

とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第12号 専決処分の報告について御報告申し上げます。

報告第12号

専決処分の報告について

護佐丸歴史資料図書館新築工事（電気設備工事）の改定契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年12月4日 提出

中城村長 浜田京介

理由

地方自治法180条第1項議会の委任による専決処分の規定により、護佐丸歴史資料図書館新築工事（電気設備工事）改定契約について専決処分しました。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（11時07分）

~~~~~

再 開（11時08分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第15 報告第13号 議会の議決を経た工

事請負契約護佐丸歴史資料図書館新築工事（機械設備工事）の改定契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第13号 専決処分の報告について御報告申し上げます。

報告第13号

専決処分の報告について

護佐丸歴史資料図書館新築工事（機械設備工事）の改定契約について、地方自治法（昭和22年

法律第67号) 第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年12月4日 提出

中城村長 浜 田 京 介

理由

地方自治法180条第1項議会の委任による専決処分の規定により、護佐丸歴史資料図書館新築工事(機械設備工事)改定契約について専決処分しました。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩 (11時10分)

~~~~~

再 開 (11時12分)

○議長 與那覇朝輝 再開します。

これで報告を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会 (11時14分)

## 平成27年第9回中城村議会定例会（第4日目）

招 集 年 月 日	平成27年12月4日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成27年12月7日（午前10時00分）		
	散 会	平成27年12月7日（午後0時06分）		
応 招 議 員  （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	石 原 昌 雄	9 番	新 垣 徳 正
	2 番	外 間 博 則	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	大 城 常 良	11 番	新 垣 光 栄
	4 番	欠 員	12 番	新 垣 博 正
	5 番	仲 松 正 敏	13 番	仲 座 勇
	6 番	新 垣 貞 則	14 番	新 垣 善 功
	7 番	金 城 章	15 番	宮 城 重 夫
	8 番	伊 佐 則 勝	16 番	與那覇 朝 輝
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	10 番	安 里 ヨシ子	11 番	新 垣 光 栄
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	知 名 勉	議 事 係 長	比 嘉 保
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	呉 屋 之 雄	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	新 垣 親 裕	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	住 民 生 活 課 長	仲 村 盛 和	上 下 水 道 課 長	仲 村 武 宏
	会 計 管 理 者	比 嘉 義 人	教 育 総 務 課 長	名 幸 孝
	税 務 課 長	稲 嶺 盛 昌	生 涯 学 習 課 長 兼 生 涯 学 習 係 長	新 垣 一 弘
	福 祉 課 長	仲 松 範 三	教 育 総 務 課 長 主 幹	伊 波 正 明
	健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治		



## 議 事 日 程 第 2 号

日 程	件 名
第 1	議案第52号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
第 2	議案第53号 中城村税条例の一部を改正する条例
第 3	議案第54号 平成27年度中城村一般会計補正予算（第5号）
第 4	議案第55号 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
第 5	議案第56号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
第 6	議案第57号 物品購入等の契約
第 7	議案第58号 中城村郷土図書購入契約
第 8	議案第59号 村道中城城跡線改良舗装工事（7工区）改定契約

○議長 與那覇朝輝 これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第52号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を議題とします。

本件については12月4日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

大城常良議員。

○3番 大城常良議員 質疑をお願いしたいと思います。

議案第52号、今回の条例は独自利用事務、それからあと庁内の基準を柱とした事務の効率化及び村民の利便性向上を図るために規定するが、特定個人情報が庁内で今まで以上により幅広く使われると思います、その中で質問1、情報漏れがないように職員の徹底した教育、あるいはまた現在その教育は行われているのか。2点目に、来年1月1日からこの個人情報番号が始まるんですけれども、その中で何らかのサイバー攻撃があった場合に、そのような手順は想定されているのか。3点目に、万全のセキュリティ対策はもうでき上がっているのか。4点目に、万が一庁舎内で漏れがあった場合に、それに対しての対応は現在も考えているのか。この4点を伺います。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

まず情報漏れについてなんですが、これはうちの職員の教育についてはJ-LIS（ジェイリス）eラーニングという、インターネットを使った職員の研修をしております。その中で個人情報の保護とか、あるいは情報セキュリティの研修をコース別に分けて、また担当別のものに分けて研修を行ってございますので、十分に研修はしているということでございます。

それからサイバー攻撃やセキュリティの漏

れはないかということですが、サイバー攻撃についてはうちの情報ポリシーに基づき対応するというところでございます。3番、4番も一括して同じ答えということですので。以上です。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 今の答弁の中でJ-LISですか、インターネットを利用して研修しているということ、これは各部署別に研修をされているか。例えば部門別にですね。その部署はこの対策と、その部署はこの対策となっているわけですか、それとも一括して庁内全ての研修になっているのか。あるいはまたインターネットだけではなくて、ほかの研修等もいろいろまたそういった研修がある場合にそこへ出向いて職員を派遣して、こういったのが起きないように対策というのをやられているのか。

あと1点は、何らかのサイバー攻撃があった場合に、庁内で対応しているということなので、この対応というのはどのような対応になっているのか。ただ対応していると答えが返ってきているんですが、その対応はどういう対応でやられているのか。この2点お願いします。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

まずインターネットでの研修ですけれども、これはeラーニングとあって、昨年来、ずっとやり続けている研修です。ことしの12月2日までに2回目のeラーニングの研修がありましたが、ほとんどの職員がそれを受講しております。

それから部門別ということではなくて、現在は情報セキュリティ、例えば職員のモラルであるとか、そういうものを中心に研修を今行っているところで、特にその部門別で行うということまでは至っておりません。

それからサイバー攻撃についてですけれども、当然、昨今はそういうサイバー攻撃というのを、いろんな自治体のほうでそういう攻撃があるということの情報がありますので、我々としまし

てもそういうサイバー攻撃に対する対応を、今、情報システムのところでそれを想定しながらやっているところがございます。

あと1点、研修についてですけれども、これにつきましては特に、現在はインターネットを介してのeラーニングということで行っていますけれども、我々のところで今、IT顧問と委託契約をしておりますので、IT顧問による職員を直接多目的会議室に集めて、情報セキュリティに関する研修を行っているところがございます。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 この議案第52号は来年1月1日から始まるという、極めて厳しい、言ってみれば村民に全然浸透していない状況でその作業が始まると私も思っているものですから、ぜひ始まってから村民に多大な迷惑がかかったとか、そういうのが一切ないような仕組みをつくっていただいて、ぜひひとつ何の事故もなくこのマイナンバー制度が履行できるように、ぜひ頑張るといってもなんですが、そういった漏えい、あるいは今言った私の話が全て問題にならないようなやり方で進めていっていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 ほかに質疑ありますか。  
宮城重夫議員。

○15番 宮城重夫議員 おはようございます。それでは議案第52号に関しまして、関連して質疑をしていきたいと思っております。

先日、役所が各家庭にナンバー通知書を、ナンバーを送付したと思っております。それは全世帯に配付済みなのか、まだ送付していないところもあるのか。

あとはまたその内訳、郵便局で受け取った数、郵便局でとまっている分、あるいは役場でとまっている分、そして受け取り、直接拒否した数とかありましたらお願いします。

○議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 それではお答えします。

まず全世帯に配付されているかという件ですが、約50%、60%の配達を確認できています。最終的に12月9日に宜野湾郵便局のほうに届くという連絡は受けていて、それから随時また配達し始めていくということです。それと返戻件数なんですけど、12月4日時点で344通は役場のほうに返戻が来て、また問い合わせがあり、約20件は個人へ渡してあります。ただ、その内訳の詳細はわからない状況です。以上です。

○議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

○15番 宮城重夫議員 役場が12月4日時点344通で20件は個人に役場で渡したと。問題は、その受け取りを拒否する方というのはまだないわけですか。

○議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

約10件ほどは受け取り拒否の方がいまして、それはうちの役場のほうで3カ月間は保管して、それから廃棄処分するような形になっていくと思います。以上です。

○議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

○15番 宮城重夫議員 10件が受け取りを拒否していると、マイナンバーをね。その議案第52号を運用するに当たって、実際にこの10件の方も個人ナンバーというのは使用しなければいけない、事務手続上、使用しなければいけない場合が出てくると思うんですが、そのときの取り扱いというのはどう考えていますか。そこで本人は拒否していますよね、認めないわけさ。この番号というのはよ。もう拒否しているんだから。それに対して役場は事務手続をする場合、本人の許可というのが必要になるんじゃないかと思うんですけども、もうそういう事態が生じた場合はどういう対応を考えていますか。伺います。以上です。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（10時13分）

~~~~~

再開（10時15分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

今、我々が提案している条例は、申請が基本でございます。本人が。申請主義が基本でございます。そこには今言う個人番号を記入する場面が出てきます。そのときには個人番号を、今通知を受けていない方々について、拒否している方々についてはマイナンバー入りの住民票の提出、あるいは所得証明書の提出、もろもろの必要書類を紙ベースで提出することになると解釈しております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 以上で宮城重夫議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 先ほどの大城議員の質疑に対して、これはインターネットを利用した研修ということでしたが、それでいいのかどうか。それで全員受けたというんだけど、これはどのような方法でやっているのか。インターネットで研修したということに間違いはありませんか。このインターネットで講習を受けた人たちのチェックはしたのかどうか。

それと、これは職員のモラルの問題です。私はこれは皆さん方の、内部の、事務の取り扱いが主だと思うんです。その職員モラルの問題について、どのような研修をしたか。普通、研修というのは一堂に会して、あるいは職員を各班に分けてこういうのをやるのが講習だと思うが、インターネットを通じての講習は誰々が受けたのか把握できますか。その実施した結果、誰々が受けたという結果書というのはあるのかどうか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えします。

先ほどの答弁と重複しますが、IT顧問と我々は委託契約をしておりますので、IT顧問を講師に各課から、ほとんどの職員です。参加していただいて、情報セキュリティに関する研修を行っております。あわせてインターネットを介してのeラーニングということでの研修を行っております。それは十分、eラーニングですから、一般的に想定される問題であるとか、あるいは先ほど議員から御質疑があったように、職員のモラルとしての研修であるとか、そういうことも含めて研修は十分行われているものと考えております。

それからインターネットでやりますので、誰がどの研修を受けたという情報は、すぐうちの電算担当のほうには届くことになっております。研修の結果は一覧表としてございます。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（10時19分）

~~~~~

再開（10時21分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

新垣議員、まとめてお願いいたします。

新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 本来でしたら、IT顧問もいるんだったら、定期的に職員を何班かに分けて、直接講習を受けて、質の向上、あるいは職員のモラルの問題を十分やらないと、先ほどもあったように、本当にこれは皆さん方が扱い方を間違ったら全部漏えいしてしまうわけですから、これは皆さん方の仕事がしやすいための条例だと私は解釈しています。その上にまたマイナンバー法律ができていながら、これを拒否しても結局は国でナンバーはつけられているんでしょう。どこかの市町村で住民票を交付する場合に、ナンバーを入れてしまった場合があります。この辺もよく注意してやらないと、その住民票とかいろんな申請書で交付す

る、書類については本人に確認して、マイナンバーを入れるか入れないかは十分確認してやらないと漏れてしまうわけです。一般住民はそこまで意識がないと思うんです。そういう意味で、その扱いには職員が十分これを研修も受けて、勉強してやってもらいたいのと、それと研修を受けていない方は早目に受けるように、村長の指揮で、命令して受けさせないといけないんじゃないかと思います。そのことを、今後それが起き得るかもしれませんが、それがないようにしっかりしてください。以上です。

○議長 與那覇朝輝 ほかにありますか。

新垣光栄議員。

○11番 新垣光栄議員 関連して質疑をさせていただきます。

今、IT顧問の研修、それからインターネットによるeラーニング研修ということですが、これは個人的な資質の向上だと思うんです。それに伴って執行部がやらないといけないのは、内部統制の問題だと思っております。幾らモラルの研修をしても、内部統制体制がどのように中城村で構築されているか。その辺が問題になると思いますので、技術的なモラルの研修、それによる資質の向上は研修等で培われてくると思うんですけれども、この研修を踏まえて中城村で内部統制の構築をどのように進めていくのか。この情報の漏えいとか、今後の中城村の業務をしっかり行っていくことに資してくると思うんですけれども、そのような内部統制、構築をどのように考えているか。お伺いします。

○議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

○副村長 比嘉正豊 では、お答えいたします。

今、議員から指摘のことは当然でございます。マイナンバーが出たからどうのこうのじゃなくて、これまでの部分を含めてもそれは言えるわけです。これまでも住民票には住基番号をつける、つけないという申請の区分があります。それと本籍を入れますか、入れませんかという

住民票の交付の仕方もございます。今回、たまたま新聞沙汰で見たんですが、マイナンバーが入った住民票を本人が申請もしていないのに出してしまったという交付のミスがあったわけです。それも含めまして、今現在、今回の条例というのは、その利用をする範囲について規定をしていこうということですので、その利用というのはあくまでも個人の、個人がその番号を利用したいということであれば、我々もこの条例に従って情報のやりとりをします。しかし、逆にいうと本人がその番号を利用したら、事務手続はしたくないというのであれば、我々はそれを強要できませんので、その方については従来どおりの紙ベースとか、いろんな書類の添付が必要になってきます。今のマイナンバー制度の行政内の運用という最大の目的は、ペーパーなしにこの番号でその方の住基も使えますし、所得も使えます。この人が生活保護関係のものも使えるということになるわけです。いろんなものに使えて、総合的にこの方は1件の申請について、このナンバーのみで、ほかのペーパー的書類の交付を受けて、手数料を払ってそれを受けて、それをつけるという部分を省くのが今回運用する条例の中での一番の利点なんです。ただ、使うか使わないかは、この申請される村民の自由意思にかかわってきますので、そういう面でやらせてもらうのと、当然、これまでも必携等をもとに、特に基幹系の部分につきましては、管理体制は十分にやっていますし、またマイナンバーがついたことによって、さらなる指揮系統の構築というのは、現在あるものをさらに強化するという必要性は痛感しています。それは今後も実施していきます。

○議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

○11番 新垣光栄議員 今答弁がありましたように、これから複雑ないろんなIT関係、それから行政のいろんな個人情報等が含まれる、おのおのの要件がいろいろ出てくると思うんで

す。その中で、やはりこの条例の設置に伴って庁内の内部統制の確立を早目に議論して、その辺も含めてトータル的な管理体制をしっかりとさせていきたいと思えます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 ほかにありますか。

石原昌雄議員。

○1番 石原昌雄議員 1点だけ質疑をさせていただきます。

今回の条例制定ですけれども、通常、条例というのはやっぱりメリットがあるという点があって条例を制定していくわけですが、こういうメリットのある部分というのは今後住民にどのような形でちゃんとお知らせして、こういう条例ができて、こういう便利があるよとか、そういうのをやっていけるのかというのを教えていただきたい。この1点だけお願いします。

○議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

○副村長 比嘉正豊 お答えいたします。

御承知のように、国もマスコミを通じまして、徹底的にその利便性をアピールしていますし、また本村においても広報なかぐすくにおいて、それについても広報していただいております。ただ、こういうことにつきましては、これは以前の住基番号についてもそうでしたが、利便性という部分をどう捉えて、どう広報するかという以前に、やっぱり個々の人間に番号をつけられるのは嫌だとか、いろんな考え方があられるわけです。そういう面で拒否する方もいると思いますが、しかし、利便性の部分については広報も十分やっておりますし、また窓口でもそういう指導はできます。要するに、先ほども私が答弁しましたとおり、いろんな附帯書類をつけなくてもいいことができるという部分は、今後もまた実際の業務の中で通知していきますので、そういう面では実施をしながら、ある程度の部分は確立していけるんじゃないかと考えています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 以上で石原昌雄議員の質

疑を終わります。

ほかにありますか。

新垣博正議員。

○12番 新垣博正議員 それでは議案第52号について質疑を行います。

このマイナンバー制度において、例えば隣の宜野湾市では自衛官の募集業務に対して、適正年齢の情報が提供されたという報道がされていますが、本村でもそのような情報を求められた場合は提供する考えがあるのか。それとも全くないと断言できるのか、お答えいただきたいと思えます。

○議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

このマイナンバー制度との直接の関係はございませんが、今、自衛隊のほうから資料の提供といえますか、閲覧には応じている状況です。これは制度上、やはり拒否できないところがありまして、そのまま継続することになると思えます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 条例の内容に沿って質疑をお願いいたします。

新垣博正議員。

○12番 新垣博正議員 要するに、副村長が先ほど答弁しましたとおり、業務の利便性については、確かに性善説で考えたら非常にやりやすく、効率がよくて処理しやすいということは私も同感だと思います。ただ、悪用されたり、あるいはまた本人の都合とは相入れないような使い方をされた場合に、国民一人一人としては個人の情報でありますので、しっかりと取り扱ってほしいし、幾ら業務の利便性だと言っても、本人にとっては、先ほど言ったようなものに対しては、望まない者に対して提供されるということであれば、これは望ましくない私は解釈しております。そういった意味で、役場側から提供することがあるかどうかと私は伺っているんですが、束になってその情報を提供する

ことはあり得ないということで確認してよろしいでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

○副村長 比嘉正豊 直接マイナンバー制度との兼ね合いはないというのは、先ほど担当課長が申し上げたとおりなんです、このことについては、やっぱり我々は情報提供の義務が一定限度ありますので、法律上の話としてありますので、その範囲でこれはやらざるを得ないという部分があります。ただ、これはあくまでもその法の目的による範囲内を閲覧とか情報を求められているわけでありまして、それが他に利用されたんだったら閲覧した側、申請した側の法的責任になりますので、その辺は私どもとしては法の範囲内というのと、基準の範囲内については、今後もそれは提供していくという考え方です。

○議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

○12番 新垣博正議員 いただいた資料の中ではこう書いてあるんです。個人番号の利用は全ての事務において利用できるものではなく、ひとつ社会保障、そして税、災害対策の分野に限られている。そして法で定められた事務以外での利用は禁止されていると明記されているわけです。そういった中で法の定められたというような解釈の中で、この3つ以外で自衛官の募集業務とかに出せということで、どのような形で該当するのかが私は解釈ができないんですが、その辺はしっかりと答弁していただけますか。

○議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

○副村長 比嘉正豊 お答えいたします。

ちょっと説明不足だったと思います。私が申し上げましたのは、住基の適正年齢の情報提供依頼でありまして、マイナンバーの提供依頼ではないんです。要するに、我々が開示できる部分というのはマイナンバー抜きも開示できるわけです。意味わかりますでしょうか。マイナンバーが、じゃあ住基に全部くっついてます。

個人全部にくっついてます。しかし、これはマイナンバーが利用できる範囲というのは法で限定してあります。ただし、先ほど申し上げたのは自衛隊法に基づいて、私どもにそれを閲覧する権利が法律上あるわけです。その部分については従来どおりやりますという話だったんです。そういうことで御理解をお願いします。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（10時37分）

~~~~~

再 開（10時39分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

以上で新垣博正議員の質疑を終わります。  
ほかにありますか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第52号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第2 議案第53号 中城村税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については12月4日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

大城常良議員。

○3番 大城常良議員 議案第53号について質疑をさせていただきます。

2ページのほうです。第9条第6項のほうに、これは下のほうに括弧であるんですけども、

「(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)」ということがあるんですけども、これは上のほうでは「猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予期間が6カ月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価格及び所在」とあるんですけども、これは担保がなくてもそれを利用できる、あるいはまたその猶予ができるということで考えていいのか。

あと2点目が、これは前の全協での説明書にあるんですけども、旧3級品の紙巻きたばこに係る特例税率を段階的に廃止するための条例改正と伺っているんですが、この中で特例税率の期限が切れたからその条例をつくったのか、それともまたほかの理由があるのか、この2点お願いいたします。

○議長 與那覇朝輝 税務課長 稲嶺盛昌。

○税務課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

まず第9条第6項の件ですが、こちらは担保がないと基本的には申請が厳しいということになります。この第6項についてはですね。

あと1点、たばこ税についてですが、こちらはこれまで特性を一定の、普通、3級品のたばこ、通常お吸いになるマイルドセブンとかというんですか、そういったものがこれまでは通常の税金だったんですが、今回、旧3級品と言われるたばこについては、その特例を外して通常の税金に戻しますよということなので、期限がここまであったとかではなくて、これから税金を4年かけて通常の税金に戻していきますというのが附則の条例であります。以上です。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 第9条第6項、その中で読んでみたら、どうしても担保を提供することができない特別の事情があるときはその事情ということになるんですが、事情があれば猶予ができるのかなと感じてしまったものですから、

この質疑をしているわけです。ということは、これは担保がなければ一切猶予はできないということと考えていいですか。

○議長 與那覇朝輝 税務課長 稲嶺盛昌。

○税務課長 稲嶺盛昌 お答えします。

基本的に担保がなければ猶予は厳しいということになります。こちらのほうに記載させていただいているのは、担保を提供していただいて、さらにこの方の、納税者の生活をこれ以上困窮させるような場合、あとは納税者の事業の継続を厳しくさせるような状況とかでいく担保の提供をしていただいた後の徴収の猶予の期間をきっちり分けて、毎月幾らぐらいですとそういう猶予の期間の間にやりましょうねというところでの担保の提供でありますので、基本的には担保の提供をしていただいて、市町村としてはその提供していただいた担保をもとに本人の、納税者の生活状況、繰り返しますが、これ以上、例えば毎月10万円以上取ると生活費が大変ですよとか、そういったのも全部、収入も伝票も出していただいて、こっちでしっかり判断しながらそういう担保の期間の延長、もしくは再延長、ほかの条項にありますけれども、そういった形になってまいります。以上です。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 これは条例自体が緩和をするという条例ですので、私はとてもいい条例だと思っていますので、ぜひ住民の声を聞きながら最長2年間ですか。これは猶予があるということですので、ぜひ住民の意見を十分に把握した上で取り扱っていただきたいと思います。以上です。

○議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております。



す議案第53号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第53号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号 中城村税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第53号 中城村税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第54号 平成27年度中城村一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本件については12月4日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

大城常良議員。

○3番 大城常良議員 議案第54号について質疑をさせていただきます。

10ページの歳入のほうです。1目一般寄附金ということで7億8,000万円が入ってきているんですが、とりあえず1点目に、これは沖縄電力から7億8,000万円の寄附がありますが、その件に関連してお尋ねしたいと思えます。1点目に、この寄附は中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例に基づき、沖縄電力の吉の浦発電所に係る固定資産税の課税免除に対する見返りの面が考えられますが、それは実際はどうなのか。これ1点目ですね。

2点目に、沖縄電力吉の浦火力発電所への固定資産税の課税免除はいつから始まって、今年

度分までの免除額は、免除額の合計は大体、今現在どれぐらいになるのか。額のほうですね。

3点目に、沖縄電力吉の浦火力発電所への固定資産税の課税免除は、中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例第5条の適用になるかと考えますが、それによりますと課税免除の期間は新たに課されることとなった年度以降5年度分となっておりますが、5カ年の固定資産税免除額はどの程度と予想されるのか。大まかな額でよろしいですので、この3点ですね。これからの、恐らくこれは平成25年ぐらいから始まっていると思うので、あと2年分は新たな投資がある場合には、どうしてもそれは計算できないと思えますので、とりあえず課税ベースをお願いしたいと思っております。これが3点目ですね。

次4点目が12ページ、2款1項一般管理費、その中で13節のほうに委託料というのがあるんですけども、これは公共施設等消防管理計画策定業務委託料ということで162万円出ているんですが、ここでの業務内容は一体どういふことなのか。これをお伺いします。これが4点目です。

5点目が28ページ、10款1目学校管理費、11節、これはこっちのほうに光熱水費というのがあるんですけども、110万円ですね。これは補正前の額で2,995万5,000円ですか、出ているんですけども、その中に、当初予算のほうに組み込まれているとは思うんですけども、110万円もこれは補正を出した原因は何なのか。その下のほうに2番のほう、教育費の中でも扶助費、これは要保護、準要保護の児童生徒援助ということで143万円の減になっているんですが、これが修学旅行費の補正減になっているが、今まで中学校3年生は受験等で忙しくて、これは修学旅行は中学2年生に切りかえたと。2年生のときに修学旅行はここ何年か行っているということなんですが、これがまた3年生に

変更になった理由は何なのか。以上6点、お願いいたします。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（10時52分）

~~~~~

再 開（10時52分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

税務課長 稲嶺盛昌。

○税務課長 稲嶺盛昌 それでは大城議員の質疑にお答えいたします。

沖縄電力の固定資産税の免除ということで、こちらは沖振法に基づいて沖縄県内全地域指定されている通称「産業イノベーション」という制度にのっかって、課税の、固定資産税の免除があるということでありまして、おおむねほとんどが償却資産となります。御質疑にありましたこれまでのということ、平成24年度から免除額が適用されて、平成25年度に第1号機ができて、続きまして平成26年度は2号機、平成27年度ということで、まずこの4年間に免除額としましては19億2,300万円余りがこれまでの免除額ということになります。産業イノベーション、その当初の課税から5年間ということでもありますので、最初の土地の部分とか、そういったところは平成29年から消えてくる。順次5年がたつと切れていくという形になりますので、たしか3点目の御質疑の中で、申しわけないですが、この固定資産税の償却資産の、その分野分野の減免が5年で幾らになるかというのは、ちょっと詳細まで今出し切れなくて、実績額で平成24年から平成27年までは持ってきているというのと。あとは推定としましてのこちらのおおむねの減価償却費等での計算はできますが、5年間で幾らの減免になってくるかというのは、ちょっと申しわけないですが、今資料をお持ちしていません。以上です。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、3番、大城議員の歳入の10ページの一般寄附金の御説明をさせていただきます。

まず固定資産との関連はございません。沖縄電力の吉の浦火力発電所が立地したということで、中城村に対して地域振興を電力としては行いたいということで、この計画については平成21年8月31日から庁内会議を持ちまして、これは電力立地に伴う地域振興事業検討委員会を庁内で立ち上げをしております。委員会を5回、検討委員会を5回持ちまして、その中で中城村として沖縄電力に地域振興をお願いする項目を決定しております。1番目に、中城村役場庁舎の建設費事業ということで16億9,000万円。それから2番目に、村道泊浜原線改良工事1億9,300万円。それから3つ目に南上原地区、街路公園整備事業1億5,000万円。4番目に、健康保険センター建設事業2億1,000万円。5番目に、総合物産センター建設事業2億300万円。それから人材育成基金造成事業で1億円と。総額で25億4,600万円の事業を地域振興として沖縄電力に要請をした結果であります。沖縄電力としましては、25億円という額を検討した結果、一派寄附として7億8,000万円を村に寄附しているところです。この7億8,000万円という電力側の数字としましては、過去の実績、地域振興実績に基づくものだと聞いております。例えば具志川火力発電所が7億3,000万円、金武発電所に7億8,000万円ということで、新しい金武町に次ぐ中城の吉の浦火力発電所も7億8,000万円という金額を寄附されているということでございます。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

私のほうは12ページの委託料、公共施設等総合管理計画策定業務の委託料の内容なんです、実は総務省のほうから平成26年4月22日、総財務第75号で通知がございまして、その公共施設

等総合計画書を策定しなさいという御指導がございます。その中でその内容はまず3点ございまして、公共施設等の現況及び将来の見通しの計画。それから公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針。あと3つ目に、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針ということでございます。

昨今、議員も御存じのとおり、我が国においては公共施設等の老朽化対策が大きな問題となっております。それに地方公共団体においても厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等による公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されます。それを踏まえて早急に公共施設等の全体的状況を把握する必要がございます。それから財産負担の軽減、平準化とともに公共施設等の最適な配置を実現するために必要となることから、その計画が必要とされております。これは平成28年度を目標に策定することになっております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
○教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

28ページの需用費が111万6,000円の増額になっております。これは当初予算で見込まれているんじゃないかという話ですが、実は平成27年も補正をしております。平成27年度補正、精算といいますか、平成27年度との比較といいますか、平成27年度とは同額となっております。当初予算で組み入れなかったかということは、12月で当初予算を組むものですから、当初予算では前年度の当初予算と同じということになっておりますので、最終的には平成27年度と同額、約同額ということになっております。済みません、平成26年度のですね、失礼しました。前年度と同額の補正となっております。平成27年度もそうだったんですけれども、光熱費が大分上がってきております。

あと同じ28ページの要保護の減でありますけ

れども、これは議員がおっしゃいましたとおり、修学旅行の現在2年生から3年生に修学旅行を移した件で減になってはいますが、何でそれを3年生に移したかということでありませうけれども、これは学校側からの要望なんです、2年生は2学期に職場体験等がありまして、2年生は部活動等もありまして、修学旅行が11月の後半から12月の初めごろに行われるんですけれども、その時期が大変忙しいということで、3年生に移したほうが日程的によいということで、学校側から変更したいということがありました。以上です。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 再度2回目の質疑をさせていただきます。

この電力の7億8,000万円の寄附金ということで1点目に話したのですが、この寄附は沖縄電力からの申し出があったのか、あるいはまた中城村から依頼したのか。それを伺います。先ほどはただの寄附ということであったんですが、これは課税免除の見返りとしての寄附でなければ、これはまた免税に対する還元を要求してもいいと思うんですけれども、そこはどうかお伺いします。

あと2点目に19億2,000万円と、現状までの免税措置がとられているわけですが、このほうは我々は電力が稼働してからどれぐらいの金が免税になっているのか。そこら辺も議員の立場としてはどのぐらいの額になっているのか把握したいと思っていたものですから、聞いていただくわけでございます。

3点目は、このような固定資産税の減税措置があった場合、これまで例からすれば先ほど言われたとおり、恐らく4分の1ほどの免税、その還元があると私も調べた結果、あるんですけれども、さっき言った金武とか、石川とかそういうところでもあるんですが、これが妥当な額なのかどうか。あっちも7億8,000万円、

こっちは7億3,000万円ということで、恐らく妥当ではないかと言うんですけども、当局としてはこの7億8,000万円の額をどう見ているのか。そこの3点ですね。2点か。2点はもう結構ですので、1番と、1点目と3点目。

あと先ほど4点目の施設の総合管理の件で、これ平成28年度には作成が終わるということであるのであれば、ぜひこの作成したものを我々のほうにも全部公開していただきたいと思いますが、これは可能なのか。それが4点目ですね。

あと5点目です。課長のほうは110万円は去年と同等の補正を出して、同額だということで話をしているんですが、光熱水費が上がったということで、それだけの金が出ているんですけども、これは毎年プラスしてそのままの金額になるのか、あるいはまたやっぱり光熱水費というのは増減があるもんだから、それに沿ってやっぱり毎年補正を出さないといけなくなるのか。

それと6番目、3年生に切りかえたということは、これは学校側からの要望でそうしたということなんですが、これは教育委員会の中で十分議論をして、今まで培ってきた2年生の修学旅行というのが3年生に変わる場合に、これは生徒たちの意見も十分踏まえての変更なのか。その点、2回目お願いいたします。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えしたいと思います。

まず2点の御質疑と確認をしております。課税免除の分野の要求ということですが、やはり法律に基づいた減免の措置であります。それに見返りをということについては、行政としてできないものと認識をしております。

次に額についてはどう見ているかということですが、先ほども申し上げたとおり、村としては25億4,600万円を要請しております。これは

平成22年2月1日に沖縄電力の社長、石嶺伝一郎へ浜田村長が文書をもって要請をしている中で、沖縄電力としては先の東北の大震災のときの電力への社会的な状況というんですか、電気料金の問題等々が社会的問題になりまして、電力としては25億円という、地域振興としてはまず難しいということもお聞きしております。ですから7億8,000万円というのは金武町の発電所と同額ということでありまして、村としては社会情勢からするとやむを得ない数字かなとも思っておりますが、何しろ誠意を持っての一般寄附でございますので、温かく村民のために活用できればなと思っております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えします。

計画書については公開できます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 それではお答えしたいと思います。

光熱費につきましてはこれまでの実績がもう110万円も上がっておりますので、新年度予算からはそれを上乗せした額で要求していきたいと考えております。

あとは修学旅行の件であります。これは学校行事でありますので、学校のほうで十分議論されて、2年生から3年生のほうに変更したいということで報告を受けております。以上であります。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 最後の質疑になりますが、沖縄電力から中城村でもこのような恩恵を受けると。7億8,000万円もの寄附ができるというのも、これは沖縄電力を誘致した前の新垣清徳村長、彼が沖縄電力の火力発電建設の誘致を決断し、実現した結果、こういう7億8,000万円ものお金、寄附ができているものだと思います。改めてこの英断には、私は敬意を

表したいと思っております。今、現職の浜田村長にも、ぜひ将来におかれて本当に中城村に恩恵をもたらせるような優秀な企業、あるいはそのような優良な企業を誘致していただいて、それが後々本村に対してこういう、8億円近くの恩恵をもたらせるような企業を、ぜひ誘致していただきたいと思っております。

最後にですね、先ほど企業立地・観光推進課長のほうから、これは相手方の寄附だということではあるんですけれども、これをまた事あるごとにぜひいろいろな相談、あるいはこっちから、村からもいろいろと電力のほうに申し出て、取れるものであればいろいろと。もう電力、沖縄でも一番の一、二を争う企業ですので、ぜひいろいろと頑張っていただいて、引っ張っていただきたいと思っております。村長のほうにもいろいろとまた企業誘致をお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 ほかにありますか。

休憩します。

休 憩（11時12分）

~~~~~

再 開（11時18分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 それでは議案第54号です。平成27年一般会計補正予算（第5号）について質疑をします。

歳出関係の質疑になります。1点目です。28ページです。先ほどの教育総務課長からの答弁の内容ですけれども、10款3項1目11節光熱水費です。110万円の増額補正が計上されています。私の考えですが、体育館の昼間の体育の授業中とか、水銀灯をつけていないか。それからたまたまグラウンドの水銀灯が消し忘れて朝まで水銀灯がついている場合があります。そういったのも原因の一つじゃないかなと思っております。増額の原因ですね。そこら辺について答弁をお

願いたします。

それから2点目のほうです。30ページ、10款6項2項11節光熱水費です。144万5,000円の補正が計上されていると。平成26年度の決算では699万4,022円です。それで平成27年度の当初予算です。650万円です。それで今回の補正は144万5,000円です。合計で799万5,000円になります。去年の決算額と比較したら、約100万円の増額補正になります。その原因は何ですか。

それから3点目です。同じく30ページのほうです。10款6項3目11節消耗品費ということで、冬芝の種代ということで12万円の補正が計上されている。去年は多分計上されていないと思いますけれども、ことは計上されています。その理由を説明してください。以上です。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。

教育費の中の光熱費が上がった原因ということですが、議員がおっしゃる体育館の昼間、水銀灯をつけていないかということですが、昼間つけるときは雨天時とか、あぁいった競技にやはり危険を来すようなときは昼間もやっぱり電気をつけないと危ないですので、そういったときは昼もつけております。運動場の水銀灯の件ですけれども、これは確かに議員おっしゃるとおり、何回かは消し忘れて朝までついていたこともございますが、これが主な原因だとは考えておりません。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

○生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 新垣議員にお答えいたします。

綿密な統計資料を報告させていただきます。まずこの体育施設ですね、いわゆる体育館ではありますけれども、吉の浦公園ですね、その光熱水費だったと思います。699万4,000円、全体でいきますとそれだけになっています。当初予算では650万円ということで、ある程度削減は、

削減というよりはいわゆる節約を目標に予算を組んであります。ですから、既にそこで50万円ほどの決算額にすると開きがあります。ことし、現在平成27年見込みですけれども、あとことしで795万円ほどを予想しています。そうしますと、大体95万円程度足りなくなる予想になっています。原因としては今、議員がもどのようなことかといいますと、最近は公園とか体育館、そしていわゆる利用数も多くなっています。その中でいわゆる村内の減免団体ですね、育成会。そしてまた体育館は学校関係がよく利用しています。ですから、どうしても学校照明の利用になりますと、その体育館の電気使用に、これはやっぱり供給しないといけないということで、私たちは対応しております。学校教育もしかり、中学校の体育館でできないものは、できるだけ村民体育館を利用するようにお願いしています。ただ、むやみに照明をつけるとかそういうことはさせないで、やはりそのところは担当の先生にも、こちらはまた担当係も注意して行っています。

続きまして公園費の消耗費です。12万円ということで今回上げましたが、実は前年ですか。12月に芝生をやったんですが、一度少し枯れかかりました。やっぱり冬場ですね。ですから、ことしはこういうことがないように、さらに種まきをまきまして、1月のキャンプに備えたいと思います。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 今の1点目のほうなんですけれども、今、教育総務課長から答弁がありましたように、平成21年度の当初予算の光熱水費989万1,000円です。それで今回の補正が111万6,000円です。それで合計でやはりまた1,100万7,000円です。それで平成25年度の実績を見ましたら、1,017万6,200円です。それで平成26年度の実績を見たら、1,109万9,500円。実績どおりにやっていますので、当初予算でこの

実績どおり組めないものですか。これが1点です。

それから2点目のほうです。先ほど生涯学習課長からありましたように、光熱水費がふえた私の考えですけれども、最近、小学生、中学生がよく体育館を利用しています。それはいいことだなと思っています。それで土曜、日曜の時間帯に練習とか練習試合をやっています。その中で電気をつけて、増額の原因になっていないかという一つですね。もう1回言います。土曜、日曜の練習とか練習試合のときに体育館をたくさん使っていますので、朝から晩まで体育館を使っていますので、光熱水費の増額の原因の一つじゃないですかね。

それから3点目の、先ほどおっしゃったように冬芝が今生えて、非常にきれいになっています。それで10款6項3目13節です。ごさまる運動公園委託料があります。648万円組まれています。その中に冬芝の代金も含まれていませんか。以上、答弁をお願いします。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 お答えします。

中学校の電気料ですけれども、平成26年、平成27年も実績がこのように上がっておりますので、新年度もそのように要求していきたいと考えております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

○生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

今、議員おっしゃるように土日のクラブ活動の件でも少しは体育館の照明料は否めないと思います。先ほども答弁しましたけれども、やはり子供たちが体育館を使う、中学校の体育館が使えない場合は村民体育館を使うというのは、それは推奨するべきだと思います。ただ、その中でむやみやたらに何回も言うように、体育館敷設の照明をつけるとか、それに関してはしっ

かり監視をしているつもりであります。今後です  
ね、その件についてもですね、やっぱり部活  
の専門の方とも相談をして、例えば皆さんが体  
育館を照明使うのであれば、できるだけそれは  
控えてくれとか、それも話はします。

あと1点ですが、冬芝に関してですけれども、  
これは委託料の中に入っていません。しかし、  
先ほどいいましたように、その中で去年、その  
赤い赤芝が出て、急遽やらざるを得なくなりま  
したので、今回もキャンプが来る前に事前にそ  
の対策をしようと思います。ぜひそのところは  
御理解をよろしくお願いいたします。以上で  
す。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 教育総務課長からあり  
ましたように、できるだけ補正を組まないよう  
に、実績どおり出ていますので、新年度で  
1,100万円ぐらいの予算を組めば補正がないと  
思いますので、そういうことで当初予算で出し  
てください。

2点目のほうも先ほど生涯学習課長からあり  
ましたように、子供たちの安全が大切です。暗  
くてけがでも起きたら大変です。ただ言いたい  
ことは、昼間の時間帯はできるだけ見て、水銀  
灯がついていたら消すようにと。練習試合です  
ので、明るいので、カーテンも閉めなくて  
いいと思いますので、カーテン閉め切って水銀  
灯をつけている部分もありますので、大会じゃ  
ないですので、練習試合ですので、カーテンを  
上げて、そうしたら十分練習試合等もできると  
思いますので、そういった形で進めてください。

3点目の芝のほうも、大分きれいに冬芝が生  
えてきれいになっています。そんな感じで先ほ  
ど言ったように、この冬芝のまた枯れていると  
ころを取り入れて、またきれいにしてください。  
以上で私の質問を終わります。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（11時30分）

~~~~~

再 開（11時32分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかにありますか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております  
議案第54号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第54号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第54号 平成27年度中城村一般  
会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第54号 平成27年度中城村一  
般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決  
されました。

日程第4 議案第55号 平成27年度中城村土  
地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を  
議題とします。

本件については12月4日に説明を受けており  
ますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休 憩（11時34分）

~~~~~

再 開（11時35分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第55号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第55号 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第56号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件については12月4日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休 憩 (11時37分)

~~~~~

再 開 (11時44分)

○議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっておりま

す議案第56号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第56号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第56号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第57号 物品購入等の契約(中型バス購入)を議題といたします。

本件については12月4日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

大城常良議員。

○3番 大城常良議員 議案第57号について質疑をいたします。

議案第57号、中型バス購入、これは来年の4月から委託しているバス事業費が大幅に上がるということを前提に、これは一括交付金を使って新しい公共交通モデルということで、使用する目的によりということがあるんですけども、使用方法は、これは現在の通学バスだけなのか、それとも書かれているとおり、新しい公共交通モデルとして、事業として、新たにほかの事業も考えていらっしゃるのかどうか、そこを伺ってみます。



○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

当初はやはり児童生徒の送迎というふうなことで考えていました。それで沖縄県、それから内閣府を通じて申請をしているところですが、一括交付金事業につきまして財務省からこれだけでは、単なる購入だけでは終わらせないでほしいという要望もありまして、新しい公共交通のモデル事業として行う予定であります。もちろんバスを購入しまして、主な使い道というのは児童生徒の送迎ですけれども、土曜、日曜あたりの観光に関する、そういうものにも使いたい。城跡でのイベントが結構ありますので、そこでの使用も今検討しているところです。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 ただいま城跡でのコースも考えているということなんですが、これ例えばの話なんですが、各字が土日、何かの都合で例えば貸してくれということの要請があった場合には、村としてはお金をとって貸し出しできるのか、あるいはまたお金を取ることさえできないのか。貸すことによってこれは各字、自治体に十分貸し出せますよというようなこともできるのか、そこを伺います。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

まずモデル事業という位置づけをとっておりますので、児童生徒の送迎につきましても、場合によっては1年目につきましては料金を取らないというようなことも検討しているところです。ただ、具体的な内容は今後、教育委員会と、それから公共交通を担当している企画課と一緒に検討していきたいと。まだ検討の途中でございますので、はっきりとした方向性というのはこれからです。それから各字に対しての貸し出しにつきましても、この辺も含めて今後の検討になるということで考えております。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 名前が新しい公共交通モデルということですので、ぜひ通学バスだけでなく、村民が本当に利用しやすいような、政策も含めて行ってもらって、十分また村民に理解していただけるような交通モデル事業を展開していただきたいと思っておりますので、それをまた十分議論してください。以上です。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（11時50分）

~~~~~

再 開（11時53分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑ありますか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第57号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号 物品購入等の契約（中型バス購入）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第57号 物品購入等の契約（中型バス購入）は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第58号 中城村郷土図書購入契約を議題とします。

本件については12月4日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（11時54分）

~~~~~

再開（11時59分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

大城常良議員。

○3番 大城常良議員 1件だけですね。恐らくこの歴史資料館、護佐丸歴史資料館ということで名目もついている中で、来年の5月30日にオープン予定ということになるかとは思いますが、その中で本村としてこの護佐丸の歴史、それを十分把握してやっていらっしゃるのかどうか。例えば違うところで読谷とか勝連ではいろいろな話、護佐丸の内容が違うような話もしているし、それで中城に来れば、この資料館に来れば、来年の5月30日にですね、護佐丸を全員がわかると。護佐丸の生い立ちから、彼がどういういろいろな作業をして、いろいろな仕事をしてきて、そういうふうになったというようなところまで全て把握しての会館になるのかどうか。その1点だけお伺いします。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

○生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

ただいまの質問ですけれども、護佐丸に関してどれが正しいのかどうか、それは文献的にいろいろあると思います。ただ説というのがありまして、やはり中城というのは護佐丸を代表する、護佐丸は中城を代表する武将でありますので、しっかりその辺に関しては十分な、他市町村にはないような資料は整えたいと思います。ですから、今回、中城村の資料館というのはあくまで護佐丸を中心とした、護佐丸についての文献が少しでもあれば、日本全国中を探してこれを集めている状態であります。あとはそれに

関してほかの、当然そこにはほかの図書館にもない資料がそろえられると思っています。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 これは開館に当たって、興味のある歴史を先行している方々は、恐らく中城の歴史資料館に来ればほとんどわかるだろうというような考えで来る方々もいらっしゃると思いますので、ぜひひとつ逐一、説明のできるような、中城としてはこういう状況で護佐丸は発展していった中城を治めたというようなところまでわかっているように、ぜひお願いしたいと思います。以上です。

○議長 與那覇朝輝 ほかにありますか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第58号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号 中城村郷土図書購入契約を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第58号 中城村郷土図書購入契約は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第59号 村道中城城跡線改良舗装工事（7工区）改定契約を議題とします。

本件については12月4日に説明を受けており

ますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休 憩（12時03分）

~~~~~

再 開（12時04分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第59号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号 村道中城城跡線改良舗装工事（7工区）改定契約を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第59号 村道中城城跡線改良舗装工事（7工区）改定契約は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（12時06分）

## 平成27年第9回中城村議会定例会（第5日目）

|                                |                 |                      |                                    |         |
|--------------------------------|-----------------|----------------------|------------------------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 平成27年12月4日（金）   |                      |                                    |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                      |                                    |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 平成27年12月8日（午前10時00分） |                                    |         |
|                                | 散 会             | 平成27年12月8日（午後3時28分）  |                                    |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                  | 議 席 番 号                            | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 石 原 昌 雄              | 9 番                                | 新 垣 徳 正 |
|                                | 2 番             | 外 間 博 則              | 10 番                               | 安 里 ヨシ子 |
|                                | 3 番             | 大 城 常 良              | 11 番                               | 新 垣 光 栄 |
|                                | 4 番             | 欠 員                  | 12 番                               | 新 垣 博 正 |
|                                | 5 番             | 仲 松 正 敏              | 13 番                               | 仲 座 勇   |
|                                | 6 番             | 新 垣 貞 則              | 14 番                               | 新 垣 善 功 |
|                                | 7 番             | 金 城 章                | 15 番                               | 宮 城 重 夫 |
|                                | 8 番             | 伊 佐 則 勝              | 16 番                               | 與那覇 朝 輝 |
| 欠 席 議 員                        |                 |                      |                                    |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 10 番            | 安 里 ヨシ子              | 11 番                               | 新 垣 光 栄 |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 知 名 勉                | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保   |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介              | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍   |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 正 豊              | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次 |
|                                | 教 育 長           | 呉 屋 之 雄              | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正   |
|                                | 総 務 課 長         | 新 垣 親 裕              | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之 |
|                                | 住 民 生 活 課 長     | 仲 村 盛 和              | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 武 宏 |
|                                | 会 計 管 理 者       | 比 嘉 義 人              | 教 育 総 務 課 長                        | 名 幸 孝   |
|                                | 税 務 課 長         | 稲 嶺 盛 昌              | 生 涯 学 習 課 長 兼<br>生 涯 学 習 係 長       | 新 垣 一 弘 |
|                                | 福 祉 課 長         | 仲 松 範 三              | 教 育 総 務 課<br>主 幹                   | 伊 波 正 明 |
|                                | 健 康 保 険 課 長     | 比 嘉 健 治              |                                    |         |

議 事 日 程 第 3 号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。

それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に大城常良議員。

○3番 大城常良議員 皆さん、おはようございます。議長のお許しが出ましたので、これより質問を始めたいと思います。

今回も多くの村民の方々が、忙しい中、こうして傍聴にいらしていますので、ぜひ村長及び執行部の方々のよりよい答弁をお願いしたいと思っております。

それでは早速、大枠1番のほうからまいりたいと思います。大枠1番、パスポート申請について。現在、沖縄県、35市町村では役所でのパスポート申請が可能になっているということですが、①中城村では申請手続きができないのはなぜなのか。②役所で申請する場合、メリット、デメリットがあるのか。これは行っていないことに対してのデメリット、メリットです。③申請手数料で差があるのか、伺います。

大枠2番、(仮称)中部南地区火葬場、斎場建設について。①9月定例会後、建設検討委員会は、行われたか。②ことしいっぱいで村長はめどをつけると言いましたが、それについて結論は出たのかどうか、伺います。③地元、安里地区に説明責任及び結果報告をすると9月定例会で言いましたが、これは結果が出たのであれば、早急に行うべきではないかと思っております。

大枠3番、農業政策について。①中城村の農業を取り巻く現在の環境をどう考えているか。②深刻な農業の衰退を感じるが現状の打開策を計画しているのか。③青年新規就農補助金の活用状況及び研修等が行われているのか。④村主

体による体験用研修ハウスを設置する考えはないか。⑤行政とJA、両方で連携して農業公社に近い研修制度はつくれないものなのか。⑥本村の耕作放棄地の面積は、今現在、何ヘクタールあるのか。放棄地を減少させるために中間管理機構いわゆる農地バンクとの連携はとられているのか。また、今後さらに高齢化が進み、農業離れが進むと思いますけれども、それに対して村の対策は考えられているのか。⑦近年、耕作放棄地、それから畑、海岸線等でハブの目撃、咬傷件数が多くなっているような話も聞きますけれども、それに対して早期に対策を行う必要があると思うんですけれども、村の対策に関して見解を伺いたいと思います。以上、御答弁、よろしく願いいたします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、大城常良議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、住民生活課のほうでお答えをさせていただきます。大枠2番につきましては企画課、大枠3番につきましては、農林水産課のほうでお答えをさせていただきます。私のほうでは火葬場についての御質問でございますので、見解を述べさせていただきます。

9月定例会でもお話ししたとおりでございます。財政的なめどが立たない限りは、これは進んでいくものではありませんので、1年以上、その協議を続けてきた中で、いろんな形で協議を重ねてきたわけでございますけれども、そろそろ結論を出してもいいんじゃないかということも10月末の検討委員会では、その申し出をするように指示をしてあります。

ということは、前回もお話ししましたけれども、今回の火葬場については、中城村としてはある一定の結論は既に出ていると、それを検討委員会でどう結論を出して、しっかり言うならば、どういう形にするかということだけの問題でございますので、その辺はまた議員のほうも

御理解をいただきたいと。私の答弁は一貫して財政的なめどが立たない限りは、これは進んでいかない、それが今回、その結論を見出す段階に来ているということは一貫しているつもりでございます。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 それでは、大城常良議員の質問の大枠1についてお答えいたします。

まず、①についてですが、現在、申請手続きができないのは、旅券事務の権限移譲を受けていないのが原因であります。毎年、県と協議を行っているんですが、その際に村からの要望として、住民がどちらでも申請ができるようにすることを要望しているところであります。

それから②についてですけど、まず役場が受けた場合のメリットとしては、戸籍などの必要書類が身近でとれて、そこですぐ申請ができるというのがメリットです。デメリットは、申請して交付までの期間が2倍近くかかるのと、代理申請ができなくなるというのがデメリットというふうになります。

それから③申請手数料については、どちらで申請しても差はありません。10年旅券と5年旅券の違いで、10年旅券の場合は1万6,000円、5年の場合が1万1,000円の手数料がかかります。以上です。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 (仮称) 中部南地区火葬場・斎場建設検討につきまして、①と②を一括してお答えいたします。

9月定例会後の(仮称)中部南地区火葬場・斎場建設検討委員会が10月29日に開催されております。議題につきましては、火葬場・斎場建設検討の今後の方向性についてでございます。5市町村広域で建設を検討しておりますので、5市町村それぞれの考え方があり、思うように意見の一致を見出すことは、今回の会議ではで

きておりません。火葬場のニーズが高いことから、検討を継続したいとの意見や、財源の確保が厳しいことから、一旦休止にした方がいいとの意見、現在、絞り込んだ地域での検討を進めるのは厳しい、そういう意見があり、改めて市町村長会議を開催し、今後の方向性を決定することが今回の会議の結論でございます。

次に、安里地区への説明責任と、結果報告について、お答えいたします。安里地区におきましては、広域での火葬場・斎場建設が可能かどうかを検討する中で絞り込まれた地域でございます。これまで地権者並びに安里地区住民に対しまして5市町村で検討する中で、絞り込まれたことの説明を行ってきたところでございます。

しかし、現段階では財源の確保が厳しく、本村としましても、これ以上、検討に時間を要しては別の業務への影響もあることから、今後の方向性につきまして、10月29日の建設検討委員会で議論いたしました。最終的な結論が出ず、改めて市町村長会議を開催することとなっております。そこでの議論の結果を踏まえて、できるだけ早く説明したいと考えております。なお、村単独で検討しているものではございませんので、村が独自に、または単独で結果報告ができるものではないと認識をしております。建設検討委員会事務局とともに対応していきたいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは、大城常良議員の大枠3について、お答えをいたします。

①について、本村の農業はサトウキビを中心に野菜、花卉、果樹等の栽培が行われていますが、全国的な課題でもあります農業従事者の高齢化や担い手不足による耕作放棄地の増加や農業産出額の減少等があり、厳しい状況にあると考えます。

②について、現状の農業に対する抜本的な打開策としての計画はありませんが、農業再生には、担い手の育成が重要な位置づけになると考えます。今後も国・県の新規就農者支援事業等による担い手の育成等に取り組んでいきたいと考えております。

③について、青年就農給付金事業の経営開始型で、これまでに5人が給付金を受給しております。また、同事業の準備型でこれまでに2人が村内で研修を受けております。

④について、現段階ではありませんが、新規就農希望者を対象に研修を行うことにより、担い手の育成につながるのであれば検討する必要はあると考えます。

⑤について、新規就農者の育成に研修は必要な制度ですが、村とJAが連携した独自の研修制度は十分な検討が必要かと思われまます。村としては、今後も青年就農給付金を受給しながら指導農業士等のもとで研修する既存の制度を、県及びJA等の関係機関と連携し、活用を図っていききたいと考えております。

⑥について、耕作放棄地面積は平成26年度時点では44.9ヘクタールとなっております。これまで、農地中間管理機構と連携し、農地の貸し出しを1筆のみですが行っております。今後、農業委員会とも連携し、担い手への貸し出しに取り組んでいきたいと考えます。全国的に高齢化、担い手不足の中で、新規就農者向けの国・県の補助事業もありますので、村内に限らず村外からの就農者に対しても支援を行い、担い手の育成を図りたいと考えております。

⑦について、耕作放棄地はハブのすみかにもなっているものと考えられますので、解消に向けては農業委員会とも連携し、耕作放棄地所有者への指導も行い、また、耕作放棄地を借り受ける農業者には、再生作業への支援として耕作放棄地再生利用対策事業等の補助事業もありますので、周知を図り、解消に向けて取り組んで

行きたいと考えております。

また、海岸線等については住民生活課とも協議し、看板等で注意喚起が図られるように検討していききたいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 改めまして、大梓1番のパスポート申請のほうから再質問をさせていただきます。

まず、住民生活課長のほうから、本村でも旅券センターでも両方でできるのかを検討しているという中で、私は北中城村、それから西原町のほうに電話して聞いてみましたら、役所でもできるし、旅券センターでもできると。これは両方、いつでもできると。確かに言ったとおり、旅券センターでは1週間で発行できる。役場に来たら2週間かかるという中で、その中でいろいろ戸籍抄本、それから免許証、写真、それだけあれば申請はできて、あとは2週間待てば、そのときに1万1,000円払えば5年の旅券は渡せますよという中で、北中城村は平成25年の4月に開始しているわけです。西原町はことしの4月から発行を開始しているという中で、本村がこれだけ考えている、それから申請に対してのいろいろな検討をしているというのは、どこでも35市町村はできているわけなんですね、その旅券の発行というのは。何を検討して、何をためらっているのか、そこは何ですか。

先ほど、メリット、デメリットを言ったんですけれども、その中でもいろいろ申請が長くかかるとか、あるいはまた代理申請はできないとか、そういうときには恐らくほとんど本人が来て、本人が海外旅行をするということで来ると思いますので、その点はどうですか。まず、本村でやる価値があるのか、やろうという気持ちがあるのか、その2点、お願いします。

○議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

まず、権限委譲を受けた場合に、県でもでき



るという条件なんですけど、よほど急ぎの場合であるとか、緊急性の場合は認めることができるんですけど、通常の場合は、本来、県のほうでは認めておりません。それで、その辺がデメリットなものですから、村の要望としては住民が利用しやすいところで、同じ申請ができるようにしてほしいという要望を今、平成24年あたりから要望しているところです。それが、まだ県のほうでは許可が得られていないものですから、その辺で今、粘っているといいですか、検討してほしい要望として上げているところです。

あと、その住民からの要望とか、強い要望とかがあれば、我々も検討していく余地はあると考えております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 住民からの要望があれば検討していくという話なんですけれども、これは村民の利便性とか、それから住民サービス、それを考えれば当然やるべきだというふうに思いますが、確かに要望があればということは、これは人間誰もかれしもがいつでも海外に行くというような話ではなくて、5年に一遍行くのか、あるいはまた二、三年に一遍行くのか、そういう割合でしか行かないと思いますので、確かに要望は少ないかもしれませんが、どこの市町村でもやっているものは、本村でもやったほうがいいんじゃないですかと私はそう思うんですね。村長はどうですか、そこについて。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

この件につきましては、私が直接県の職員とも話をしたこともあります。今、議員おっしゃるとおりで、中城村の住民サービスになるのかどうかだけです、私が考えているのは、今回の我々が権限委譲を受けるのは全然問題ないんですね、職員の体制も含めて。

ところが、これが住民サービスにつながるか

と言ったら、私の判断はつながらないという判断なものですから、これはなぜかといいますと、中城村の働いていらっしゃる方は、ほとんどが恐らく村外で働いているだろうと、これはもちろん予測ですけれども、企業の数からしても。私の経験上、私も仕事をしながら旅券の申請を行ったわけで、これが委譲を受けると役場でしかできないということになると、仕事をしている方々にとっては、余計デメリットのほうが多いんじゃないかと。

じゃあ、まずはということで、県から一旦委譲を受けましょうと。そして我々が役場で手続きをできるようにして、それで住民のほうから、これじゃあサービスの向上になっていないから、元に戻してくれということがあれば、元に戻せるかという話までしました。住民の声に準じたものだから、じゃあそれなら元に戻していいかと。その元に戻すこともできないと、一旦委譲を受けたら村がやるしかないということだったものですから、今、担当課長が話したとおり、じゃあ我々は両方で、きちんとできるようにならないと、我々が受けるメリットというのはデメリットのほうが多くなるわけだから。

これは、例えば那覇市の旅券発行の事務所から遠い市町村であれば、当然これは役場で受けたほうが良いとは思うんですね。ただ我々は非常に微妙なところで、那覇市に近いという方々も、職場からですね、多数あるだろうという予測がつくものですから、じゃあ両方でやらせてくれと、受けるのは何も問題ありませんよということで話して、今、協議を重ねているところでございます。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 協議を重ねているということなんですけれども、これは先ほど旅券センターでやる場合には緊急性がないとできないということなんですけれども、西原町も北中城村もいつでもできるというふうな、電話で問い

合わせたところですね、言っているものですから、緊急性とかそういうものでなくて、これは本人の緊急性であって、本人が例えば5日以内に取得して6日目にたつという場合、これは緊急性ですよ。だから、その本人が申請する場合の話であって、別に村が緊急性がありますかと言えば、これは日にちが間に合わなければ、これは緊急性であって、2週間後の例えば16日に出発しますという場合には村できっちり申請すればいいだけの話であって。だから、この緊急性というのは別に該当しなくていいんじゃないですか。それ、どう思いますか。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今言う緊急性も、ほとんどの方は旅行のためにやります。旅行が間近に控えているから、これが緊急性ということは、これは緊急性にはならないそうです。緊急性というのは、あくまでも何らかの例えば事故とか、事件とか、あるいはどうしても身内の方のものに間に合わないといけないとか、いろんなことがありますよね、生きている中では。その緊急性であって、娯楽のための緊急性はとれないわけですから、しかしほとんどの方は娯楽で旅行はされると思います。

ですから、この緊急性には当てはまらないからということで、我々は村民のサービス向上につながるのであればということでやっているわけですね、職員も、当然のことです。これは、あえて受けないということではなくて、村民の利益になるかならないかだけを考えて今、判断しているところでございます。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 緊急性の問題で、今、ちょっとがちゃがちゃしているんですけども。これは総合的に考えて、確かに那覇市に近いところで仕事をしている人は多いかもしれない。しかし、本村で働いて、本村に企業もあるわけ

で、そこで働いている方々もいる。そういう方々に対しても、やっぱりそれはメリットを上げないといけないという観点からもですね。

あと村民が、どのくらいの方が今、海外旅行に行っているか、それはまだ把握はしてないんですけども、やる場合にも、できるのであれば近いところでやりたいというような要望もあるものですから。

村長は前にハワイのほうに行ったと思うんですけども、その中でも小学生40人ぐらいですか、ハワイのほうに行って、その中でも、何で村ではパスポートがとれないのと、西原町、北中城村、あるいは近隣市町村では全部とれるんだけれども、わざわざ那覇市まで行かないとできないのかという話もあったものですから、私はその話を持ち出しているわけで、できる限り先ほど話した委譲した場合に、両方できっちりできるような体制を整えてですね、ぜひこれは進めていただきたい、そう思っております。大枠1番はこれで終わります。

次、2番ですね。火葬場建設について伺いたいと思います。先ほど①のほうで、9月定例会で検討委員会が行われましたかという質問の中で、10月29日に建設検討委員会が行われたということで伺っているんですけど、その中で出席したのが副村長のほうですか。両方ですか。その中身のほうを、ちょっと詳しく知らせていただけますか。どういう話で、中城村はどういうふうにやったということがわかるのであれば、お願いします。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えします。

5市町村からさまざまな意見が出されております。やはり需要が高い地域からすると、非常にニーズが高いので、継続して検討したいというふうな意見もございました。我々としましては、現在、財源の確保が厳しいことから、現計画をこれ以上進めることは不可能である、一旦

休止がいいというふうなことで話をしております。

さらに、候補地につきましても、ゼロベースで議論を行う必要があるというふうなことで意見をしております。

また、当初、防衛省の補助を我々も検討しておりました。そこで、基地のない市町村があることによって、防衛省補助の活用の妨げになっているのであれば、本村につきましては5市町村の枠組みから脱退してもいいのではないかと、いうふうな意見も述べております。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 私、9月の議会で、村長の答弁の中で、ことしいっぱいにはめどをつけると、その話はそろそろ終わりにしましょうというような話を聞いたものですから、樂觀視していたわけですね。恐らく中城村には、安里にはつくらないだろうということで考えていたんですけれども、今の話を聞きますと、本村ではゼロベースで、その話をしたということですよ、5市町村の検討委員会の中で。その中で、本村としては5市町村の話ではなくて、中城村としての意見としては、これは安里にはつくらない、あるいはつくれない、そこはどうですか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えします。

先ほどの答弁と重複しますが、候補地についてもゼロベースで議論を行う必要があるというふうなことで意見をしております。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 ゼロベースということは、これは白紙ということですよ。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

大城議員、察していただきたいのが、我々中城村単独であれば、この場で私は、やめます、これは財源のめどがないから、もうできませんってはっきり答弁できますけれども、前から

お話ししているとおりで、委員会という5市町村の組織の中なものですから、組織の中で結論はつけないといけないわけですね。

しかし我々中城村の意向は既に伝えてあるわけですよ。その財源のめどが立たない限り、これは進めていかないということは。例えば、万一これが進んでいくといっても、我々は進まないわけですから、事実上この委員会というのは、我々は当然抜けていくということになりますよね、結論的に言いますと。それを御理解いただきたい。

ここで、私はもうやりませんということではなくて、委員会として決着をつけるための中城村の意見をしっかり伝えて、そこで、ただ日程的な部分とか、いろいろありますので、私としては年内でめどをつけて、きちんとできるのが一番いいとは思っていますけれども、しかしこれは、あとの4市町村がありますので、いずれにしるこの問題というのは前に進むことはないということでございます。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 10月16日に、新聞に大きく出て、タイムス、新報ですね、出たんですけれども。こっちで「公営火葬場白紙に」ということで、中城村内への計画は、財源の確保が困難、あるいはまた地元の反発が多くてめどが立たないということで新報、タイムスに出ているんですけれども、その中でもいろいろと理由がありまして、やっぱり財源が一番、40億円という大金がですね、どうしても防衛予算、あるいは一括交付金、その中で採せないというのが一番の話ではあるんですけれども。ここに来て、地元安里の反発が異常に強くなっているということも察しての話だと思うんですけれども。

その中でも、今、村長が言われたとおり、中城村は前に進まないんだったら脱退してもいいぐらいだということも考えてもいいわけですよ、村長ね。あと4市町村が、これを了解する

かどうかの話になると思うんですけども。これが、もしこの枠組みを、これも新聞にもあるんですけども、枠組みは残したまま中止するということになった場合でも、この安里地区というのは、まだ存在していくのかどうかですね。その1点はどうですか。

○議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

○副村長 比嘉正豊 お答えいたします。

今、村長、企画課長からもありましたとおり、現状計画につきましては、まず不可能だという結論には達しているわけです。建設検討委員会で、これ以上は議論できませんという話まで来たわけですね。それで、一部の市町村からは、やっぱり継続の要望もありました。それで、はっきり申し上げたのは、現状計画であれば中城村は枠組みから抜けますということまで発言はしてあります。ですから建設検討委員会が、これ以上、この件について、今の現計画について議論するという筋道はもうないです。

あと、今後について最終的な判断というのは、やっぱり建設検討委員会だけでは下せない部分がありますので、構成4市町村が、今の構成が継続しながら次の計画に行くのか、それとも一旦中止して、一旦解散して、新たな枠組みで検討するのかというのは、今後、首長の段階で判断するということになっています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 今の副村長の話をお聞きしますと、この安里地区には、私の考えでは白紙撤回ということになるかと思えます。これは、今、話を聞いても、多分皆さんもそう感じていると思えます。

あとは、今の枠組みがどういう状況で今後、休止という話はしているんですけども、5市町村の中で、今から安里が抜けた枠組みでそのまま休止して、さらにまた後で復活して、新たな財源を探して、また立ち上げていくのか。あるいはまた、どうしてもこの防衛予算、あるいは

は一括交付金が使えないという場合には、中城村は脱退するのか、そういう話になるかと思えますけれども。

私は村長のほうにですね、今、やっぱり中城村としての態度を鮮明にさせていただきたい。先ほども言ったんですけども、その5市町村の枠があるから、どうしてもこれは、その中でしか話は、回答はできないということなんですけれども、村長としての考えは、もう安里にはないですねと一言言ってもらえれば、私どももそれはそれで引き下げるんですよ、村長。どうですか、これは。

この枠組みで、今、村長が言われたとおり、もう安里地区というのがないのであれば、村としては、そっちに来ないですよ、さらに今から財源もなければ、それは脱退してもいいぐらいの話もしているものですから、それはそれでもないんじゃないですかという、ニュアンスはあるんですけども、これが決定して、もう安里はないですよと、撤回ですよと一言どうですか、言えないですか、村長。

では、これはですね、とりあえず私の中では、安里は、もうないと、白紙撤回だということを信じて、その問題はですね、①に関しては終わりたいと思います。

あと大枠2番、②に移ります。建設予定地白紙撤回で間違いないかということで、村長は先ほどの答弁で検討委員会での5市町村で、ゼロベースで中城村は現段階での話は終わりということ強く要請しているということですので、その話が再度浮上してくることはないだろうというふうに思っているの、それでは②のほうも終わりたいと思います。

後は、例えば、また2番のほうなんですけれども、安里を抜けて、この5市町村が存続した場合に、新たな中城村の候補地、例えば企画課長のほうから2カ所、3カ所、中城村にあるというような話があったんですけども、そこに

あわよくば移行していくのが、話が出てくるのかもしれないようなことがあるのかどうか。そこはどうか、検討委員会としては。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（10時37分）

~~~~~

再 開（10時38分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

5市町村から15の候補地が上がっておりますけれども、今回のそういう会議を経まして、15の候補地自体を一旦白紙に戻す。改めて同じ枠組みになるのか、あるいはどこかが抜けて少ない市町村になるかどうかまでは現在のところよくわかりませんが、新たに各市町村からの候補地の選定を行うものと、そういうふうに考えております。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 今、答弁があったとおり、新たな枠組みで再度、現状は全て白紙に戻して立ち上げていくということになるのかと思えますけれども。

一連の流れで、今まで私、五、六回ぐらいこの質問、立っているんですけども、5市町村の中で全く予算のめども立たないうちに、それも地元説明会ですね、9月28日ですか、行って、さらにこれは安里に建設場所が絞り込まれたということにより、これは区民同士の厳しい対立を生じさせているわけなんです、今現在も。

その中で、この対立を生じさせながらも財源がないから、今回はゼロベースに、新聞紙上では白紙に戻すというようなことがですね、この5市町村の中で、この予算を確保できない皆さんこの対応ですね。予算もないのに説明をして、それを場所も絞り込んだという中で、今回この予算がないからやらない、白紙に戻すということで、このような話になった場合、これは

村としてどういうふうになっているのか。例えば絞り込まれた安里地区の住民の皆様はどういう説明をしていくのか、そこ、どうですか。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

私、一貫して最初から、その話をさせていただいていますが、財政のめども立たない状態での話ですよ、前置きで。ですからこれは押しつけでも決定でも何でもありません。現在の現状を報告するだけという話をさせていただいております。それを、逆手にとっていいですか、言うなれば村は推し進めている、だから我々が反対するみたいな、違った方向の、これは前回の議会でもお話ししましたが、純粋に安里で、あるいは火葬場、私は反対ですよという、最初あの純粋な言葉から、どんどんその方向性が違って来たということがあったものですから、これはしっかりここで結論を出して、今、議員がおっしゃるように、いろんな形で住民の対立がないように、あえて対立軸をつくるための作業などないように、私は行政として、検討するのは行政の義務ですから、これは間違ったことをやったとは思っていません。

しかし、それを別の方向に持って行かれようとしている段階において、結論をつけないといけないということで、今回そこに至ったわけで、それは最初から一貫して財政のめども立たない状態で、こういう現状です。しかし、これから何か進展があれば、皆さんにしっかり説明していきますので、決して賛成ですか、反対ですかというのを問う説明会ではありませんよというのは、私の口から最初からずっと言っている話ですので、その辺を議員も理解をさせていただいて、我々は行政としてやれるべきことをやって、そして今回、その結論に至ったというだけでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 当初から財源の話がなくて、その話を進めてきたと、今の村長の答弁なんですけれども。その中で私が思うには行政手続、例えばおうちをつくる場合でも、私、こっちにおうちつくりますよ、でもお金はありません、お金はまた後で探しますから、とりあえずは家族で話してつくろうと思っていますという中で、おうちつくれますか。無理じゃないですか、財源がなければ。何を差しおいても、最初は財源を確保し、あるいは財源の半分、50%を確保し、それから住民説明会を行い、今、50%ぐらいあるんですけれども、その話でどんどん進めていっていいですかというのが通常の常であって、ゼロベースで全くお金がない中で、話を、説明をするということ自体、私は行政のこれは不手際だと思わざるを得ないと思っています。

さらに、財源、予算のめどがつかないのを、一点張りで、ほかの情報も何にも示さない。ただ安里に絞られた、安里に絞られたというだけの話で、まさにこれは住民不在と言うしか私は言えない。これは行政運営の中で住民をどのように考えているのか、これが合意した、100%に近いような合意であれば、これは私は推し進めていいというふうに思っているんですけれども、全く逆の70%、80%が反対している中で、こういう行政運営をしていいのかどうか、村長の見解を伺います。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

先ほどと重複するところもありますけれども、最初の入り口の段階で、議員も思い出していただきたいんですけれども、我々は財源の確保と、絞り込んだ部分というのは並行して最初からやっていますよ。例えば財源が先に決まるということは、場所も全部決まって、そこに全てのコンセンサスが得られて、それから財源が決まるということしかできないわけですよ。

並行してやらなくてはいけないところがあるということは、理解をしていただきたいところ。住宅ローンとの話は全然違う話ということです。それが1点。

それと、最初の入り口の段階で我々が説明会を行ったのは、新聞、マスコミで候補地、安里に決定みたいな、いうならばニュアンスがあった記事が出た。そこで住民の方々に誤解を招いたらいけないということで、決定ではありませんよと、これは絞り込んだだけで、これから練って、じゃあ財源はどうなっていくのかという、いうならば申請をしていくわけであって、それを説明会の中で我々は説明をさせてもらったわけですよ、いうならば誤解のないようにということで。そこを、まるで賛成だとか反対だとか、そういうことを問うているような、そういう説明会ではなかったというのは御理解をいただきたいと思いますし、我々行政としては、この件につきましては最初から、今の私が説明した財源と場所の候補地は並行してやってきたということをお理解いただきたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 今の村長の答弁ですね、両方並行してやってきたと、財源も場所も。しかし、今回の場合には財源ではなくて、場所が一括に安里というところに絞り込まれてしまったということで、それで安里の住民は反発しているわけであって、そこをもうちょっと行政としては、説明の仕方があったのではないかと。先ほど言った、説明会に行ったら賛成、反対の方々がいて、ごちゃごちゃして何をどうしたらいいのかわからなかったというような話ではあるんですけれども、ここは回数を重ねていって、どういうふうな状況でこうなって、今からこういうふうに進んでいきますよと。できなければもうやめますというようなどころまで話をして、じっくりじっくり持って行けばよかったのではないのかなと思っているんですけれども、それ

は過ぎたことであって、どうしようもないんですけれども。

やっぱり安里区民には、ほんとに今まで以上に誠心誠意これは説明責任、これを果たしていないことには今、対立している現状が、これは数年、あるいは10年、20年続く可能性もあるものですから、一つのあれだけの小さな集落で、こういったがちゃがちゃしたのがですね、10年、20年過ぎた場合、これは地域のコミュニティとしても十分な作業ができないというような状況にもなりかねませんので、行政としても、ぜひ十分中に入って行って、その対立した区民同士の意見等を十分吸収してもらって、その改善に進んでいただきたい。

それから、安里の建設場所については、私としては白紙撤回ということで考えていますので、ぜひゼロベースで新たな場所を探す。それをまた念頭に置いてですね、宜野湾市が相当数量の需要があるという話であるのであれば、そこはそれで我々が協力できる場所は、また負担金とか、そういうものでもできるのではないかなというふうに思っているんで、多く使うところに、その場所を置くというような、そういう発想も持って、ほんとに地域住民が一番理解できるような場所にですね、誰もが賛成できるような場所に、これはほんとにはっきり言ったら迷惑施設ですよ。ほんとに使わなければいけない施設ではあるんですけども、各論反対・総論賛成というような場所がこっちになってしまうものですから、それを十二分にまた検討委員会でも、これからも考える余地があるのであれば、それは十分考えて、また再度再出発ということに、ゼロベース、企画課長は言いましたので、再度再出発する場合には、十分地元の意見も考慮しながら、ぜひ考えていただきたい、そのように思っています。これで、大枠2番は終わります。

次、大枠3番ですね、農業政策について。まだあと10分ありますので、大丈夫ですね。中城

村を取り巻く現状を、環境をどう見ているかということ、私のほうで今、思っているのが、先ほど農林水産課長のほうからあったとおりキビ、野菜、それから産出額が相当減少しているという中で、確かに今、高齢農家、それから兼業農家の増加により、地域農業の担い手が非常に減少していると。農業では、はっきり言って飯が食えないというような状況で、ことしもキビ価格ですか、これが1万6,000円ぐらいで去年の据置きということなんです、これも自民党の来年の参議院選の、新聞に載っていただけなんですけれども、新聞に載っていた範囲で選挙対策ではないかというような話が聞こえるもので、恐らくこれは下降、これから将来どんどん減っていくだろうと、キビの単価もですね。その中で、果たして農業を取り巻く環境がほんとにこれから未来があるのかと言えばですね、全然未来はないというふうに思っております。現状の農業政策に対しても、確かに先ほど課長の言われたとおり、担い手の問題、それは大きい話になると思います。

中城村は、工業地帯は余りない、今やるのは南上原の宅地造成、それから少なからず農業がメインの一次産業と、農漁業ですね、それになってくると思うんですけども。あるいはアタイグラー市とか、個人的な農業が一般的で、集中している農業体がない、法人企業ですね。

そういうのが余りも少ないという中で、きょう私はこうして質問を出させていただいているんですけども、大枠3番の青年新規就農補助金の活用状況を先ほど伺ったんですけども、それによりますと、県の補助で村内に2名いると農林水産課長はおっしゃったんですけども、その2名、村出身者が1人、今現在どういう研修を行っているのか、伺いたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛

之 お答えいたします。

これまで2名が村内で研修を受けておりますけれども、お一人はトマト栽培農家への研修を行っております。あとお一方は農業指導士のもとで研修を受けております。これらの事業というのは準備型で、これは県の事業となっております。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 今、トマトと農業指導者のもとでということがあるんですけども、これは最初に聞きますけれども、農林水産課長、今回、土曜・日曜日に産業まつりのほうで新規就農相談会というのをやられていたんですけども、2日間で何名の方がいらしたのか、お伺いできますか。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは、お答えいたします。

25日、26日と2日間、農業委員会とJAの農業指導員のもとで新規就農相談会を設けましたけれども、25日に1人、26日に1人、計2名が相談に来ておりました。

直接私も対応してないものですが、お一人は息子さんが事業を今後やる場合にどういった事業があるのかとかですね、あと一方は最近越されてきて、今後、中城村で農業をしたいんですけども、どういった形の手続をとればいいのかとかですね、そういった相談を受けております。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 今、農林水産課長の言われたとおり、県の補助金で2年間、これは年間150万円交付して、研修されているということなんですけれども、これは研修が終了した場合、これは県の準備型で、恐らく研修2年ということなんですけれども、これが終わった場合には、今度はまた国の補助がありますね、5年間の補助がある。これは今現在5名の方に給付

していると思うんですけども、その5名の方々、これは中城村の方なのか、それからどういう作業に今、従事しているのか、経営をやられているのか、伺います。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

青年就農給付金につきましては、例えば宜野湾市の方が農業を中城村でやられていても宜野湾市でしか受給はできないことになっております。受給者は村内が5名、村外で受給されている方が2名いらっしゃいます。それで村内の方については、まず野菜、トマトもいらっしゃいます。あとはマンゴーですね。そういった状況です。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 ③に戻りましてですね、県の補助金を使った準備型、これ2カ年。例えば2カ年を終わって、研修が終わるという段階で、さらにその段階から今度はまた国の5年間の、これ経営型のほうにそのまま移行できるのか、そこはどうですか。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

経営開始型は、当然準備型で研修を受けて、その方の年齢が45歳未満であれば、あとはほかにも条件がありますけれども、当然ながら独立するという、自己所有の農地も確保すると、そういう条件を整えば、継続してまた経営開始型が受けられることになっております。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 今回、私がなぜこうして農業の新規就農、あるいは担い手不足に関して質問しているかということ、10月に私、5名ぐらいで鹿児島県の志布志市に行きまして、そこ



の農業はどういう状況なのか、現状、それから昭和47年、昭和52年、それから平成何年、そういうのを全部議論してきました、いろいろ話を聞いてきました。志布志市のほうでは、最初はピーマンなんですけれども、これを国指定の野菜というふうに認証していただいでですね、これは昭和47年に。それから昭和52年になりましたら倍増してですね、やっぱり補助とかいろいろ、市が手を入れてですね、どんどん上がって行って倍ぐらいになったんですけども、それをピークに、5年後をピークにずっと落ち込んでしまって、それが先ほど言った高齢化、それからいろいろなことでの農業離れ、そういうのが重なってしまって、落ち込んでしまったのを、今度どう取り戻すかという中で、この新規就農型、これを十分活用してですね、同じ市だけではなくて北海道からも大阪からも、それから東京からもみんな集めて説明して、それはこういうふうがいいのができますよという中でやっていったら、今度はこれがまた3倍にはね上がったと就農している方々が、そういう面でもですね、中城村でもいろいろなこういう事業があるのであれば、どんどん活用して行って、ぜひ、今、衰退している農業を活性化させるにはどうしたらいいのかということも考えながら、ただ事業があるから、補助があるからそれに沿って2日間で二人ですか、そういう段階の話ではなくて、例えば農業者全てにこういった配布をして、そういう説明会を持ちますよ。後継者、あるいは自分の息子がやりたいのであれば、これも呼んで、あるいは新規就農ができる方々がいればそれも呼んで、トータルして説明を行っていくというような段階にも踏み込んでいく必要があると思うんです。それもやっていってください。

あとは、国の事業で、先ほど農林水産課長からお話があったんですけども、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金、これがあるんですけども、

これは本村の耕作放棄地、補助率が3分の2あってですね、上限800万円で、平成20年度からこの事業は始まっているわけなんですけれども、それが本村で申請したのは平成22年に200万円、平成23年に200万円、それ以降は全然ないわけですね。それだけ耕作放棄地は増大しているということで、これはなぜ、この政策、補助を使わないのか、どうですか。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

議員がおっしゃるように、平成23年と平成24年ですね。平成23年に農地を解消しましてですね、その後、トマトハウス、ビニールハウスの設置事業を3分の2補助で受けております。その後、特に実績がまだないという状況はですね、やはり耕作放棄地、当然これは権利者がいらっしゃるわけですから、その方たちの同意も必要ですし、あとはその解消をされる方が、やはり3分の1は負担しないといけないという状況もありますので、それ以外にも周知不足もあったかと思っておりますけれども、今後ともこの事業を活用できるようにしたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員、1分以内ですので、まとめてお願いいたします。

○3番 大城常良議員 今の補助、これは十分活用していただいて、地主が同意しないから耕作放棄地に対しての、これが手当てができない、補助ができないということで、これは役所として、行政として、これはこういう形で他人に、周りの方々にも十分迷惑をかけているんだよということをやりながら、そして3分の2の補助が出ますから、どうにか貸り手を探しますので、さっき言った農地バンクも利用しながらやりますので、どうかひとつ本村に貸し出し、あるいはそういうものをしていただきたい、検討ではなくて、十分進めていただきたい。

最後に、行政とは、私が思うには村民に寄り添って、それから村民の意見を聞いて、村民の意見を大事に、村民の理解を得てですね、信頼できる行政を進めていくことによって、村民はついてくるんだということを十分理解していただいて、よい政策には、村長、私も応援しますよ、どんどん応援します、いい政策であれば。

しかし、村民の理解を得られないのであれば、これは当然私はですね、是々非々で意見も言いますし、反対のものは反対だと、しかしいいものにはいいように大賛成だということをどんどん発信していきますので、ほんとに行政としてよりよい村民のですね、期待どおりの政策、それから本村の発展に十分つながるような政策を今からどんどん作り上げていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○議長 與那覇朝輝 以上で、大城常良議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時05分）

~~~~~

再 開（11時16分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて新垣徳正議員の一般質問を許します。

○9番 新垣徳正議員 通告書に従いまして一般質問を行いたいと思ひます。

まず大枠の1番から、介護支援総合事業について。平成27年4月の改正介護保険法により、各自治体「介護予防・日常生活支援総合事業」の移行に向け準備が進められていると思ひますが、本事業の設計に際しましては、各自治体の裁量権が大きく、地域の特性に合った仕組みづくりが求められています。本村においては総合事業実施に際して、どのような地域づくりを目指すのか、お聞きします。

大枠の2番、本村役場職員数について伺います。近隣町村人口比に対する役場職員数の本村

におけるそれとで、開きがある（少人数）と思ひますが、村長の意見を伺います。

大枠の3番、平和宣言についてです。去る6月議会において本村の「平和宣言文」の作成について提案いたしました結果、11月の本村慰霊祭の場で村長により読み上げられ、私も感激いたしました。そこで、今後、この宣言文が本村の平和宣言文として記録されていくのか、あるいは、慰霊祭向けで、その場限りのもので終わるのかお聞きしたいと思ひます。

4番目に「建白書を実現する中城村民会議」について伺います。建白書を実現する中城村民会議が発足し、さまざまな取り組みが実施され、本村における平和発信の一翼を担っているものと確信しております。恒久平和の実現に向け、村民挙げて取り組むことは、あの悲惨きわまりない沖縄戦を体験した本村、本県にとって重要事項の一つだと認識いたしております。今後も、同村民会議の継続した取り組みに期待したいと思っております。そこで、この件に関する村長の見解をお聞かせいただければと思っております。以上、よろしくお願ひします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、新垣徳正議員の御質問にお答えいたします。

大枠に1番につきましては福祉課のほうで、大枠2番につきましては総務課のほうで、大枠3番につきましては企画課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは大枠4番の建白書を実現する中城村民会議についてでございますが、これは議会の中でも発言をさせていただいておりますけれども、今、非常に世界情勢も、もちろん日本も含めてでございますが、余りいい方向に進んでいるとは思われないということをお聞きいただきました。

当初のきな臭い懸案から、もっと焦げ臭いといひますか、非常に予断を許さないような状況

になっているような気がいたします。だからこそ私も中城村もそうですし、沖縄県全体がそうだと思いますが、やはり平和の尊さ、そして悲惨な戦争を経験したがゆえに沖縄からの発信というのは大変大きな意味を持ってくるものだと思います。

そういう意味では、私どもの建白書を実現する中城村民会議、ほとんどの重立った団体が一緒になって賛同していただき、そして同意していただき、統一行動を起こさせていただいておりますので、当然、この建白書を実現する中城村民会議は、今後も、より発展的に継続をしていきたいと思っています。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 新垣徳正議員の質問にお答えします。

介護保険広域連合構成市町村は、平成28年4月から総合事業へ移行することに足並みを合わせ、中城村においても総合事業に向けて進めています。現在の介護予防給付の枠組みである訪問介護、通所介護が、市町村の地域支援事業へ移行しますが、現行のサービスを利用している要支援1・2の方々には、更新時までには現在利用している訪問介護・通所介護相当のサービスが利用できるように配慮したいと思います。元気な高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護状態にならないように介護予防事業（とよむちよ筋事業・認知症予防教室・ちゃーがんじゅー教室）を利用しやすい体制で拡充していきたいと思っています。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 大枠2の御質問にお答えいたします。

本村役場職員数については、集中改革プランに基づき、平成17年度から平成21年度までを計画期間とする定員管理を積極的に取り組んできましたが、基準年度における職員数については、平成16年度までに独自の職員数の削減を行った

後の数値が基準となったため、他団体よりも大幅な職員数削減となりました。また計画期間終了後は、集中改革プランのように全国一律で何%の削減をすべきだという画一的な政策ではなく、達成した職員数を維持しながら地域の実情を勘案した定員管理の推進に留意するよう国からの助言を受けてきたため、現在の職員数となっております。今後の職員数の計画については、本年度が中城村職員定員管理計画の改定時期となっていることから、行政経営の効率化及び住民ニーズの向上も考慮しながら適切な職員数の確保に努めていく考えでございます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 平和宣言について、お答えいたします。

平成27年度中城村全戦没者慰霊祭におきまして「中城村平和宣言」を行いました。これは、戦後70年という節目の年に合わせて作成したものでございまして、戦没者の追悼とともに、世界平和の実現に向け、村として全力で取り組む決意を新たにしたものであり、慰霊祭向けの、その場限りものではございません。平和宣言を常に心の中に刻み、村政運営に当たるものと考えております。しかし、平和宣言につきましては、沖縄県のように毎年、作成するというものではなく、本村におきましては、5年、あるいは10年の節目の年に作成し、宣言したいと考えております。平和宣言の記録につきましては、石碑や出版物として残していくということではございませんが、平成27年平和宣言文として記録し、残していきたいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

○9番 新垣徳正議員 それでは、順を追って再質問のほうに移らせていただきたいと思います。

まず、大枠1番の介護支援事業についてなんですが、先ほど福祉課長の答弁がございました

が、この事業は平成28年度、次年度ですね、4月から施行ということになっておりますが、一番今、懸念されるのは各自治体の裁量権が大きいということなんです。さまざまな行政独自の事業展開が可能になるし、地域における介護予防事業の確立につながるものと考えております。しかしこれは逆に言えば、独自の発想力であったり、行動力がすごく要求されてくる事業だと思っております。

今まで以上に担当職員の負担増は当然避けられないことだと考えておりますし、また、国、厚労省の方針においてもですね、方向性が実績に応じた支援策を検討する趣旨の明言をされております。かなりの事業実績が求められると認識いたしておりますが、そこでお聞きしたいんですが、まず本事業を実施するに当たって、各市町村に設置された地域包括支援センターの果たす役割がかなり重要になってくるものと考えております。現在、同センターの取り組み状況は、どのようになっているのか、お聞かせいただけますか。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 包括支援センターの取り組みとしては、介護事業の相談、配食サービスの計画相談、介護予防体操の実施等です。

○議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

○9番 新垣徳正議員 大まかに、そういう配食であったり、主に介護予防の事業のほうに重点を置かれているというふうに私は認識しておりますが、先ほど福祉課長の答弁の中で、今後、予防事業、日常生活支援総合事業に関しましては、村のほうでは、まず目新しい事業をやるといふような答えはなくてですね、今あるとよむちよ筋でありますとか、そういったものの強化を図っていくというふうに答弁をなさっておりましたが、今後、今言われるように目新しいものはないというふうに考えておられるんですか。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

介護予防教室については、予算要求の段階ではありますが、現在、各自治会の公民館、吉の浦会館で週7回の実施を、平成28年度は週13回に拡充していきたいと思っております。

目新しい事業としては、平成27年8月に認知症サポーター・キャラバンメイト事務局を中城村に設置しました。それに伴い職員が研修を受けてきており、認知症サポーター養成講座に対しても職員が講師をできるように体制を整えています。また、平成30年までに求められている認知症地域支援推進者も研修へ派遣しまして、2人の職員が研修を終えて認知症地域支援推進員になります。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

○9番 新垣徳正議員 今、福祉課長が答弁なさったように、今後の法整備は、国が進めたいのは各地域でもってさまざまな取り組みをやってくれと。それでその地域に応じた取り組みができるのは地域だということで、それが対外的なものではあるんですけど、各公民館とか、そういう自治会、そのような自治会館とか、そういうところがですね、その拠点になるというふうに思うんですね。ということは、今、本村で行われている地域、公民館で行われている事業というのが、ふれあい事業の幾つかであったりとか、そういうものがあると思うんです。

この間、ちょっと視察をしてきたところによりますと、ほんとに小さなそういう集まり、その地域の集まり、例えばいろんなサークル、そういうところに関しましても、この予防事業が実施されていくと。こういう小さなものでも数多くこなしていけば、国からの、厚労省からの支援が行われるというようなお話もされておりました。ということは、例えばその地域にある生け花教室であるとか、三線サークルであるとか、そういうことに関しても、そういう補助対

象になる可能性があるという話も聞いております。そういうのをどんどん広げていって、必ずしもそういうふれあい事業における老人会の活動だけではなくて、そこに集まってくるお母さん方のサークルであったりとか、ママさんサークルであったり、いろいろそういうのをどんどん立ち上げていく必要もあるのではないかなと思っております。

それで、そういう事業というのはどんどん多ければ多いほどこしたことはないんですが、ここでちょっと問題になるのはですね、先ほど課長がおっしゃってありましたお二人の方がキャラバンメイトという講習に参加されて、それで認知症の支援を行えるような講習も行ってきたと。この職員の方は、村の本職の職員ですか、それともどこか、嘱託とか、そういうことですか。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 認知症サポーターキャラバンは、うちの職員が講習を受けてきて、次年度からは認知症予防の養成講座の講師となり、研修をしていくことになっています。

○議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

○9番 新垣徳正議員 あと、大枠2番のほうでもちょっとお話ししたいとは思っているんですが、今回ですね、私、県の広域のほうに派遣されている介護予防議員でもあるんですが、その中でもいろいろお話があったんですが、今回の法施行に際しては、各市町村の対応としては地域包括支援センターにおける各専門職を必要数、配置することが求められております。何に対して、どの程度の専門職を配置しなければならないか、お聞きしたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 現在、係長が兼務で、担当職員1人、嘱託職員5名、臨時職員2人で対応しています。

先ほど答弁したのと重複しますが、介護予防

事業7回から13回に拡充するに当たり、予算要求段階ではありますが、看護師1人を増員要望しています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

○9番 新垣徳正議員 新たに看護師1人を採用ということによろしいですか。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 嘱託です。

○議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

○9番 新垣徳正議員 嘱託でですね。

それで今、本村において、この事業の対象者となる1号被保険者に対して、満たすべき職員数の人数というのは、福祉課長、クリアできているというふうに認識しておりますか。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 他の市町村に比べたら若干少ないとは思いますが、嘱託員を含め精いっぱい頑張っています。

○議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

○9番 新垣徳正議員 本村の職員の方々、頑張っておられるというのは、ほんとはよくわかるんですよ。多分福祉課長もそういう答弁は余りされたくはないと思うんですが、少数精鋭と言うんですか、そういうのもほんとはいいこともあります。でも、1人の職員が複数を兼務するという現状ですね、今の。専門職での対応がほんとに必要なときに兼務であるということは、どうしても人は体一つしかないものですから、それに応じていろんな仕事はどんどんふえてきますよね。それをこなしていくということになると、ほんとにその職員一人一人に及ぼす負担というのは、すごく大きくなるのではないかなと私は思っているんですね。

特に介護なんかを見ていたら、そういうふうなものを最近すごく感じるものですから、どんどん職員が悲鳴を上げ始めてきているのではないかと思います。そこに加えて、こういう法整備に持っていくには、どんどんこれを押しつけ

てくるわけですから、それに対応したような専従職で対応にこしたことはないとは考えております。

ぜひ、このような職員配置を福祉課長のほうからも要請していただければなどと思っておりますので、ぜひ強烈に推し進めていただきたいと思っております。

大枠1番については、それで終わるということにしまして、大体同じような質問にはなると思うんですが、大枠2番の本村の職員数の適正について、お伺いしたいと思います。先ほどに続きまして、本村における職員数を、本村に類似した同程度の他町村の人口比でちょっと調べてみたんです。そうしたらこのような結果が示されたんです。まず一番人口的に1万3,000人から1万8,000人は中城村、それで与那原町、北中城村、嘉手納町、本部町、この5町村を比較対照してみたんです。

これが大体人口1万3,000人から1万8,000人、本村と大体似たようなあれなんですけど、平成26年度1月現在で、まず中城村において人口が1万8,792人、そのうち職員の数が一般行政部門で80人ですね。それと特別行政部門、教育委員会なんですけど、それが24人、それから公営企業と会計、下水・上下水道の部分で12人、合計で116人ということになっております。

それに比較しまして、人口順に一番多いのが中城村で、次に与那原町で同じような人口形態で1万8,450人、中城村よりは338人少ないですね。その中で職員数は全て合わせて122人、中城村に比較すると6人多いということです。続いてお隣の北中城村なんですけど、人口で1万6,352人、人口比で2,440人ほど本村が多いです。向こうは少ないです。それで職員数が136人、本村に比べると向こうは20人多いということです。続いて嘉手納町なんですけど、こちら1万3,790人で、本村よりは5,000人ほど少ない人口ですね。それで職員数が166人、大体本村より

は50人多いと。本部町に関しましては、嘉手納町と人口割は同じように1万3,685人、5,107人、人口で向こうのほうが少ない。それで職員数で127人。職員数で11人、向こうのほうは職員が多いというふうな統計が出ているわけです。

それに関して先ほど答弁もあったんですが、本村の職員の定数条例に則して116人という数字にはなっているのかなと私は今、考えますが。先ほど答弁の中であったんですが、このような数字、本村の職員の確定数というのは確実に定まったというのは、先ほど答弁されていた平成16年度の削減から始まっているというふうな答弁だったんですか。そういう解釈でよろしいですか。お願いします。いつごろ定まったのかを、わかるのでしたら。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

平成16年ということですよ。それは平成16年に独自で、先ほどとお答えが重複しますが、平成16年度には134名の職員がございました。そのときに、独自で11名を削減して123名。これは独自に削減した中から、今度平成17年から平成21年までが集中改革プランということで7%の削減しなさいという国からの方針が出まして、それをもとに7%削減した後の人数が、そのまま今になっているということです。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

○9番 新垣徳正議員 今、総務課長が答弁なさったように平成16年度において村独自に、どういう理由があったかは知らないのですが、削減が行われてきたと。そういう中において、134人だったものが127人となり、平成17年度の集中改革プランの中において現在に至っているということなんですけど、これは国の、やっぱり職員数というのは国の、そういうものもいろいろ絡んでくると思います。

今、地方自治がどんどん見直されてですね、地方のことは地方で任せますよというふうな国

の、そういう柔軟なところも出てきてはおります。その中において、先ほど総務課長がおっしゃったように、地域の実情に合った職員数を定めることができるというお話をなさっておりました。というのは、特にこの中城村においてですね、近年において本村の人口増加率というのを皆さんもよく御存じように、全国的においても常にトップの位置を占めております。一番の要因が南上原地区の開発に伴う人口増加に起因するものであることは言うまでもありませんが、しかしそれに伴う行政職員の数がふえないというのは、いかがなものかと私は考えております。

その実情に即していくのであれば、当然人口もこれだけ2倍、3倍もふえていくわけなんですから、それに対応する職員の数もふえて当然だと思うんです。民間企業の経営理念も、時においては必要だと思いますが、村長、経費削減だけを追い求めることで、住民サービスの低迷を招いたり、村政発展の阻害要因として事業が滞るようなことにでもなれば、それこそ民間で言う経営破綻を引き起こすのではないかという懸念がされます。

今後とも人口増が見込まれるわけですから、本村行政においても職員の絶対数確保は大いに取り組むべき課題の一つだと私は考えておりますが、村長の御意見を聞かせていただけますか。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 では、お答えいたします。

私が就任してから7年間になりますけれども、その間に少しばかり見直しと申しますか、増員を図りまして、事務職については少しずつではありますけれども、ふえてきている段階でございます。

絶対数の今、職員増についてのお話ですので、少し見解を述べさせていただきますけれども、先ほど総務課長からもありましたとおり、ちょうどと申しますか今、その見直しの時期に来て

いるということで、実は今年度から職員数、数名ずつではございますが、今ここで何名とはお話しはできませんけれども、ふやしていくつもりでございます。これが、実際にはほんとは何カ年計画で何名ずつと、ここで今、お話しできればいいんですけども、御承知のとおり私ども職員の、役場のサービスにとりましては、この部分が弱い、この部分が少し人間的なものが必要だとかというのは、年度年度で多少は変わってくるものですから、専門職も含めてですね、そういうことで今、何名ずつという話しはできませんけれども、ここ数年に、徐々にふやしてはいきたいということで意思は固まっておりますので、おのずとその年度末に来れば、人間的な話しはできると思います。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

○9番 新垣徳正議員 先ほども数字で示したように、本村は類似したような村の中だけ、意外と村としては人口も多いわけなんです、1万8,000人、2万人に近いということで。それに対しての職員数が余りにも少ないというのは、多分その辺もよく皆さんも御承知なのではないかなと思っておりますが、ぜひその辺も勘案していただいて、今後のゆとりある村政の発展、村行政を築き上げていければなと思っております。それは、この間、村長、7周年の話の中にもありましたけど、今の役場職員はみんな頑張っているんだと、寝る間も惜しんで働いてもらっているんだと、それで村長もそれにハッパをかけているんだという話をされておりましたが、それはほんとにいいことではあるんですが、やっぱりそれがまた職員に対しての負担になってしまって、そこで前に進めなくなるようなことがあったら、それこそ愚の骨頂でございますので、その辺はほんとに取り組みとしては十分な取り組みをしていただきたいなと思っております。

先ほどから民間企業系のノウハウを一番よく

知っている浜田村長に対して、大変差し出がましい言動があったとは思いますが、お許しいただきたいと思います。

ぜひですね、今後の村政経営を推進するに当たりまして、この件の取り組みをお計らいいただきますように切にお願いいたします。そして、次の質問に移らせていただきます。

続いて大枠3番につきましては、先ほど企画課長の答弁もありましたので、とてもいいことだと思っております。ぜひ常に、5年から10年をめどに見直していったり、またそのときにちゃんとしたものを発信できるような体制につくっていくというのは、とても素晴らしいことで、常にそういった平和を意識づけるような村政であってほしいなと思っておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

続きまして大枠4番に関して質問させていただきたいと思いますが、毎回、村長に同じような質問をして、大体村長からも同じような答えが返ってくるというのはわかっていながらも、常に村長の気持ちを大事にしたいなというところもありますので、そういう質問をさせていただいております。

そこで、先ほど村長が答弁なされたことは、平和行政の取り組みとして、その職員においても同じ考え、方向性が共有されるべきだと思っておりますが、その辺はどのように解釈してもらえますか。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

当然、私だけが旗振って、私だけで発信するというのではなくてですね、これは村民会議の中には、いろんな各種団体もありますし、また職員もですね、これ当然村民のために中城村、あるいは沖縄県全体のために考えますと、足並みそろえてやっていただけるものと自負しておりますので、今後も職員ともその辺の対応を含めて浸透していければいいなと思っております。

○議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

○9番 新垣徳正議員 ただいまの村長の答弁を伺って、ちょっと聞いてみたいことがあるんですが、企画課長、ちょっとお伺いしたいことがあります。よろしくお願いします。

以前ですね、建白書を実現する中城村民会議より、同組織の取り組みを広報なかぐすくへ掲載していただけるよう、要請があったと思います。その掲載の要請が、検討委員会のほうで掲載を見送られたという経緯を聞いておりますが、その理由が何なのか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

建白書を実現する中城村民会議につきましては、米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去、県内移設を断念させ、またオスプレイ配備の完全撤回に向けた活動を行っており、普天間飛行場に近接する本村にとりましても、心強い活動を行っている団体であると認識しております。

以前に広報なかぐすくに対する掲載の件ですが、これにつきましては広報なかぐすくの性質が村政について広く村民に周知し、行政への理解と、参画を得る役割を担っているところでございます。また、中城村内の全世帯へ配布されるものとしまして、行政の政治的中立性を保つ必要があると考えております。

現在、国及び沖縄県におきましては、辺野古への新基地建設が政治問題化している案件となっていることから、辺野古基地周辺におきまして政党や市民団体などによる座り込み行動や、抗議活動が政治的色合いのある行動とみなされることが考えられます。政治的に賛否の分かれている議論につきましては、村が一方の意見だけを支持したように村民に受け取られる可能性があるというふうな判断から、公務員の全体の奉仕者という観点から、広報紙への掲載を見送っているところでございます。



○議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

○9番 新垣徳正議員 この件なんですが、2012年10月24日ですね、オスプレイ配備撤回を求める中城村民大会が吉の浦会館で開催されました。これは皆さん御存じかと思います。

そのことに関しては、広報なかぐすくで大きく取り上げて掲載されております。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（11時54分）

~~~~~

再 開（11時55分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

新垣徳正議員。

○9番 新垣徳正議員 これが、その当時のですね、2012年11月5日なんですよ。こういうふうに表紙でオスプレイの配備撤回、そしてこの中で、3分の2の紙面を使って村の話題として取り上げております。

これは、企画課長にも意地悪な質問をしたくないので、そのままなんですよ。そのことに関しては、この広報なかぐすくにも掲載されております。そのときのそれと、今日行われている建白書を実現する中城村民会議との違いは何なのか、よく考えていただきたいと思います。

その翌年ですね、2013年1月28日、沖縄は各市町村の首長、村長も含めてですね、全議会議長による建白書を携えてのオスプレイの撤回、普天間基地の県内移設反対、辺野古新基地建設反対を訴えてですね、建白書を実現させるという東京行動が行われました。

これら全てにおいて、ここ沖縄においては地続きでつながっているものと私は考えております。本村における建白書を実現する中城村民会議も、まさにその実現に向けて行動する組織だと認識しておりますし、それは決して政治的だとか、それで一蹴されるべきものだとは考えておりません。村長の答弁の中にも、そういう答弁はよくあります。これは村でも取り組んで

いくべきこと、平和についてのことで、それを政治的中立性だとか、そういうもので一蹴されたら困ると私は考えております。

あらゆる戦争につながる全てのものに反対し、平和を築き上げる行為において、政治的中立性だとか、行政の中立性が保てないだとか、おかしな言いわけして逃げるべきではないとは私は思っています。それどころか、行政に身を置くものこそがですね、平和を築き上げることを使命として、率先して行動すべきことだと考えています。

政治の中立性に関しましては、特に教育現場において、頻繁に顕著に見受けられております。現況では、教育現場において政治を語ることはタブーとされ、教員自身が政治の中立性を持ち出して、政治を避ける傾向にあると言われております。しかし現実には、政治が目に見える形で教育現場に関与してくるんです。それは事実なんですよ。そこで中立性は成り立たないと私は思っています。

人事評価制度でありますとか、教育免許の更新制度など、もう政治とは関係ないと言っている横から次から次に絶対的権力を持ってですね、政治は襲いかかってくるんですね。偏った正義を行うということも教員の、そして行政の中にも求められるものでもないかなとは思っております。

ぜひ自信を持って平和行政を行ってほしいと要望いたします。

皆さん御存じのように、本庁舎の上の壁面に大きく書かれた日米地位協定の見直しの看板は、だてに掲げられているものではないとは私は信じておりますので、皆様方の行動を期待しております。ちょうど時間もなりましたので、そのことを伝えて私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 與那覇朝輝 以上で新垣徳正議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時59分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて、新垣光栄議員の一般質問を許します。

○11番 新垣光栄議員 こんにちは。それでは、一般質問をさせていただきます。

まず初めに大枠の1番、環境行政について質問いたします。（1）西原町の企業進出に伴う、工業団地から派生する工場公害は、企業誘致を行っている西原町よりも、隣接する本村に多くの環境問題を起こしている。そこで、①工業団地から派生する公害の現状を伺う。②今後の対策をどのように考えているのか。③先に提案した公害防止協定は一般質問で何度か提案しているんですけども、公害防止協定ですね、これは西原町と沖縄電力、両方で提案したんですけども、どのようになっているか、伺います。④上記（1）以外に、中城村における環境問題の現状と対策をどのように考えているかを、大枠の1番で伺います。

続きまして、大枠の2. 村の各種計画策定について。（1）総合計画については、地方自治法第2条第4項において、市町村に対し、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の決議を経て定めることが義務づけられていたが、平成23年5月2日に「地方自治の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは村の独自の判断に委ねられていることとなった。そこで、①中城村第四次総合計画の期間が、平成24年度から平成33年度まで、（前期基本計画が平成24年度から平成28年度、後期基本計画が平成29年度から平成33年度）になっています。来年度は、第四次総合計画基本計画（後期）に策定に向けて取り組むと思うが、どのように進めていくか、伺います。

続きまして、（2）基本計画以外の長期計画（中城村国土利用計画、都市計画マスタープラン、中城村人口ビジョン及び総合戦略等）、中期計画、各課の実施計画等がある。これらの諸計画は、まちづくり、村行政の展望を示すものであることから、法的に議会の議決を経る義務づけはなくても、村民の代表である村議会にかかわることで、村全体の総意により策定されたものであることを裏づけるためにも、必要かつ重要なことであると考えます。そこで、①各種計画策定後の議会説明ではなく、策定前に各種計画の概要説明が必要と思うが、所見を伺う。次、②各課の中長期事業計画は、どのようになっているか伺う。そのほかにもいろいろあると思いますので、折り入って聞きたいと思います。また、各種計画を閲覧できるように環境を整えるべきだと思うが、所見を伺う。以上です。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、新垣光栄議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番の環境行政につきましては、住民生活課のほうでお答えをさせていただきます。大枠2番の計画策定につきましては、詳細につきましては企画課のほうでお答えをさせていただきます。

議員お尋ねの各種計画策定の件でございますが、当然ながら、これは村がしっかりと携わってやっていくものであると認識はしておりますけれども、やはりその根幹をなすのは住民の声、要望、希望、これは去る去年やりましたゆんたく会などでも、いろんな意見、御要望が出ておりますので、それを参考にさせていただきながら、随時策定に努めていきたいなと思っております。

詳細につきましては、企画課のほうでお答えさせたいと思います。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 それでは、新垣光

栄議員の質問の大枠1番について、お答えいたします。

まず、①につきましては、西原町工業団地から派生すると思われる苦情については、村に寄せられているものは沖縄県廃棄物処理協同組合からの悪臭が確認されております。

②につきましては、当該施設は産業廃棄物処理施設として県の許可・指導下にあり、また西原町と「施設から発生する問題については事業者として責任と誠意を持って対応する」旨の公害防止協定を締結していることから、県及び西原町環境所管課と連携して対応を行っていきたいと思っております。

③につきましては、村は廃棄物処理協同組合と平成21年7月1日付で環境保全協定が締結されていまして、新たな協定を結ぶのではなく、現協定を遵守して、当該施設に対する指導を県及び西原町と連携して対応していきたいと思っております。

④につきましては、村内における環境問題として取り上げられるのは、不法投棄問題、事業所・ヤードなどから発生する騒音・悪臭問題が挙げられます。不法投棄については、職員によるパトロールや移動可能な監視カメラの活用による対策を行っている状況です。それから事業所・ヤードなどの問題は、県の中部保健所と連携して、事業者に対する対策・指導を行っていきたいと思っております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 中城村第四次総合計画後期基本計画の策定について、お答えいたします。

中城村第四次総合計画前期基本計画が、平成28年度で終了することから、平成28年度中におきまして、前期基本計画の検証と評価を行うとともに、平成29年度から平成33年度までの後期基本計画策定に向けて取り組んでいく予定でございます。平成26年12月から平成27年2月にか

けて、21自治会に出向き「ゆんたく会」と称しまして行政懇談会を開催いたしました。そこで出ました意見や、現在策定中の総合戦略におけるアンケート調査から出されました意見等を踏まえるとともに、地方版総合戦略の各施策との整合性を図りつつ、ワークショップ、庁内での議論、広報紙等への掲載やパブリックコメントを実施した上で、策定委員会、審議会を経て策定したいと考えております。

次に、各種計画策定前の議会に対する説明についてお答えいたします。中城村第四次総合計画を策定する過程におきましては、素案の段階で議会に対しまして、事前説明を行っております。第4次中城村国土利用計画につきましても議会議決事項でございますので、議会におきまして説明を行い、議決をさせていただいております。各種計画の性質にもよりますが、議員のおっしゃるとおり、策定前の議会への説明について、各課におきまして検討できるものと考えております。

次に、各課における中長期事業計画につきましては、提供しました資料をもって答弁したいと思います。なお、各種計画につきましては、計画策定を担当した部署におきまして、閲覧は可能であると考えております。今後は、護佐丸歴史資料図書館開館により、行政情報コーナー等での閲覧が可能となり、これまでよりも閲覧がしやすくなるものと考えております。

○議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

○11番 新垣光栄議員 では、再質問をさせていただきます。

今、問題になっているのは西原町の産業廃棄物処理場からの悪臭ということで問題にさせていただいています。この施設は、当初は2つあったんですけども、2件ありまして、1つは今、停止しております。その停止している企業も、これは停止期間が5年間でしたか、これの行政処分公表によると、停止期間が5年とい

うことで、そろそろまた新たに活動を始めてくるのではないかと懸念しています。

そしてあと一つが、先ほど質問の中でありましたように、もう一つの会社がありまして、その会社から今ですね、悪臭を伴った、ほんとに鼻の中にツンと来るような、ひどい悪臭が今、和宇慶、それから伊集、南浜、風向きによって違って来るんですけれども、かなりの悪臭を伴ったにおいがあります。その件に関して、私たちは当初から提案していて、協定を結ばれたということなんですけれども、それはほんとはよかったなと思っておりませんが、どのような協定なのか、少しばかり内容を説明していただきたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

この環境保全協定書なんですけど、西原町がその組合と交わしたものをベースにですね、ほぼ内容は同様な内容で協定書として交わされております。やはり自己責任、先ほど申し上げたような企業の責任を強くうたったような内容となっております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

○11番 新垣光栄議員 西原町と交わした協定のもとに指導すると言われていたんですけれども、なかなか指導できていないんですよ。行くたびに現場確認して、それで事が済まされているような気がしてですね、ほんとに行政指導で立入検査、そして改善勧告等を伴った指導をしないとですね、なかなかとまらないと思っております。

そして、悪臭防止法等が施行されて、本来であれば沖縄県は公害防止条例があって、このもとに県が指導していたものが、条例を廃止したために各市町村にこの役割がおりていると思います。

その役割が各市町村におりてきた中で、西原町がほんとにやってくれているかと思うと私は

疑問に思っているんですよ。行政指導を強くですね、やっていかないといけないと思っております。

その過程において防止協定を結んでいて、私たち中城村は同じように西原町と結んでいるんですけれども、どういうふうな指導勧告等をやったのか、行政として、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（13時46分）

~~~~~

再 開（13時47分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

去る8月18日に、そういった悪臭の問題がありまして、たしか議員さんからと住民の方から連絡があって、その現場に駆けつけまして、西原町、それとうちの中城村のほうでこの施設を訪ねてですね、その中で注意指導を行っております。その後の改善報告書としまして、その同じ組合から1回当たりの焼却量を減らして発生ガスの量を少なくしていくような改善した対応をやっていくという報告書をいただいております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

○11番 新垣光栄議員 そうですね、ほとんどが今までの対応が、注意して報告書を受けて、これで済まされていると思うんですけれども、これではですね、済ますことができないのではないかなと私は思っております。

そして調べてみました、この企業全部です。そうしたら沖縄県産業廃棄物処理協同組合と沖縄県医療廃棄物事業協同組合の2つの企業があるんですけれども、はっきり言えますけれども、1つはですね、コンプライアンス等もきれいに守られている企業で、ホームページを見てもちゃんとやっているなと思うんですけれども、

あと一つがですね、私も勘違いしていたんですよ、「沖縄県」とつくものですから、沖縄県のレベルが、このような会社なのかな、組合がですよ、このような組織なのかなと思っていました。名前がほとんど変わらなくて、私たちも勘違いしている面がありまして、この同じような組合が素晴らしい会社だと思っていたんですけども、資料を全部集めてみるとですね、ほんとに改善しないといけない、それと注意勧告、それから停止まで入れて、データに基づいて指導していかないといけないところまで来ているのではないかなと思っています。

そこで、この廃棄物処理場は西原町にあるんですけども、被害がこっちに来ているものですから、廃棄物処理場で処理されている産業廃棄物の種類は、住民生活課長は認識しておりますでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

私のほうでわかっているのは、まず廃プラスチックですね、あと廃アルカリ、紙くず、木くず、そのようなものは確認できております。特に悪臭が強いのが医療用の廃プラスチックで、それが原因だということは現場のほうでも担当者から報告を受けております。

○議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

○11番 新垣光栄議員 まさにそのとおりですね、普通の産業廃棄物ではなく、ここで処理されているのが、先ほど言われた沖縄県医療廃棄物事業協同組合と、私は間違えていたんですよ。医療廃棄物をこの組合は処理していて、この処理の内容といたしましては感染性の廃棄物ということで、特別廃棄物と言われている特殊な廃棄物を処理しているということです。

この特別な廃棄物を処理するに当たって、結構厳重にされていましてですね、黄色、それから赤とか、緑とか、こういうふうにボックスがきれいに分かれていて、このボックスの中にき

れいに運搬、それから処理までですね、ボックスともに廃棄しないとイケないんですけども、現場を見るとですね、このボックスも見当たらないし、そのまま持ってきて、そのまま炉の中に入れてるんじゃないかなと。その炉もですね、普通の敷地境界線から火が出ているのが見える状態の炉であって、ほんとにこれでよく沖縄県は許可したと、この特殊な廃棄物処理に関する、焼却に関する処理をしたなと思っています。

そこでですね、私たち中城村、ほんとは西原町で一般質問したいぐらいなんですけれども、この企業が平成27年2月ごろですね、営業停止になっていたということはおわかりですか。

○議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

ただいまの知っていたか、知っていなかったかということですが、施設使用停止命令書を確認しています。

○議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

○11番 新垣光栄議員 この使用停止の命令は、どのような内容で使用停止になっていたのか、もしですね、この公害防止協定を結んでいるのであれば、どのような状態で営業停止になっていたかどうかとも報告を受けているのかどうかですね。

○議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

報告は受けております。

この命令を行う理由としましては、平成26年12月1日に採取した煙突から排出される廃ガスのダイオキシン類の濃度が基準以上であったということが原因であります。

○議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

○11番 新垣光栄議員 まさにそうですね。私は調べてみてわかったんですけども、ダイオキシンなんですよ。ダイオキシンが基準以上に今、出ているということです。もしこれ

がわかっている、中城村としては西原町とか県のほうにどういう抗議をやったのか。私たちは被害を受けている行政ですので、西原町に対してどのような要請とか、要望はやらなかったのか。そのままにして、ただ行政処分の通知書を受け取ったのかですね。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（13時57分）

~~~~~

再 開（13時58分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

改善命令の報告としては受けているんですが、こちらからの抗議としてはやられてないようがあります。

○議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

○11番 新垣光栄議員 なぜかという、私もこの行政処分の公表についてということで調べてみたんですけども、これは公表されないと、情報公開条例にのっとってですね、情報が得たいんだったら県のほうに出してくれという対応なんです。なぜかと言うと、これは処分内容の停止期限が切れているから、情報が出せませんと言われたんですよ。それで今、手元にそういう情報はないんですけども、そういうのを知っているのであれば、ダイオキシン関係でこの地区は、この指定基準ですね、悪臭防止の規制基準の中にもですね、中城村もA地区、B地区と分かれています。A地区が、今、住居地域ですね。沖縄電力側がB地区になっています。

西原町でもA地区、B地区と分かれていますね、この工業地帯というのはB地区に含まれていて、もし100ppmで、これは基準以上だとすると、B地区は2倍までオーケーなんです。200ppmまではオーケーということで、かなり緩くなっているわけですね。その緩く

なった地域で、基準以上のダイオキシンが出ているということですね。

そうしたら普通に考えると、私たち中城村、和宇慶、南浜、伊集あたりというのはA地区に入っていて、本来であれば半分のダイオキシン濃度で異常だと言っているのに、2倍以上のものが来ているわけですよ。その被害を受けながら、行政として何の抗議とかですね、そういう手をこまねいていいのかなど。それも情報もですね、意図的に隠しているわけではないんですけども、そういう情報もあってもいいのかなと思っています、地域住民に対してですね。

地域住民は、風向きによってにおいはするんですけども、煙突も低いものですから、朝は霧が張ったように煙が立ち込めるんですよ。そうしたら、わからない人はですね、いい霧の中をウォーキングしているんだなと勘違いして、あのダイオキシンの中をウォーキングしている人もいますよ。ああ、気持ちいいなと思ってですね。それぐらい空気がよどんで、前が見えないような状況まで今、起こっていますので、この風向きによっては。

そうすると、この中城村の野菜が、みんなダイオキシンに冒されているんじゃないかなということも考えられると思いますよ。測定してもいいんじゃないかなど。それぐらい大きな問題に発展すると思いますので、これを早目に対処しないとですね。せっかく今、地産地消で島にんじん、島ダイコンという中で、測定したら異常だったということも、私はあり得ると思うんですけども。

その辺の対応を早目にやっていただきたい。そういうことからしてですね、今、皆さんがこの業者に対して強く指導できないというのは測定ですね、ダイオキシン等の規制物質の測定ができないから、その根拠がないわけですよ、どの測定値が異常なのかというのが。それで、この測定をするに当たってですね、住民の方々

から苦情があったときに、すぐ測定できるような体制はつくれないのかどうかですね。

○議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

そのような場合は、この協定を元に企業とも相談して、この情報開示ができるような体制はつくっていききたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

○11番 新垣光栄議員 この企業からのデータの情報公開では、もう信用できないんですよ。ちゃんと現場で行政が立ち入って、自分たちで測定して、検査結果を報告するぐらいじゃないと、何度もやっていて営業停止もなっているし、その営業停止をやった後にですよ、また同じようなことを繰り返しているわけですから、本来であれば中城村、西原町、そして県も一緒にその現場で、第三者で測定してですね、異常なのか、正常なのかというのを判断するぐらいの気持ちでやっていただかないと、ほんとに今から健康被害が出た場合に、中城村としてはどんなふうに対応できるのかどうかですね、ほんと疑問であります。

中城村が、この発生源ではないですので、西原町としっかり話をさせていただいてですね、この費用に関しては西原町で予算化しなさいと。そうじゃなかったら沖縄県のほうに話してですね、今、持っている機器があるんだったら貸していただいて、測定して、業務改善命令とか、その業務停止ができるような体制を整えていただきたいと思います。

業者としては、毎年データを出しますというふうにはですね、この規定があるかもしれないですけども、それはどのように、そのようなデータではなくて、ほんとに現場に立ち入って測定をしていただきたいと思いますんですけど、そのような考え方はどうでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

ただいま議員からありました提言を受けてですね、あと県、西原町とも相談をして、どのような対応ができるかやっていきたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

○11番 新垣光栄議員 よろしくお願ひします。なぜかという、これを許してしまうと、どんどん今まで行政処分にあった企業がこれから出てくるわけですよ。停止期間5年が過ぎて、また復活してくる。そういうことから、ほんとにちゃんとしている業者であればいいんですけども、悪意とも思われるような業者に対しては、しっかり行政処分ができるようにですね、この公害防止協定も結んでいるわけですから、しっかり県及び西原町と連携して対応していただきたいと思ひます。

そうしないと、せっかく私たちの農業振興とか、環境のいいまちづくりを、村づくりをしようという中で、公害のあるまちになっては、何のためのまちづくりかわからないものですから、しっかりこの辺は進めていただきたいと。今、住民生活課長に就任したばかりで対応がちょっと、内容が把握できない部分もあると思うんですけども、よろしくお願ひします。

そこで村長、西原町とですね、どうにか連携して。県のほうは、この悪臭に関する法律は、市町村の管轄だと言っています、許可した県はですね。これでいいのかどうか私は疑問ではありますが、まずは西原町と連携してですね、この問題をどうにか話し合っただきたいなと思ひますけれども、見解を伺いたいと思ひます。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今、議員おっしゃったとおり、制度上、何も問題がなければですね、他市町村のことでありますけれども、目的は住民の安心・安全で同じでございますので、提携できるものは提携していきながら。

今の答弁、御質問のやりとりも聞いていますし、やはり悪意を持った業者ということになりますと、やはりこちらもそれなりの対応をしていかなくてはいけないのかなど、不可抗力であるのか、悪意を持ってといますか、それを予測しながらやらなかったのかをしっかりと精査して、今後、取り組んでいきたいなと思っております。

○議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

○11番 新垣光栄議員 これから西原町はですね、MICE関係もあって、いろんな業種が入ってくると思います。

特に中城村との村境は産業廃棄物の集中した地域になっていて、これからもっとそういう企業がふえてくるのではないかなと思われまので、しっかりとした対応ができるように、ほかの市町村ではあるんですけども、対応できるようにやっていただきたいと思っております。

続きまして、村の各種計画策定について、伺います。先ほどからありましたように、住民の意見を聞きながら次の後期のほうの基本計画を進めていきたいということなんですけれども、その基本計画の中で総合計画が余りにもちょっとわかりにくい面があって、なぜかという、大まかな総合計画なものですから、大まかなことしか書かれていないということになっていきますので、その大まかな面に、今回、後期のほうでは道路関係ですね、国道と県道29号線ですね、中城村を縦断する国道、県道の延長とか、その拡幅工事とかを具体的に入れることはできないのかどうか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

総合計画後期基本計画における国道、県道の延長に対する、もう少しはつきり書いてほしいというふうなことでの御質問だと思います。

御承知のように村道であれば、村の管轄で、村の事業で整備を行うんですけども、国・県

の事業に関してはですね、村の考え方のみで、その基本計画に記載することは少し難しいのかなというふうなことで考えております。

もちろん国・県におきましては、そういう道路整備計画がございますので、我々の後期基本計画には掲載されていないけれども、国・県の道路整備計画の中では、しっかりと位置づけられているものだと考えております。

○議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

○11番 新垣光栄議員 いつもそういうふうな答弁をいただいているんですけども、しっかりですね、この国道329号の延伸を訴えていくとか、県道29号線の拡幅を要請していくとか、そういうのを具体的に上位法の中城村の中で表現することによって、県のほうも、国のほうもですね、中城村の本気度がわかると思うんですよ。これを入れないと、県のことだから、国のことだからと、いつまでも向こうの計画に沿ってやっていくというのであれば、いつまでも中城村の発展はなく、西原町までは道路整備が来ても、ここからまた進まないという状況になってしまいますので、ぜひ村長が言われているサンライズ協議会の中で、4町村の首長が一緒になって訴えていくということをしっかり明言しているわけですから、私たちのこの総合計画、後期のほうにも、しっかりうたっても、おかしくないのではないかなと思うんですけども、それはおかしいのかどうか、担当する課としてですね。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほども答弁したんですけども、村道であればこちらの主導でもって、その整備をしますであるとか、あるいは推進しますであるとかという表現が可能だと思います。

しかしながら、やはり県道であり、国道であった場合は、余り確実にやるというふうな表現で書くわけにはいかないというふうなことは



御理解いただきたいと思います。

総合計画の前期の基本計画におきましては、議員もごらんになったと思うんですけども、例えば東西方向への道路整備の促進というふうなことで国・県がやることを我々も同じように考えて、「促進」という表現で記載はしております。

○議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。5分以内になっておりますので、まとめてください。

○11番 新垣光栄議員 はい、わかりました。

この促進というのは、具体的に国道329号の促進とか、県道29号線の促進とか、横断道路を入れていくとかですね、そういうふう具体的に入れられないのか。あくまでも今の表現だと道路の促進ですよ。それを具体的に入れられないのかですね、県道の促進をやるとか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほどの答弁で東西方向への道路整備の促進というふうなことでうたっておりますが、それをもう少し詳しく書いたのが、「将来的な普天間飛行場返還を見据え、国道329号から国道58号への横断道路の整備を促進します」というふうなことで表現しております。

○議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

○11番 新垣光栄議員 横断道路はまたほかにあるわけですよ。宜野湾市から、国際大学からですね、坦々亭に向けての県道が横断道路になると思うんですけども、そのように、ちょっと具体的にもう少し表現できればですね、もっと住民もわかりやすいだろうし、まちづくりのイメージもわいてくるんですけども、余りにも具体的でないものですから、まちづくりのイメージも私たちはわいてこないですよ。その辺を具体的に記入できないのかですね、明記できないのかと思っております。

議会決議を通さないでいいことになるんですけども、地方自治法第96条第2項だと思うん

ですけども、私たち議会も議会決議が得られるように、この地方自治法にのっとって条例を変えて、ぜひ議会で決議できるようにしていただきたいと思います。

そしてまたホームページ等関係には、県の場合はほとんどがホームページから閲覧できて、入手できるんですけども、中城村もそういう考えはないのかどうか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

私のほうで答弁しますので、どうしても企画課に関連する計画に限っての答弁になってしまいます。今、村の総合計画、基本構想、それから前期基本計画につきましては、しっかりホームページの中に掲載されていまして、あるいは交通関係のものも、議論した内容についてもホームページのほうには掲載されておりますので、現段階におきましても十分閲覧することは可能であります。

さらに窓口のほうにも、一番最初の総合計画から窓口のほうには備えて、閲覧ができる状況は整えているつもりでございます。

○議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

○11番 新垣光栄議員 企画課長は、企画課のだけとされているんですけども、これは各種計画書ですね、全部見られるようにできないかということで、今、質問したつもりなんですけれども、この辺をですね、私は企画課だからとか、教育委員会じゃないとか言うのではなくてですね、企画課か総務課で、どこかがまとめていただいて、村の行政の中心になる課が、そういうような表現はちょっとおかしいのかなと。もう少し話をしてですね、ちゃんと何でもそうなんですけれども、一つ一つ計画書とか、ほかの提案書だったり、祭に対する行動だったりですね、その辺を仕切る課があってもいいのかなと思いますので、その辺も含めてですね、今回は各種計画の閲覧が一括して見られる、で

きないかということではあったんですけども、その辺も含めてトータル的に庁内の課を統括するのが、私は企画課、総務課ではないかなと思っていますので、中心となって全体を統括してほしいなと思っています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 以上で、新垣光栄議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（14時21分）

~~~~~

再開（14時32分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて、新垣善功議員の一般質問を許します。

○14番 新垣善功議員 それでは、議長から許しを得ましたので、通告書に基づきまして3点ほど質問をさせていただきます。

まず大枠1点目、中城村土地利用計画と土地利用検討委員会のあり方についてでございます。村土の利用開発については、中城村国土利用計画等検討委員会設置要綱の中で、「土地の総合的かつ計画的な有効利用について調査検討し、村の均衡ある発展を図るため、中城村国土利用検討委員会を設置する」となっていて、その委員会の所掌事務もうたわれていて、機能しているか伺います。

それと大枠2点目、農業の再生でございます。これにつきましては、午前中にも大城議員から質問がありましたが。再度、私の視点から質問をさせていただきます。中城村の産業と言えば農業が主です。そのため高額の財政を投入して土地改良事業を実施し、農業の基盤整備はでき上がったものの、その後の農業振興についての計画がなく、また、農業従事者の高齢化や、後継者がなく村の農業は衰退しているのが現状です。その再生について、どのように考えているかですね、衰退の原因は何なのか伺います。

大枠3点目、これも午前中、大城議員からありましたけれども、重複するとは思いますが、

私の視点から質問をさせていただきます。中部南地区火葬場建設についてでございます。さきの9月定例会での一般質問の中で、村長は昨年の9月28日の地元説明会以降、財源確保のめどがなく、5市町村の協議も進展してないとのことでありましたが、その後、5市町村の協議状況及び村長の結論について伺います。以上。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、新垣善功議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番、大枠3番につきましては、企画課のほうで詳細は答弁をさせていただきます。

大枠2番につきましては、農林水産課のほうでお答えをさせていただきます。

御質問の大枠3の火葬場建設については、午前中にも踏み込んだ答弁をしたつもりではございますが、村の意向と伺いますか、これは9月の議会でもお話ししたとおり、我々としみじら、ある程度の結論は出しているつもりではございますが、何分にもこれは組織、委員会でのこともございますので、後は委員会のほうで、その結論の出し方と伺いますか、その形をどういう形で出していくかということまで来ていると認識しております。そういう意味では、議員も御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 中城村国土利用等検討委員会について、お答えいたします。

御質問のとおり、村土の総合的かつ計画的な有効利用につきまして調査検討し、均衡ある発展を図ることを目的に設置されております。

所掌事務としましては、中城村国土利用計画の策定に関する事、中城村国土利用計画の運用に関する事、その他村長が土地利用に関し必要と認める事項についてでございます。

中城村国土利用計画策定に関する事につきましては、第四次中城村国土利用計画策定時に

おきまして、検討委員会におきまして審議し、最終的な計画案として承認をしていただき、その後、議会におきまして議決をしていただいております。

中城村国土利用計画運用に関することにつきましては、第四次中城村国土利用計画について、将来における社会経済情勢の動向に対応し、地域実情に整合するよう、必要な見直しを行うこととなっておりますが、現段階におきましては見直し等の検討は行っておりません。

また、土地開発上の協議、検討が必要と思われる事案につきまして、中城村国土利用計画との整合性や村の各種施策、各事業計画との関連性などを審議しております。国土利用計画検討委員会につきましては、機能しているものと考えております。

次に、(仮称)中部南地区火葬場・斎場建設についてでございます。9月定例会以降の(仮称)中部南地区火葬場・斎場建設検討委員会についてお答えいたします。平成27年10月16日に第6回部課長会議を開催しております。平成27年10月29日に建設検討委員会を開催しております。

10月16日の部課長会議の協議内容につきましては、今後の方向性を含めた各市町村の意見等について確認を行っております。部課長会議におきましては、統一した意見にはならなかったことから、今後、さらに検討内容を絞った上で各市町村の考え方をまとめ、建設検討委員会で協議すること確認しております。

10月29日の建設検討委員会での協議内容につきましては、建設検討をそのまま継続するか、財源確保のための要請活動を行うかどうかを中心に各市町村の考え方を議論しております。結論としましては、継続したいという意見、あるいは一旦停止をする、当面は凍結する、候補地についてもゼロベースにしたほうがよいなどの意見が出ており、建設検討委員会におきまして

は、現計画の検討を継続するのは難しく、今後の方向性につきましては、さらに市町村長会議で決定するということが決まっております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは、新垣善功議員の大枠2について、お答えいたします。こちらの答弁につきましては、午前中の大城議員への答弁と同じような内容となりますが、御了承ください。

本村の農業は、サトウキビを中心に野菜、花卉、果樹等の露地栽培や施設栽培を行っております。しかし、全国的な課題でもあります農業従事者の高齢化や担い手不足による耕作放棄地の増加、農業産出額の減少等の問題があり、厳しい状況にあると考えます。

今後の農業再生には、担い手の育成が重要な位置づけになると考えます。現在、国・県においては、新規就農者へ向けた青年就農給付金事業等の補助事業で支援をしております。

村においても、新規就農者が定着するように補助事業等を活用しながら、農業指導員による作物の栽培技術指導や研修等を行い、担い手の確保を図りたいと考えております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 それでは、1番目から一つ一つ質問させていただきます。

企画課長は、土地利用検討委員会は機能しているということですが、私から見れば機能はしていないんじゃないかという考えの立場から一つ一つ問題点を提起しながら、質問させていただきます。

まず、今の中城村の土地利用を、村内を見渡すと、私は一つの例として添石の霊苑うむいですか、墓地公園ですね。なぜ向こうにその墓地公園を許可したかですね。この土地利用計画の中にも墓地が点在しているという、いろいろ文

言がありますね。それと中城村墓地基本計画の中にもちゃんとあります。

そして墓地埋葬法、基本的に国の法律の中でもうたわれているように、県道や、あるいは村道や、主な道路から、あるいは民家から30メートル、火葬場につきましては、200メートルは離れていなければならないと規定されているが、それには当てはまってなく、墓地の建設というのは不可能と、不適切な場所だと私は考えていますけど、しかしその中で言うように、村長の「ただし」というただし書きがありますね、墓地埋葬法に。それを利用して墓地建設を村長は許可しましたけど、それについて、私はこの判断は間違っていないかという考えなんですよ。国道にすぐ面している。また県道146号線にも面しているし、周囲には民家もある。そして公共施設として見ていいかどうか、あるいは準じていいと思うんですけれども、老人福祉センターがありますね。100メートル以上離れてないんですよ。そういうものを、なぜ許可したかですね、その辺、村長にお尋ねしますが、これは村長のただし書きで許可していますね。どういう理由でやったかですね、答弁願います。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、お答えいたします。

こちらの地域は、地元地域、添石地域の同意、そして公共的施設で、議員がおっしゃいましたが、社会福祉協議会の同意、そして近接する春華園の同意等が既にとられておりまして、そういう意味では開発許可及び墓地経営の許可がおりているものと我々も考えてですね、言うなれば、ちょっと今、書面は持っていませんが、かなりの方々の同意を得て申請があったと私は認識しておりますので、そういう意味で、この件につきましては、そのまま村としても認めていこうということの結論に至ったと記憶しております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 これは、国の墓地埋葬法及び中城村の墓地等経営許可に関する条例においても、そういう制限があるわけですね。住宅から何メートル以内はつくってはいけないとかありますよ。「ただし」という、これが問題なんだな、私が今、問題にしているのは。そして皆さん方は、その土地利用計画検討委員会の議事録も読んでみますと、ほとんどの課長がいかがなものか、あるいは反対を唱えていますよね。これ、ただし書きの解釈は、確かに村長の権限かもしれませんが、やはり現場の状況を見て私は判断すべきだと思うんです。

この墓苑をつくって、何の利益があるんですか、村民に。村益があるんですか。私は村土というのは、村益、村民益になるような土地の利用を考えていかないと、村外の皆さん方の墓地に使用されて税金も入ってこない、何のメリットもないと思いますよ。

前の質問の中で、これから10年間で900基の墓地が必要だというシミュレーションを出してありますけど。しかし、完成すればほとんどが村外の方が買って、村内の方が買うのは一体何%と思っているかですね。

当間の上にあるメモリアルパークについても、この議事録を見ますと、当時の総務課長、新垣課長は村内が買ったのは0.6%しかないぐらいですよ。ほとんどが村外です。向こうにつきましては、当時、県の中城公園整備計画で自然公園にある墓地をそこに誘導しようということで、許可はしたんですけど、結局は誘導できなくて、ほとんどが村外だと。恐らくこの場所も、私はそういう事態になるのではないかと考えております。

そして皆さん方は、許可する前に、この中城村墓地基本計画の中で、今後は村内の4カ所を指定してありますね。ここに公営墓地を誘致するというので皆さん方はうたっているが、

自分たちがつくったことでしょうか。自分たちがつくったものを、なぜ守らないかですよ。そういう皆さん方がつくった、先ほども新垣光栄議員に対して提出した資料を見ますと、いろんな基本計画をつくってありますよね。それをちゃんと勉強しているかどうかです、皆さん方。中城村で公営墓地の位置図として4カ所ありますが、住民生活課長、これ見ていますか。これ、読んだことありますか。この中で、将来、中城村は墓地はそこに、4カ所に公営墓地をつくるということで基本計画を立ててありますが、何のために立てたのか。今、沖縄県、あるいは各市町村とも一番ネックになっているのが、点在する墓地の問題ですね、まちづくりで非常に弊害の、障害になっているのは。

そういう基本計画にのっとってやるべきだと思うんだけど、今回の添石の墓地公園については、村長の権限、独断でと言って、言葉は悪いんだけど、そういう感じがするんですよ、この議事録を見てもわかるように。

そして結論として、副村長が委員長ですよ。これにも要件を満たしていないという、ちゃんと結論を出してあるんですよ、この議事録にもね。たった1回の検討委員会で、すぐ許可がなされるかですね。

そして村長、先ほど地域の住民の同意を得れば何をやってもいいという考えもしれないけど、ある程度は地域が幾ら同意しても、その地域には墓地はふさわしくない、適当でないというのは拒否すべきじゃないかと私は思うんですよ。

それは村長、あなたが言っている「住みたい、住み続けたい、住みよい中城村」をつくるには、中城村にあっちこっちに墓地がつけられたら、住みたくても住めないですよ。そういう意味で、この基本計画を、どう皆さん方がやるのか。自分たちでつくった基本計画も守らないで、勝手に開発されたら困るんですよ。その点、副村長もそうですけど、副村長も結論出してありま

すよね。しかし、あえて許可になったと。

村長、あの場所がほんとに墓苑として適当な場所かどうか、個人的な考えでいいですけど。誰が見てもあそこは、墓地公園として私は適当な場所ではないと思いますね。村長の考えはどうかですね。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

適当であるかどうかという主観、客観いろいろあると思いますけれども、第一義的には今、議員が言ったとおりですよ。地域のコンセンサスが得られているかどうかが一番の大きな私の判断材料ですから、そこで、ましてや社協、ましてや目の前にある春華園の方々の同意も得られた、私の記憶では70%、80%以上の同意だったと思うんですけど、これを断ることができるのかということから始まって、そして先ほどの土地利用の話ですけども、その地主の利益も含めた、あの地域が、これでやっていきたいというものの思いが、どんどんこちらに伝わってきたということで、それで我々は先ほどの墓地基本計画などもそうですけれども、なるべくそこに誘導をしていきたい。これは個人墓の乱立が余りにもひどかったから、それが元になってつくった計画でありますけれども、集合的な部分だということと、大きな、その地域の、かなり大きな同意があったものに対して、この一点張りでこれはできませんよということのほうが、私は民主主義に反するのではないかということの原点に立って判断をしたつもりでございます。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 これは行政をつかさどる者として、今の村長の考え方、いかがなものかと思う。周囲が同意すれば何でもできるというのは困るんですよ。

確かに憲法上、日本の国は資本主義でありますけど、しかし、この基本計画というものは村

民全体の社会福祉向上のために考えてつくってあると思うんですよ。

しかし、墓地埋葬法ではこういう場所はできませんよということはおたわわれているわけですよ、法律は。それをあえて、それをだから逆に言うと、地主に説明をして、その開発業者に対して説明をして、できませんと断るべきではないですか、土地改良区に優良田園住宅を申請したら、皆さん許可をするんですか、墓苑をつくるんだったら、村が計画している公営墓地地域4カ所ありますね。そこにつくりなさいと言うべきじゃないかと思うんです。

あの墓苑についても、一人の地権者の考えで説得して回って同意を得たと思うんだけど、そういうのは業者に対して説明をして、ここはこういう場所で、法律的にもできませんということをはっきり指導すべきではないか、行政指導したりして、やっていくべきだと思うんだけど、それをしないでつくるということは、私はいかがなものかと思うし、また、その利用検討委員会のあり方も機能していると思うんだけど、私は全く機能していないと思いますよ。

そしてそのメンバーを見ますと、みんな内部ね。せめて農業委員会の会長とか副会長も、この利用検討委員会のメンバーとして外部からも入れるべきじゃないかと思うんですよ。

村長も権限があるんだから、いいのはいい、悪いのはできませんと断るぐらいの勇気がないと。そうしないと、将来の中城村はあっちこちに墓ができたら困るんですよ。もしもう一回、こういうのが出てきた場合、どうするかです。もうやってしまったことだからいいんだけど、今後の問題として提起しておきます。

将来の我々の子や孫のためにも残しておかないと、どうなるかわからないですよ、村の発展は。そこら辺を十分考えているかどうか。

それと、村長、この土地利用検討委員会の中に外部の人たちは入れられないのかどうかです

ね。課長の皆さん方がメンバーですよ。農業委員の会長もいます、中城村の農地を守らないといけない。あっちこちみんな農地ですよ。そういうのも考えて、土地利用については今後の中城村の発展、将来にかかわるものだと私は見えていますよ。

皆さん方は、その添石の墓地問題があったときに、上位法とか何とか言いますが、上位法にもちゃんと法律でうたわれていますね。ただし書きの中で「ただし、村長が村民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生、その他の公共の福祉の見地から支障がないと認めるときには、この限りではない」とあるんだけど、これは最悪の、よほどのことがないと、これを適用しては、私はいけないと思うんです。

だから、これは法律の解釈に立って、解釈の仕方が私と若干違うと思います。このただし書きというのを、基本を守ってほしいね。「ただし」というのは、これは例外の例外ですよ。そういう意味で、今後もしこういう申請があったら、許可するかどうか、村長。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 この場で許可するとか、許可しないという答弁はもちろんできませんけれども、しかし、私は全ての声には耳を傾けたいと思っています。全部がしゃくし定規でやれるということであってはいけないことだと思っていますし、今後、今は墓だけの話を議員はされていますけれども、そうじゃなくいろいろな形で商売なされたい人が、例えばこの利用をしたいんだけど、何とかできないかだとか、よく中城村は地理的なアドバンテージが非常に高いところですから、いろんな商売をなさりたい方がよく相談に見えますよ。私も、それには何とか応えていきたいというのが、まず基本にあります。

ただし、もちろん議員がおっしゃった法律を違反してはできませんので、しかし、法律を解

積するものであって、それで地域の同意が得られて、村益につながるものということであれば、やはりこれはしっかり耳を傾けて、許可するしないは別にして、検討で、材料としては土俵に上げないといけないというところは持っていますので、全てがしゃくし定規になってしまうと、入り口で全てが、おうちを建てたい人も、もしかしたら緩和区域というのを気づかずに、最初から諦めて住宅が建たないかもしれないし。聞く耳を持つということの意味では、最大限にそれを活用していきたいなと思っております。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 村長、今の答弁は私も支持しますよ、商売とか、ほかのものだったらね。しかし、これは墓地ですよ。俗に言う敬遠施設ですよ。迷惑施設ですよ。みんな敬遠するですね、こういうのは。村長だって、自分の前に墓をつくられたら、それは好ましく思わないでしょう。

あえてああいう場所、もっと将来の中城村のために使うには、ほんとに重要な場所なんですよ、国道も県道も挟んで、非常にいい場所なんですよ。そしてその近くには世界遺産もある。中城村のイメージも変わっていくんですよ。道路から、国道329号を走れば、すぐ墓苑があると。つくるんだったら誘導して行って、人里離れたところが、すぐ目につかないところに誘導すべきじゃないですか、行政が。指導する。それを指導するのが皆さん方だと思うんですよ。

それは確かにいろんな話が来れば、聞く耳を持たないといけないです、どんなことでも。これは私も同感ですよ。しかし、聞いても、これは中城村に墓地をつくったら、中城村の将来に悪いイメージが来たら困るという判断は、その時々リーダーが判断、これをすべきじゃないかなと思うんですよ。何でもかんでも、はい、入れるんじゃないくて。

しかし、今、村長は商売とか、土地とかは、

私はそれはいいと思うんです。あそこは、できれば墓地以外の優良田園住宅等が非常にいいと思うんですよ。固定資産税も入るし、人口もふえる。墓地つくって税金も入らない、何も入らない。ただ、地権者が土地を売った、その土地代だけです。

そういう意味で、今後、土地利用については十分検討、そして土地利用検討委員会で決定されたことは村長もある程度、これを遵守、守るべきじゃないかと思うんですよ。自分の部下が知恵を絞って、みんなで出し合ってきて決めたことは、それを覆して村長のただし書きでもってやると。これ、民主主義と言えますか。確かに法律には抵触はしないんですけどね。そういう意味で、今後のこの土地利用検討委員会のあり方について、見直す考えはないかどうか、ひとつ。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

国土利用計画等検討委員会につきましては内部の委員会ですので、我々内部のほうだけで今、協議を行っているところですけども、ただ、国土利用計画策定におきましては、当然議会の議決を経ないといけないものですから、議会に対しても説明をし、そこで了解を得て、現在の国土利用計画が策定されているものと考えております。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 それはそうかもしれないけれども、皆さん方はそういう開発があるとき、議会には何の報告もないでしょう。行政報告の中で、そういう開発行為があるということは、申請があったということは議会に、行政報告の中でも報告すべきだと思うんだけど、全くその報告がないんですよ。我々も新聞や、あるいはほかの議員が質問するから、ああ、そうかなと思って、場所はどうかと、この場所ではちょっと墓地としては、私はちょっと考え

るなど思っている間にどんどん進んで、許可して、建築は始まっていますよ。もう仕方ないんですけど、今後の問題として十分考えていただきたいなと思います。

そして村長、村では沖縄県で初めての優良田園住宅条例をつくりました。なぜあのときに、開発業者に対して、墓地じゃなくて優良田園住宅はどうか、ある意味では提案して、それでやってくれと。そうすれば中城村も助かるという、それぐらいのリードをすべきじゃないかと私は思うんですが、どうですか、その辺は。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今のは、これでどうですかというところとはまた別の話だと思いますけれども、そういう地主の同意など云々が全部来たときに、私は、あ、そうなのかということだと思ったのは記憶していますが、それが優良田園住宅への発想というのは、またこれは別問題で、ゾーニングの件もありますし、優良田園住宅は。今、優良田園住宅の話が出ましたから、少しだけお話ししますが、登又のほうのゾーニングされていた地域で、地主さん一緒になって優良田園住宅でどうかということで、最初の話し合いをさせていただいておりますので、それがうまくいけば中城村、あるいは沖縄で初めての優良田園住宅制度の出発になるのではないかと考えております。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 わかりました。では、ひとつ、企画課長、副村長、三役、皆さん方はリーダーですので、十分村土利用については考えて、逆に行政が指導して、リードして。職員がリーダーシップを発揮して、村民を引っ張っていくぐらいの素地をつくりたいと。そういう意味で、やはりこういうふさわしくない迷惑施設、迷惑施設ではちょっと語弊がありますが、そういうのをできるだけこの墓地基本計画に

のっとなって、平成22年に皆さんがつくってあるでしょう。皆さんは自分たちでつくって、自分で守ってもらわないと困るんですよ。つくったんだから、守ってほしい。だから勉強してほしいんですよ。住民生活課長とかは、十分これは墓地問題、今後、中城村はあっちこちに墓地ができるかもしれませぬよ。そういうことを十分勉強していただきたいと。

それと、検討委員会の職員に指示して、村長は泡瀬の関係田園を視察するようにという指示も出してあるんだから。出したという話も聞いていますからね。なぜ、それを指示したかどうかだよ。検討委員会の中でちゃんとやっている中で、だから私は、このただし書きが余りにも強過ぎるんですよ。検討委員会の意見は、十分村長は尊重すべきだと思います。村長はどう思いますか。

各種委員会がありますね。そこで出た意見というのは、答申した意見については村長はある程度、守るべきじゃないかと思うんですけど、村長はその点はどうか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 それでは、お答えいたします。

国土利用検討委員会の結果が出たものを、尊重すべきだというふうなことの御質問だっと思っております。

村長としても当然それは、その委員会から出た結論という、結果というのは当然これまでも尊重してきていると考えております。

今回の件につきましては、法人から開発許可申請前の相談があつて、それに基づきまして国土利用計画等検討委員会を開催しております。しかしながら、その当時の、その出た段階では、まだ先ほどの少し答弁にもありますけれども、地域の同意が得られていないと。あるいは公共的施設である社会福祉法人の同意が得られていない。隣にある春華園の同意が得られていない



と。そういう同意が得られていない状況では、国土利用計画等検討委員会で審議するのは値しないというふうな結論を出しているわけです。

その結果が、当初は検討委員会の結果として出しておりあります。その後に地域の同意が得られて、あるいは公共的施設である社会福祉協議会の同意が得られて、春華園の同意が得られたと。100メートル以内の住民の70%、それから地域、社会福祉協議会、春華園の同意が得られたものですから、今回の開発行為と、それから墓地経営の許可がおりているものと考えております。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今、企画課長が言った流れの中で、もちろん議員がおっしゃるように、その土地利用検討委員会のもので結論が出たものについては、基本的には私のほうも、それに準じてといいますか、それを重んじて判断を下していきたいというのは当然思っているものでございますので、誤解なきように、私が勝手に全てをやったという意味合いじゃないですよということを申し上げたくて、その経緯を少しお話しをさせていただきました。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 今後、土地利用については、あらゆる基本計画がありますから、それを網羅して判断していただきたいと思いますが、ほんとに墓地としては好ましくない地域なんだと、検討委員会の中で、副村長は会長として結論を出しているわけですね。ふさわしくない場所にしたら、中城村のイメージも悪くなるし、先ほども何回か繰り返すけど、住みたい中城、住み続けたい中城、住みよい中城に、私は反すると思うんですよ。そういう意味では、墓地は、中城村の村民の墓地需要というのはそんなにないと思いますので、今後の土地利用については

将来の子供たちにも、先人たちはよかったと言われるような土地利用をやっていただきたいなと思います。以上で大枠1番を終わります。

次、大枠2番、農業の再生についてでございますが、午前中も大城議員からありましたように、村長にお答え願いたいんですけど、なぜ中城村の農業が衰退しているか、その原因は何なのか。村長の考え、認識をお伺いします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

私の思っていることだけをお話しさせていただきましても、当たっているかどうかはわかりませんが。農業が衰退していったというのは、これは農業も国策でございますので、ある意味。言うなれば、例えば農業で生産性が悪くなった、あるいは担い手不足になった、はっきり言って農業はもうからないということが根幹にあるような気がいたします。

逆に言えば、もうかる農業が出てくのであれば、それもまた変わっていくんだろうとは思いますが、いかんせん国も米政策も含めてですね、農業は。サトウキビの、この間の価格決定もありましたけれども、ある意味国策として成り立っているところに担い手不足、そして当然農地を手放す、耕作放棄地が出てきたという悪循環になってきているのかなど。特効薬があれば、議員の皆さんともお話ししながら、私もチャレンジしていきたいという気持ちは持っております。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 私の考えとしては、農業の担い手がないと、そして高齢化が進んできたいという、そういう事実。不作もあるかもしれませんが。

中城村は農業が基幹産業ですよ。そうであれば、やっぱり皆さん方はどんな分野でも人材づくりですよ。人材育成ですよ、人づくりなんですよ。地域がよくなるか、悪くなるかも、

そこに住んでいる地域の皆さん方が、すばらしい人たちが住んでいれば、すばらしい村づくりができるんですよ。それをリードしていくのが村行政じゃないかと思うんです。農業の担い手をどう育てていくかが課題だと思う。

そこで、私はこれまでずっと浜田村長の行政を見てきたけど、余りにも農業に対して関心がないような気がするんですよ。予算を見てもそうですよ。農薬だけの補助でしょう。人材育成する方法。村営の農業体験研修センターみたいな、そこで専門的な人を雇って、農業指導員か、指導農業士か、雇って、そこで体験させてやらないと、農業もこれからはノウハウの問題だと思うんですよ。

昔みたいに農業すぐやりなさいじゃなくて、ある程度、農業に対する知識がないと、これからの農業経営は成り立たないと思うんですよ。そういう意味でも、そういう施設を村でつくる。これ、一括交付金を使ってできると思うんだけど、企画課長、これは一括交付金使えますか、農業振興のために。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

一括交付金の交付対象につきましては、交付要綱第3条におきまして、別表に掲げる事業等のうち沖縄の振興に資する事業等であって、沖縄の自立、戦略的発展に資するものなど、沖縄の特殊性に起因する事業等となっております。

別表3におきましては、もちろん農林水産業の振興に関する事業等というふうなこともございますので、今、議員が質問されている事業そのものが、まだ具体的なものがわかりませんので、確実にというふうなことは申し上げられませんが、農業振興においても一括交付金というのは十分活用はできるというふうに考えております。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 わかりました。農林

水産課長、よく相談しながら、農林水産課としての立案企画して、村長に上げて、村の農業の人材育成について考えていただきたい、計画書もつくって。

村長、真剣に検討していただいて、そして中城村の農業の振興にやれば、農業をしている皆さん方がもうかる農業をすれば、税収もふえてくるし、そして村のいろんな行事も、事業もできると思いますので、ひとつ十分真剣に検討していただきたいと思います。大枠2番は、それで終わらしましょうね。

そして次、大枠3番、これについても午前中、大城議員からありましたけど、総合的に判断するとですね、私は、これはできないということ判断をしていますけど。しかし、まだまだ村長の口から断念しますとか、白紙にしますとか出ていないし、その辺でひとつその場で、この5市町村の協議会を脱退する考えはないかどうか。

というのは、基地交付金も使えない、一括交付金も使えないわけでしょう、この火葬場建設には。村長は前の答弁で、補助金がなければやらないと言っているし、それからすると協議会の意味がないんじゃないですか。宜野湾市は宜野湾市で、私が関係者から得た情報では、宜野湾市は宜野湾市独自でつくるという考えを持っているようです。宜野湾市がつくれば中城村も使えると思いますよ。

宜野湾市は、基地交付金は、防衛庁は出すという情報ですから。宜野湾市につくらせて、我々も利用して、3万5,000円の火葬代のオーバー分は、補助金を出しても負担金に比べれば安いものだと思うんですよ。どうですか、村長、脱退する考えはないですか、12月の結論を、きょうで村長は脱退しますと言うだろうという期待をしていましたけど、午前中の大城議員の答弁を見たら、何か灰色のもやもやしているんですよ。どうですか。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

宜野湾市がほんとにやってくれるとは、私はその情報は聞いてもおりませんので、やっていただけるのであれば、それは今の話は我々にとっては悪い話ではないと思いますけれども。この話はそこに置いておいて。

午前中から、その話をやっておりますけれども、まず第1点目に先ほども冒頭で少しお話したのは、最終的に言うなれば決定するといえますか、形になるのは、どうしてもこれは組織ですので、建設検討委員会ですよという話をしています。

我々中城村の中では、ほとんど踏み込んだ話もしていますけれども、財源のめどが立たないわけだから、ここで一旦けりをつけましょう、区切りをつけましょうということは、検討委員会の中でも副村長に言ってもらっていますし、ましてやそこでうだうだ長くなるようなことに、もしなるとすれば、脱退も辞さないというようなことまで発言しておりますので、議員と実は言っていることは同じなんです。中城村の中では、私も単独でもしやっている事業であれば、そこでじゃあもうやりませんという話もできますけれども、ただ我々の今、意向をちゃんと伝えて、その建設検討委員会である程度の区切りをつけて、そしてまたゼロベースに戻ってやりましょうと。ゼロベースに戻るということは、先ほど議員がおっしゃる宜野湾市は宜野湾市でやりたいのであれば、それでやるでしょうし、我々はどうかを決めればいいだけの話ですのでね。

ですから、繰り返しの答弁になりますけれども、ぜひその辺をお察し願ってですね、御理解いただきたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 ゼロベースという言葉が、非常に私はあやふやだと思うんですよ。

結局、今の計画をゼロに戻して、協議会はそのまま置くということでしょう、5市町村の。そうしたらまた可能性がないとは言えないわけね、我々と反対側から見れば。皆さん方から見れば、察してくれと言わんばかりだけど、しかし我々、反対側から見ると、そうはいかないわけですね。いつ何時またぽつと出てくるか、突如として出てくるかもしれないし。そういう意味で、はっきりさせてくれというのが地元住民の考えだと思うんですよ。それで民意もわかっているとおりに、7割方反対していることですから。

その辺を十分検討していただいて、次の3月議会までに出せますか、結論を出せますか。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答え申し上げます。

村としましては結論は出ているつもりでありますけれども、もちろん最終的にきちんとどういこうことをするという着地といいますか、それはやっぱり建設検討委員会の中だと思います。

3月までということですが、どう考えても、あとの4首長の事情、4市町村の事案を勘案したとしても、そこまではかからないだろうと私は思っていますし、私の中ではことしいっぱいである程度の結論を出したいというつもりは伝えてありますので、それからおくれたとしても、せいぜいまさか3月までは伸びていかなと思いますし、そうなったときには、また皆さんにも御相談しながら、しっかり結論を出していきたいと思えます。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 結論という意味が、解釈が、我々はやるやらないで、そこで結論を出すだろうと思っていたら、結局は相手もあることということで、延ばし延ばしになっていきますけれども、村長の今の答弁を聞いていると、断念ということで解釈していかどうか、村長。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

何度もお話ししていますけれども、私一人じゃないものですから、これは5市町村一緒になつての真剣に取り組んだ案件でございますので、その辺は議員も行政の考え方といいますか、行政の立場立場はおわかりだと思しますので、あえて私はそこまで申しませんけれども、ただ、ずっと答弁しているとおり、財源のないものを、いつまでも引っ張ってもしようがないじゃないかというのが私の根本にあるところでございますので、だから私から前回、9月議会において、10月の末の委員会においては中城村の意向は全部お話ししますよ。そしてその中で、これも繰り返しになりますけれども、余り延びていくのであれば、我々は脱退しますよと。我々は脱退しますということは、これがそこで消滅するわけですから、後は、その組織の中でしっかりと、じゃあこうなりますというものを待つだけであって、万一これが、あえて言いますが、その4市町村の中で、我々以外のですね、いや、もっと継続していくんだということであれば、我々は脱退するだけの話でございます。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 ひとつ、いい結論を出してくださいね。というのは、ほかの市町村は建設場所が自分のところじゃないから、引っ張ってもいいわけですけど、しかし中城村はそういう建設場所として絞り込まれているから、また地域の皆さん方としては決定だと受けとめておりますので、村長が今言ったように3月までには脱退するという結果を期待して質問を終わります。以上。

○議長 與那覇朝輝 以上で、新垣善功議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時28分）

## 平成27年第9回中城村議会定例会（第6日目）

招 集 年 月 日	平成27年12月4日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成27年12月9日（午前10時00分）		
	散 会	平成27年12月9日（午後2時49分）		
応 招 議 員  （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	石 原 昌 雄	9 番	新 垣 徳 正
	2 番	外 間 博 則	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	大 城 常 良	11 番	新 垣 光 栄
	4 番	欠 員	12 番	新 垣 博 正
	5 番	仲 松 正 敏	13 番	仲 座 勇
	6 番	新 垣 貞 則	14 番	新 垣 善 功
	7 番	金 城 章	15 番	宮 城 重 夫
	8 番	伊 佐 則 勝	16 番	與那覇 朝 輝
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	10 番	安 里 ヨシ子	11 番	新 垣 光 栄
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	知 名 勉	議 事 係 長	比 嘉 保
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	呉 屋 之 雄	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	新 垣 親 裕	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	住 民 生 活 課 長	仲 村 盛 和	上 下 水 道 課 長	仲 村 武 宏
	会 計 管 理 者	比 嘉 義 人	教 育 総 務 課 長	名 幸 孝
	税 務 課 長	稲 嶺 盛 昌	生 涯 学 習 課 長 兼 生 涯 学 習 係 長	新 垣 一 弘
	福 祉 課 長	仲 松 範 三	教 育 総 務 課 主 幹	伊 波 正 明
	健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治		

議 事 日 程 第 4 号

日 程	件 名
第 1	一般質問

○議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に仲座 勇議員の一般質問を許します。

○13番 仲座 勇議員 皆さん、おはようございます。議長から許可がありましたので、通告書に従って一般質問をさせていただきます。

1. 中城村シルバー人材センターの件について。①中城村シルバー人材センターより村当局へ平成28年度の補助金要請400万円の申請があったと思われませんが、県の補助金もなくなり平成28年以降からは厳しい現状です。当局の所見を伺います。②村当局の協力指導等も必要だと思います。所見を伺います。

2. 交通安全の件について。糸蒲浦公園の50メートル西側の中城中央線の十字路の横断歩道設置、その十字路から1号公園手前の丁字路横断歩道設置について伺います。②1号公園前の歩道整備等を伺います。

3. (仮称)中部南地区火葬場・斎場建設について。①9月定例会後、建設検討委員会が開かれたと思われませんが、現状と報告を伺います。②安里区に結果報告説明が早急に必要だと思いますが所見を伺います。③当局は村民、特に安里区民の方々に心労、不安をかけたと思われ、白紙撤回して建設は不可能だと断言していただき、安里区民の方々に謝罪が必要だと思いますが、所見を伺います。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは仲座 勇議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、企業立地観光推進課のほうでお答えをいたします。

大枠2番の①につきましては住民生活課、②につきましては都市建設課、大枠3番につきま

しては企画課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、大枠1番のシルバー人材センターについてでございますが、当然これは中城村のシルバー人材センターでございますので、予算云々というのは、今お答えできませんけれども、今後も支援、そして協力は惜しまず頑張ってください、そして我々もしっかりやっていきたいなと思っております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では仲座 勇議員の御質問にお答えしたいと思います。

中城村シルバー人材センター補助金については、平成25年度から平成27年度までの補助期間の3年間、沖縄県高齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱(新設シルバー人材センター分)に基づき県補助金130万円と村費153万8,000円の合計283万8,000円を交付してまいりました。御質問のとおり、平成28年度から県補助金の交付期間の3年間が終了いたします。平成28年度の補助金要請額400万円(対前年116万2,000円)の増加の予算計上を受けているところであります。現在、担当のほうで内容を確認しているところでございます。

②についてですが、これまで中城村シルバー人材センターへの協力、指導については、公共施設の無料提供、それから行政事務の支援、受注活動の助言や相談、活動チラシの制作・配布、公共施設の維持管理等の見積もりあっせん、さらにはイベント等において雇用委託契約などを行ってきております。引き続き積極的に支援してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 それでは仲座 勇

議員の質問の大枠の2の①についてお答えします。

南上原中央線の縦断方向への横断歩道設置は安全確保が保たれることから設置の要請を宜野湾署のほうに行っていきたいと思えます。ただ、中央線を横断する横断歩道については、カーブでちょっと見通しが悪いということで、交通事故の危険性が高いので望ましくないと宜野湾警察署のほうから回答を得ております。それと1号公園前丁字路につきましても、交通量が多いことから、歩行者の安全確保のため要請を行っていきたいと思えます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
○都市建設課長 新垣 正 ではお答えします。

仲座 勇議員の大枠②の1号公園前の歩道整備等を伺いますについて、お答えします。1号児童公園整備とあわせて、平成28年度予算で予定しています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。  
○企画課長 與儀 忍 (仮称) 中部南地区火葬場・斎場建設の9月定例会後の建設検討委員会についてお答えいたします。

昨日の答弁と重複しますが、御了承いただきたいと思えます。平成27年10月29日に第4回建設検討委員会が開催されております。議題につきましては、各市町村としての現状における意見等を述べた後に、これまでの経緯を踏まえ、今後の方向性について議論を行っております。広域での建設を検討しておりますので、5市町村それぞれの考え方があり、思うように意見の一致を見出すことは、今回の検討委員会ではできておりません。火葬場のニーズが高いことから検討を継続したいとの意見、それから財源の確保が厳しいことから、一旦休止にしたほうが良いとの意見、現状の絞り込んだ地域での検討を進めるのは厳しいとの意見がございました。結論としましては、現計画の検討を継続するのは難しいが、今後の方向性につきましては、改

めて市町村長会議を開催して決定していくことになっております。

次に安里地区に対する報告についてお答えいたします。今後開催されます市町村長会議の結論が出た段階におきまして、5市町村広域の枠組みで地元への説明は必要だと考えております。村単独で検討している計画ではございませんので、村が独自に、または単独で結果報告をできるものではないと認識をしております。建設検討委員会として対応していきたいと考えております。

次に、計画の白紙撤回と安里区民への謝罪についてお答えいたします。火葬場の整備につきましては、地方公共団体の固有の事務とされております。そのため、本村は、中部南地区の4市町村と広域での火葬場整備が可能かどうかを検討してまいりました。火葬場は、生活する上でなくてはならない施設で、その整備につきましても市町村に求められているものであり、市町村として当然、検討しなければならない事業の一つであると考えております。5市町村で検討している事案であり、本村だけの意向で白紙撤回することはできないものと考えております。安里地区におきましては、5市町村から出された15の候補地を定量的に評価した結果、候補地として絞り込まれた場所であり、地権者並びに地域の方々に対しましては、絞り込まれたことの説明を行ってきたところでございます。安里地区で建設することが決定したわけではありませんが、絞り込まれたことに対しまして、区民の中には不安を抱いた方もいらっしゃるかもしれません。しかし、火葬場の整備につきましては、市町村として考えなければならないことについて、検討を行ったわけでございますので、どうぞ御理解をお願いしたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 それでは改めまして細かく質問をさせていただきます。



シルバー人材センターとは、高齢者が自主的に参加して組織する団体で、「自主・自立、共働・共生・共助」の理念のもと、みずからの知識と経験を生かしつつ、働くことを生きがいと得ることとともに、地域社会に貢献し、高齢者がみずから支える高齢社会を実現することを目的としております。地域から発生する生活に密着した仕事の有力な担い手として高齢者福祉、地域福祉の増進に大きく貢献するものであり、また高齢者本人にとって仕事を通じて、社会の一員として充実した生活を実現し、配分金収入が生活にゆとりをもたらすことになり、自立基盤の意義にも貢献しております。そして、何よりも大きく訴えたいことは社会保障負担の軽減効果があるということであり、高齢者の医療費が年々増加する一方で、センター会員の一般高齢者に対する軽減額は一人当たり年間6万円の減というデータが出ており、これら沖縄県では年間3億4,000万円余り、全国で年間468億円の削減とつながっております。また介護保険給付の面から見ますと、センター会員の一般高齢者に対する要介護への医療軽減率が年間0.6%の減となり、沖縄県では年間2,628万円の削減。全国では年間36億円の削減となっております。また、生活保護費への軽減効果も大きく期待できるものであり、全国シルバー人材協会の試算によりますと1,000億円の軽減に。沖縄県では5億円の軽減になるものであります。ちょっとつけ足したいのですが、スタートがシルバー人材センターが独自でスタートしたものですから、普通の会社でしたら運転資金あるいはその他もろもろの施設も含めて、先行投資する余裕があるんですけども、シルバーではそういうのがないわけですよ。だから今までの県からの補助金、村からの補助金、大変感謝もしていますが、いかようにして予算が足りない。事務方も週に5日ですが、8時間雇うとサラリーが出ないと。今でも最低賃金で毎日3時

でしか予算がないわけですよ。事務局長、あるいはシルバー人材センターの理事なんか、月に4万か8万円ぐらいしかもらっていないわけですね。そういう現状で道具も買えない。車も買えない、そういう状況で、今の話から聞いても目標はこちら会員100名以上、売上も1,500万円以上ということで目標を立てていますので、この医療費の差額だけでも600万円ぐらいいくわけですよ。このぐらいの予算措置は超えても必要ではないかなと私は思っていますが、御意見を伺います。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えしたいと思います。

シルバー人材センターを設立し、これまでの実績については高く評価するものと認識しております。さらに医療費の軽減、介護費用の軽減等についても、全国シルバー人材センターからの資料からは明確に出ているという認識しております。ただ医療費等の軽減とシルバー人材センター補助金と関連というのは、私のほうでは答弁は難しい状況であります。先ほども申し上げたとおり、今現在、シルバー人材センターから400万円の予算計上依頼が来ていることを、しっかり担当のほうで精査をして、内容を検討しているところでございますので、御理解をいただきたいと思っています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 いろいろな軽減と予算の補助と一緒にしたつもりはないんですが、この400万円を要請したのは、事業計画書、私も見せてもらいましたが、それでもやはり現状は厳しいんですよ。ですからある程度のこと準備するまでは少し入り込んでいただいて、長く続くように、仕事も含めていろいろと課長の思いも結構、通じていますが、やはり各部署と連携をとって、もう少し今のところこちらの売

り上げを見ても、村からの委託がちょっと小さいんじゃないかなと、それを実感するところです。そここのところを含めて、もう一度。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えをしたいと思います。

議員もシルバー人材センターの設立当初からのかかわりがあって、御存じだと思いますが、まずは中城村のシルバー人材センターの目的、そして各単年度の事業計画された事業を執行することが目的だと思っています。それを受けて、やはり中城村の地域事情や課題に対して、シルバー人材センターの就業を通じて高齢者の社会参加を促進している状況であります。大きな目的に高齢者の福祉の増進と地域の活性化に貢献するという二つの大きな目標があります。村としてもその状況に答えていくために、今まで公共施設、各課連携をとって各イベントに徐々にではありますが、シルバー人材センターのボランティアの実績を踏まえて、交通誘導係、そして公共施設の補修等はできるという実績を踏まえながら、徐々にではありますが、公共施設の委託もさせているという状況からすると、やはりこれからも必要な団体ではないかという認識はしております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 まず補助金申請が400万円あったんですよ。少し上積みして上げることにはできませんかね。と言いますのは、やはり今、シルバー人材センターでは、請負して事務経費ということで、15%もらっているそうです。それでこの15%は結構、県でも高いそうです。事務所の維持費、あるいは道具を運んだり、トラックも必要ですが、今軽トラックをリースしているのが現状です。道具を買うにも、あるいは中城村の予算書から見ると、やはり大型ダンプも買いたいと、20万円ぐらいは積み立

てをして準備しないといけないということで話を聞いていますが、そういうのも含めて、やはり最初の3年間は補助金の支援金がすごい弱かったなという感じがしますが、課長もう少し本当にこれで400万円で、あなた方はやれるかというぐらいの気持ちを持って、少し上積みということが、何とか検討していただくということではできないでしょうか、お願いします。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えいたします。

要求額の増額ということですが、補助金の決定はまだされていないということ、御理解いただきたいと思います。先ほどから申し上げているとおり、今シルバー人材センターから予算要求をいただいて、それを担当のほうで内容を精査しているということでもありますので、その辺は御理解いただきたいと思います。事業内容としても、備品等の整備ということですが、当初からその備品等の整備等については、設立当初から課題事項として取り組んできているものと認識をしております。シルバー人材センターだけという補助金というものではなくて、中城村から支出する各種団体の状況もやはり計画的に見て、予算配分するというのもあると思います。その辺は担当課としては、しっかり把握をして予算要求には臨みたいと思っております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 一番最後になります。村長一言お願いしたいんですが、よろしいでしょうか。今年目標、会員も100名以上ということで、また仕事の量も1,500万円以上を目標にしていますし、少し村長もスタートからやはり必要性を感じて協力もいただいています。担当部署と一緒に、横の仕事の連携もとりながら、村長、補助金申請よろしくお願

いします。一言ありましたらいいですか。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

先ほどからやりとり聞かせていただきましたけれども、これは議員も御承知だと思いますが、この場で明言できるものではありませんので、その辺は御理解いただきたいなと思います。ただ、先ほど冒頭でもお話ししましたけれども、シルバー人材センターの必要性だとか、そういうのは当然、私のほうでもわかっているつもりですので、先ほど担当課から答弁がありましたとおり、中城村の他団体等の比較も含めて、よりよい方向性を導いていきたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 確かに他団体との関連も必要だと思いますけれども、ぜひ満額いただくようにできるだけ御協力のほどお力添えをお願いしたいと思います。それで1番を終わりますので、2番に移らせてもらいます。

課長は、糸蒲公園とかはカーブで交通量が多いと。それから横断歩道がちょっと危ない、ちょっと無理があるのではないかとおっしゃっていましたが、これは前の課長もそういう考えでした。だけど、子供たちが結構多いんですよ。小学校も、附属小、中学生も結構多くて、また入ると1カ所しか、左側しか歩道がないものですから、課長現場を見えていますか。左側しかないですよ。右から出てきたら、右を歩くわけですよ。普通はそういう流れになりますよね。右のところから出てきた人たちは、右側歩くわけです。附属小に向かっての話ですけども、それはやはり指導はしていますけれども、大分なれてはいますけれども、やはりこの向かいの丁字路もこちらから行くと、学校に渡る横断歩道が向こう側なものですから、どうしても向こう側に歩くんですよ。そこも歩道がない。だからそうしたら片一方が歩道というのは矛盾

しているんじゃないかなと私は思っていますけれども、そこら辺も含めて立て看板とか、そういう目印になるような、路面標示もありますよね。そういうことで工夫するようにしてできるだけ早急に対応できませんか。

○議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

先ほどの答弁はちょっと中央線と勘違いしていたものですから、中央線のほうは先ほど答弁したとおりなんですけれども、今おっしゃる琉大附属小学校からの横断歩道の設置については、先ほども申し上げましたとおり要請していきたいと思っております。それからまた標示とか、そういったのも現場を確認しまして、宜野湾警察署も含めて、それでそういった要望は伝えていきたいと思っております。歩道の設置については、うちのほうではちょっとお答えできません、以上です。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 課長、私は朝毎日パトロールしております。約10年ですけれども、その中でやはり歩道駐車とか、あるいは子供たちのこういう交通安全のために指導もしています。大分よくなっていますが、やはり今の人たちはもう子供を送る人たちも含めて、朝みんな時間、時間に追われているものですから、なかなか止まらないんですよ。たまにはOBの方がマンションの前で横断をされる方に指導もしていますけれども、やはり必要性を感じています。そこのところを含めて、何とかできるように、設置できるようにいろいろ考えてほしいなということですので、よろしく願います。

続いて3番に移りますが、きのうも大城議員、あるいは新垣議員からの質問がありまして、確かに建設検討委員会のこともありますので、なかなかできませんとの雰囲気伺ったんですが、できないということは言いづらいなという感じはしていますが、でも地元の方々は多分、きの

うの話を聞いてもわかりにくい、はっきりしてほしいという気持ちが強いと思います。例えば公費で宜野湾市、北谷町、北中城村なんかは防衛庁予算を使えると思うんですが、逆に中城村、西原町が予算が入らないんじゃないかなという話を聞いていますけれども、そういったところは別々にしたらいかなものかなという私は感じもしますし、逆にこの際、白紙撤回というあるいはこの協議会から、村は抜けるんだという気持ちでもって、ちょっと後で無理があるということは、ほぼ間違いないと思いますし、できるだけ早目にだめだと、つくれないんだということを宣言してもらって、村長、のぼり、看板は片づけましょうよ。そういうのは、きのうの聞いたら地元の人たちの話を聞いても、また遠回しみたいな対話でなかなか納得しづらいところはありますので、もう一度、村の考えをきのう聞いたんですけれども、私はある程度は理解したつもりですけれども、もう少しわかりやすいように説明をお願いしたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

本村としましては、今の状況が財源の確保ができていない状況で、そのままストップしている状況が、いい状態ではないというふうなことで村長はこれまでも答弁をしてくれています。ですから今後、早いうちにその方向性を決定したいというふうなことで、検討委員会に臨んだわけですが、残念ながら検討委員会の中では全体の総意として、その結論が出ていないものですから早いうちに市町村長会議を開催し、全体としての方向性を決定していきたいというふうなことが検討委員会でも出た結論でございます。本村としましては、今の計画をこれ以上進めることは非常に不可能であると、そういう認識を持っていて、候補地についてもゼロベースに戻して、今後議論を行う必要があるというふうなことで検討委員会の中でも発言をしております

ので、これが村の考え方であるというふうなことで、御理解をお願いします。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 その人のお考えがさっきも言ったんですが、検討委員会で結論を出さないと結果が出ないという現状でつくれないとはっきり言えない立場で、大体理解しております。だけど私の中ではもうつくらない、つくれないという当局の考えということで理解していますが、そういうことでよろしいですか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 先ほどの答弁と重複いたします。現計画をこれ以上進めることは不可能であると、ですので候補地についてもゼロベースで議論を行う必要があるというふうなことを先ほどから申し上げております。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 つまり白紙撤回だと、つまりつくらないということで、今の言葉で多分そういうことだと思って理解していますけれども、きのうの答弁を聞いていますと、次の検討委員会、多分、善功議員では3月定例までにはという話だったけれども、もう少し早くできるという答弁でしたよね。3月まで待たないで結論を出したいという答弁でしたので、大体いつごろか検討はつきませんか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

次は検討委員会の前に市町村長会議を予定しております。4回目の検討委員会の中で結論が出なかったために、次は市町村長を交えて結論を出していこうというふうなことが、前回の結果でありますので、検討委員会の前に市町村長会議を開催し、早い時期に検討委員会もまた開催されるものだとして理解をしております。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 その市町村長会議はいつごろか予定は立てていませんか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

前回の検討委員会におきましては、早い時期にというふうなことで、事務局のほうとの調整をしておりますが、何せ11月が市町村長が県外出張が多かった状況でございます。12月につきましては、御承知のようにどの市町村も定例議会が開催されます。そのことによりまして、12月中のそういう開催はできませんでしたが、来年あるいは今回、我々は金曜日で議会は終わりますけれども、他の市町村の議会の状況も踏まえまして、事務局のほうで決定していくものと考えております。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 課長のお話では議会が終われば、ある程度めどが立つのではないかとありますが、早ければ年内でもできる可能性はあるわけですよ。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

可能性があるかということに対しましては、可能性はあると思います。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 早目に地元ではもう1年二、三カ月になりますよね。1年二、三カ月前ですよ、説明会を開いたのは。その間、ほぼ毎週向こうでは集まっているんですよ。そういうことで本当に部落も大分二分していますし、やはり修復は結構時間がかかると思うんですが、やはり丁寧に説明して、私は謝罪も必要だと思っています。そういうお考えはさっきの課長のお話では、市町村長会議が終わって、検討委員会が終わって結論が出ると。余り時間かからないと思いますので、そここのところを含めて、もう結論が出たら早速地元でできたら村長も一緒に説明会を開いてほしいなという要望がありましたけれども、やはり担当課ですが、地元から見ると言い方は悪いかもしれませんが、

「あなたも進める張本人だ」というイメージを持たれています。言葉は悪いかもかもしれませんが、そこら辺も含めて、誤解を解くためにも早目に説明会あるいは謝罪も必要ではないかと、村長、早目にやることはあの見苦しい立て看板、のぼり、ああいうのは撤去していただいて、もう皆さん、課長たちは皆さんおっしゃっていますよね。斜面は残したい、中城村の財産だと、緑は。斜面も含めて、中城村の財産だと緑はそこを元の状態に戻しましょうよ。そういうことで一番は財源だと思って、やはり無理だということをお私に納得しています。でも地元ではまた何か考える。絞り込みだと皆さんおっしゃっています。私もそう思っています。しかし、予算ができたらずぐ着工するのではないかと、すぐもう決まっているんじゃないかという、もともとそうだったわけですよ。だからその会社も含めて、丁寧な説明と謝罪をお願いしたいと思いますが、もう一度課長…。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

予算がすぐできたらすぐ着工するんじゃないかという不安があるというふうなことでの話もでございます。この件につきましても、今回の議会、あるいは前回、前々回の議会も含めてですけれども、財源の確保ができたとしても、財源の確保ができた段階で火葬場について、この地域でつくっていいかどうかをこれから問うていきますよというふうなことを、たびたびこちらのほうでも説明をしておりますので、財源ができたらずぐ着工するというのは誤解であり、決してそういうことはないというふうなことで考えています。それから火葬場整備につきましても、これも一番最初の質問でもお答えしましたけれども、市町村として検討しなければならないという事項、火葬場整備は市町村がしかできない事業でありますので、そのことについて建設経費も考えたときに、広域で進めてきたわ

けですから、その辺のところはどうぞ御理解をお願いしたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 中には反対じゃない人もいるんですよ。そういうのは対岸の火事だというふうにイメージを持っています私は。やはり地元というのは、私は、向こうにほぼ毎週通っていますけれども、最初は結構南上原から距離があるものですから、何でかなと、あってもいいんじゃないかと私は個人的に思っています。しかし、北上原、新垣、南上原を歩いたらほとんどが反対。だから話は違いますが、最初の上の墓地公園が70%以上が賛成で、地権者も賛成だということで進めたということを知っていますが、安里では反対だと、もうつくれないんだとそういう気持ちでもって、今検討委員会が終わったら早目に説明をお願いしたいと思います。これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 與那覇朝輝 以上で仲座 勇議員の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休 憩 (10時46分)

~~~~~

再 開 (10時57分)

○議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

○10番 安里ヨシ子議員 学校給食の安全性について質問をいたします。1番目に、TPPを受けて食の安全がおびやかされています。海外からの輸入食品がどんどん入ってくれば農薬による環境汚染食品汚染が予想されます。外国から日本に来るのに日数がかかる。それなりに数多い添加物が使われます。食べ物の危険から子供達や家族を守るため今以上に地産地消に力を入れ地域農業を大切に安心、安全な食べ物を提供できるようにしたいものです。この輸入食品の増に対し教育委員会はどのような対策を考

えていますか伺います。

2番目に、輸入食品や遺伝子組み換え食品が表示も不十分なまま入ってくる中で食の安全を個人の力で守りきれないと思います。個人個人が認識を持ち注意することや学校給食を通して子供たちに食の安全性を教え父母の皆さんに伝えていく、そのことも重要だと思っています。

3番目に、父母参加の学校給食運営委員会の設置をしたらどうか、当局のお考えをお聞きます。

4番目に、生産者と子供たち、生産者と農業委員会との交流会などを計画できませんか。

5番目に、地産地消を推進していくために農業委員の活用は考えられませんか。以上についてお答えをお願いします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは安里ヨシ子議員の御質問にお答えいたします。

学校給食についての御質問ですので、総体的には教育委員会のほうでお答えをさせていただきますけれども、私のほうでは少しばかり所見を述べさせていただきますと思います。御質問の特に学校給食という部分についてでございますけれども、村長就任以来、一貫して実は給食センターの民営化などが取りざたされておりますけれども、私は子供の口に入るものであるわけですから、これは絶対に行政が責任を持ってやらなくちゃいけないということを申し述べて、そしてそれを実行してまいりました。これは安里議員の御質問と全く同じ思いではございますけれども、食の安全という面では行政がしっかりこれはカバーをしないといけないと思っております。そのためにも今回、改めてと言いますか、やはり子供の口に入るもの給食でございますので、より安全に指導を徹底してやっていかななくちゃいけないかなと思っておりますし、また地産地消という面で考えますと、きょうは申しわけありません資料は持っていませんが、随

分と地産地消率と言いますか、村内の生産者から直接仕入れたりする部分はかなり高い率でよくなっていることを聞いておりますので、これにもまた期待をしながらしっかり食の安全に努めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 教育長 吳屋之雄。

○教育長 吳屋之雄 安里ヨシ子議員の御質問、大枠1の①は私から答えます。②から⑤については、教育総務課長から答えさせます。

それでは①について。学校給食は、安心・安全でおいしい給食が前提で、かつ食教育になり得る給食を目指しております。しかし、日本の食糧自給率が40%という現状では、輸入食材抜きで給食を提供することはできない状態であり、輸入食材への不信感が高まる中、学校給食で使用する食材は、地産地消の推進のため、村内産、県内産を主に使用し、次に国内産を使用しております。それでも対応できない場合は、外国産を使用するという考えで実施しております。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

安里ヨシ子議員の質問の②からまずお答えしていきたいと思っております。遺伝子組み換え食材は、学校給食ではただいま使用しておりません。しかし、加工食品の場合はその納入された食品に表示がなく、使用されている可能性はあります。父母への説明は、小学校の新入生のオリエンテーションにて、学校給食の目標、献立表の見方・食事のマナー、後片づけ、そして学校給食の安全性、地元産、県内産、国内産の利用状況、そして外国産の使用状況等の説明を行っております。

続きまして③です。現在、学校給食運営委員会は、学校長、各学校のPTA会長、自治会長会代表、教育長、栄養士のメンバーで構成して

おります。父母の代表としまして、各学校のPTA会長が参加しておりますので、父母の参加は現在もなされているということで考えております。

続きまして4番ですね。毎月発行している、「給食だより」というのがございます。それに生産者の紹介は行っておりますが、交流会という計画はできないかということでありますけれども、これは学校、生産者との調整になると思いますが、給食時間に給食を食べながら交流するという事は可能かと考えております。

続きまして5番目ですね。地産地消の推進員として協力してもらえれば、地元産使用率の向上となると考えております。農業委員会と協議していきたいと考えております。以上であります。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 では村長の御答弁の中で民営化は絶対にやらないと。行政が責任を持って子供たちの安全・安心を守っていくとの御答弁でしたので、ぜひともっと学校給食に対しての御理解をお願いしたいと思います。厚生省は一旦国会で栄養成分表示を法制化の約束をしたわけですよね。これはずっと前ですけども、アメリカがやるなど圧力をかけて法制化を撤回、断念したこれは1983年ですけども、そういった経緯がありますので、その後も日本政府はアメリカの圧力に屈して添加物の基準、残留農薬、その基準を緩和したというそれがありますので、このTPPが批准されれば食品添加物は今以上に多くなってくると考えます。これはアメリカやカナダ、オーストラリア、ヨーロッパ諸国から大量、長期貯蔵、長距離長時間輸送、その必要からかなり多くの作物、農産物にポストハーベスト農薬が許されています。ポストハーベストの基準がないまま無検査の状態です。ちなみに日本ではポストハーベストではなくて、ポストハーベストは収穫後

に農薬が振りかけられますけれども、日本ではプレハーベストと言って、収穫前に使用するというのが義務づけられております。以前にバナナにポストハーベストがかけられているということで問題になってはいましたけれども、最近ではまた農薬の問題が余り口にされないというか、関心が薄いと言いますか、本当に怖いような状態です。このスーパーに色鮮やかに並べられている食品の中で、品質の悪いもの、古くなったものは、リン酸という薬をかけて、色鮮やかに見せると言いますか、そういうふうな感じでスーパーに並べられているんですね。消費者はそれは色鮮やかに飾られているので、大丈夫だろうと言って、買って食べます。目には見えない添加物ですので、私たちは非常に恐ろしいなという感じがあります。

平成13年ごろは給食センターから出された資料を持っていましたけれども、以前は砂糖の取りすぎとか、塩分の取りすぎ、脂肪の取りすぎ。砂糖は肥満とか、動脈硬化、塩分は腎臓系、脂肪の取りすぎは肥満とか、コレステロールとかそれを注意すればよかったけれども、今はもう目には見えない添加物と言いますか、いろいろな添加物を小さい子供のときから与えられて、おいしいと食べてそれが何十年も体の中に蓄積されていくと思いますので、ぜひとも教育管轄である教育委員会、もっと食品添加物について、もっと父母の皆さんに啓蒙していく必要があると思いますけれども、今後どのようにまた展開していらっしゃいますか、伺います。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 父母への食の安全性の説明かと思っておりますけれども、これまでは新入生のオリエンテーションで行ってまいりましたが、給食だよりということで毎月1回発行されておりますその中にも一部ではありますけれども、食品の安全の資料と言いますか、そういった関係をこれからも提供していきたいと考えて

おります。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 なぜPTAとか、そういった父母の皆さんがもっと騒がないのかなど、このTPPについて締結され、関税が撤廃されればやはり輸入食品が安い、地場産は高い、そういうことで輸入食品に手を出さざるを得なくなるんじゃないかということで、非常に危惧をしております。昨日の光栄議員の質問の中で、北浜、南浜地域、ダイオキシンに汚染されているのではないかと、せっかく地産地消で頑張っている農家の皆さんにとっては一生懸命、安全な食材をとということで頑張っているのに本当にこれはゆゆしき問題だと思っております。責任を持って測定をさせて悪質業者を行政としてもきちんと取り締まってほしいと思っております。

次ですが、2番目に遺伝子組み換えの問題ですけれども、遺伝子組み換え食品の実態を追ったドキュメンタリー映画の中の話ですけれども、遺伝子組み換え食品を食べ続けるとどうなるのか。その疑問に答えるために2009年にフランスでラットの一生である2年間遺伝子組み換えトウモロコシをエサとして与え続ける実験が、これは、フランスのモンサントウ社という会社がやっていますので、この実験を極秘に進められているわけですね、その結果はラットの臓器に徐々に腫瘍ができ、日を追うごとにどんどん大きくなり、しまいには体の25%まで占めるようになって、やがて死んでしまったと。日本はトウモロコシの世界最大の輸入国で、その9割がアメリカ産だと言われております。アメリカのトウモロコシの88%が遺伝子組み換え品種だと言われております。スーパーに並んでいる加工食品の中の80%に遺伝子組み換え作物が混在しているので、私たちの知らないうちに遺伝子組み換え食品を口にしているのです。考えただけでも恐ろしくなります。遺伝子組み換え食品の影



響についても十分認識をするよう、子供たちに自分達でつくった安心・安全な食材を与えるように真剣に考えていかないと願っています。学校での給食の時間に先生と生徒と一緒に給食を食べていると思いますので、その中で子供たちにもそういった遺伝子組み換えとか、食品添加物についての教育と言いますか、話をすることはできますでしょうか、給食の時間に。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 それではお答えします。

給食時間にそういった教育ができないかということの質問だと思いますけれども、今、給食センターのほうに栄養士がいます。遺伝子の組み換えとか、安全性については説明はできると考えております。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 遺伝子組み換えの加工品については、表示がなされないわけですよ。それを教育委員会としても、行政としても国に対してきちんと表示をするように要請をしてほしいと思っております。給食の時間に、昨日電話したら小学校とか、そういったところで授業に入って教えているということでしたけれども、生徒と食事をしながらさりげなく担任の先生がそういったものを話をしながら食事をしていく、これは地産地消で中城村からとれたもの、食材ですよ。これは北中城村からとれた食材ですよということの、それを教えていただきたい。そうしたらその子供たちはまたお母さん、お父さんにそういった話ができるんじゃないかなと思っております。現在ある運営委員会も必要だと思うんですけれども、父母代表はPTAの会長が入っているということですが、それで本当に身近に子供たちの健康を考えている父母の皆さんや、そしてまた今は子育ては祖母とかがやっていますよね。そういった方も若いおばあちゃんたちがいらっしゃるんで

すよ。そういった方たちがボランティアでもいいですので、財政がかからないような感じで、学校給食の問題にかかわってこそ子供たちの明るい未来が切り開かれるんだと思っております。今はアトピーとか、そういった子供たちが多いですよ。大人になってからアトピーにかかる人もいますけれども、子供たちの食品添加物が何々入っているかとかというのがわかりませんので、沖縄県でだったら地産地消というのはやる気があればできるんじゃないかなと思っております。大和都市地区のように輸入食品が都市地区ほど出てこないと思っておりますので、ぜひとも皆さんが関心を持ってもらって、ぜひこの父母代表と言いますか、現在ある運営委員会とは別に父母の皆さんの運営委員会ですか、これを性質の違った今の運営委員会の性質はこれは給食費がいくら集まった。どういうふう運営するかとかの中身だと思っております。それで父母の皆さんにぜひともそういったものに入ってもらって、もっともって関心を持ってもらって、子供たちの未来のために頑張ってもらって、思っております。大変ですけれども、これは委員を選んだりとか、お願いしたりとか大変ではあるけれども、でも子供たちの健康にはかえられませんので、ぜひ教育委員会としても、もっと働いてもらってそういった父母の学校給食運営委員会の設置を考えて、これからでも遅いかもかもしれませんけれども、考えてほしいと思います。今、子供たち一人一人が生涯にわたって健康な生活を送るため、小さいころからやはり望ましい食生活の基礎を養い、自分の健康管理ができる能力を育てることが学校給食の役割だと考えております。これは平成13年に中城村の給食センターから出されたつづりが出たので、それをあけて見ましたら、この学校給食というのはやはり自分の健康管理ができる能力を育てる。ただ残さず食べなさいとか、そういった上からの押しつけみたいな感じの教育ではなくて、

やはり自分の健康管理ができる能力を育てる学校給食の役割です。多様な教育効果のある学校給食。学校給食は準備から会食、片づけまで子供自身が行うことにより、貴重な勤労の場になっていて、共同作業等を通して奉仕や協力の精神、社会性を養うことができる給食ができるまでには多くの人が汗を流して働いていることを理解させることや畑でつくられる学校の農園でもよろしいですし、その作物を給食に利用することを通して自然の恵みや働く人々への感謝の心を育てることができる。そうしたら農家の皆さんと交流を通して農業に関心を持ち、自然の恵みへの感謝の気持ちも育つてくると思いますということで、平成13年に中城村の給食センターから出された冊子に書かれていましたので、しっかりと教育をやっているんだなということがわかりましたけれども、教育委員会としてはやはり今までの食生活の教育だけではどうしても今からTPPが批准されたらどれぐらいの影響があるかということ、これはもう政治的な問題ではなく、身近な問題ですので、ぜひもっとそういったものについて、この父母の皆さん、今は課長は栄養士の方が、稲垣さんですか、それが学校に来て教えているということでしたけれども、身近にそういう担任の先生もいらっしゃるので、その前に先生と子供たち一緒に食事していますよね。そういったときにやはり先生がちゃんと話ができるように、先生方にも関心を持ってもらって、子供たちのそういった教育ができればと思うんですけれども、担任の先生が栄養士の方の教育だけでは不十分ですので、ぜひとも担任の先生とも交流をなさって、教えてもらったかと思っています。さっきの質問と似てはいますけれども、ぜひ担任の先生からそういったものを通して教えてほしいなど、この食品添加物の種類とか、遺伝子組み換えとかそういったものをきちんと教えてもらいたいと思っています。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 伊波正明。

○教育総務課主幹 伊波正明 質問にお答えします。要望と言いますか、食育活動ということで、実はもう数年前から各学校では教育現場のほうでは、給食の活動だけではなく食育全般に対する活動、年間計画をつくって食育年間指導計画といますか、各学校はそれに従って、各担任、食育の活動をしているところです。その中で栄養士の方を招いて、こういった食育に関する講演会等も指導等も行われているところです。こういった遺伝子等の問題についても、また協議をしながらそういった食育の活動の中に生かせたらと思っております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 次に進みますけれども、生産者と農業委員との交流を通して、中城村の農業振興に役立つと考えますけれども、その関税が撤廃されれば、日本の農業は壊滅状態に陥ると言われておりますよ。新聞なんかで見えていましたら、今でも耕作放棄地が多く、後継者が少ない農業の衰退を招いている中で、そのJAの事業も成り立っていかなくなる農民の生産意欲をかき立てるためにも、農業つぶし、アメリカ追従の政策、そしてこの安倍政治に対して、怒りを持って対処して政府の決めたことだからといって諦めることなく、各種団体農業委員と言わず、その生産者、TPPの廃止に向けた話し合いをしていくのが必要ではないかと考えております。

あとは地産地消を推進していくために農業委員の活動が考えられないかということで、質問を出してありますが、TPPが完全執行された場合に、農家にどんな影響を与えますか。農業委員会として、お答え願います。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛

之 それではお答えいたします。

ただいまの質問、生産農家に対する影響はどういったものかということですので、まず当然ながらTPP協定後は多くの農産物等が関税撤廃されることとなります。当然ながら安い外国産の農産物の流通量が増加しまして、国産農産物の流通価格への影響が出る可能性があると言われております。当然ながら価格が下落すれば農家所得の減少となり、生産意欲の低下による農業離れが加速するのではと懸念されると考えます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 そのときの対策と言いますか、JAとも協議されているかと思えます。農業委員会として農業委員とそういった話し合いはされていると思えますけれども、そのときの対策とかを考えていらっしゃいますか。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

具体的な対策というそういったものの検討というのはまだなされておられませんけれども、日本の農産物の強みといいますのは、特に安全で品質のよさが外国産に勝ると思えますので、今後もさらなる品質及び生産量の向上により競争力を高めるために、まず安定した生産施設基盤等の整備を支援することによって、今所得向上を図っていくべきと考えております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 夏野菜の栽培にはビニールハウスが欠かせないと思います。露地栽培ではとてもじゃないけれども、葉野菜とかそういったものの栽培も難しいと思うので、そのビニールハウスの導入については、どんな問題点があるかお聞きします。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

現在、ハウス施設の整備の補助事業というのは、中城村でも導入いたしました新規就農一貫支援事業というのがありまして、当然ながら要件を満たす必要もあります。その要件として、まず年齢が65歳未満で就農5年未満を対象にして80%補助となり、5年後の成果目標が認定条件となります。あとはこれは県の事業であります災害に強い栽培施設の整備事業、こちらは主体としては、市町村とかJA、あとは農業者の組織、こういったのが対象になります。ただ、こちらが厳しいのは、まずは県の戦略品目であることと。あとは拠点産地指定が必要だと。次に産地協議会が設置されているということが条件となります。こちら80%補助で、ただ中城村の場合、まだそういった拠点産地指定はございませんので、導入の実績はございません。あと1件が特定地域経営支援対策事業、こちらも市町村、JA、農業団体が対象となります。こちらは費用対効果がまず求められます。補助率が75%以上。以上が現在把握している事業となります。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 ぜひ豊見城市がそちら辺はいっぱいビニールハウスが建っていますけれども、中城村はちょっと少ないように思います。どれぐらいの補助率があるのか、どういった人たちに補助があるのかということをもっとやはり先ほどから農業委員のことを話していますけれども、農業委員として、やはりそういったものをパトロールをしながら、この農家の人たちにそういったものを啓蒙していくという活動が必要ではないかなと。わからない方もいらっしゃるし、関心があるのは農業委員会へ来て、お話を伺ったりしているということもありますので、ぜひとも農業委員会を活用して農地パトロール、そういったときに地主とも

話し合いをして、耕作放棄地を貸した場合にも援助があるということの知らない人もいますよ、確かに。ですのでやはりそういった農業委員の活用も必要ではないかなと考えておりますので、よろしくお願ひします。全国農民連というところから出されているものですがけれども、今TPPについては大筋合意は最終合意ではないと暫定文書も最終文書ではなく、今後協定文書の作成と調印、各国の国会承認が残されている。まだ批准されていないアメリカ議会が承認するかどうか不明だと言われています。TPPはこれからが正念場だと、大筋合意に惑わされることなくこれからますます戦いを強めていく必要があるのではないかと考えております。以上で私の質問を終わります。

○議長 與那覇朝輝 以上で安里ヨシ子議員の一般質問終わります。

休憩します。

休 憩（11時39分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

引き続き一般質問を行います。

伊佐則勝議員。

○8番 伊佐則勝議員 ハイサイ、グスーヨー、チューウガナビラ。通告書に基づきましてこれより一般質問を行います。

まずは大枠の1番になります。集落環境の整備について。これまでの一般質問で取り上げた給食センター裏側までの排水路整備について再確認したいと思ひます。現状は、私有地を浸食して個人敷地内を通る素堀り排水の形態を成していることから、村の水路敷に設置することをお互い共通認識しているかと思ひます。それで当初予定していた国の補助事業に該当せず、別の補助事業や単費施行も視野に入れて事業着手の期待に応えられるよう予算確保に努めるとの答弁がありました。残念ながら現時点まで事業

着手に至っておりません。現状を考慮した上で、予算確保と早急な排水路整備を再度要望するが、今後の対応についてお伺ひします。

大枠の2番、土砂崩壊防止対策事業について。同じく、これまでの一般質問で取り上げた件に関連して伺ひたいと思ひます。①農水省の治山事業による奥間地内土砂崩壊防止対策の事業採択に向けては、保安林指定が必須条件となり地権者の同意を要すること。仮に指定されると土地利用等の規制や補償等もないことから困難な面はあるが、今後も地権者の同意形成に向けて取り組むとの答弁がありました。予定地の宇津原と上川原のおおのの地権者数について教えてください。その後、地権者の方への事業内容の説明と、事業への協力依頼等合意形成作業の具体的な取り組み状況についてお伺ひします。②予定地の喜納原については、既に地権者である奥間自治会の同意を得たものの、事業規模として1,000万円の事業予算を満たさない規模では採択は困難とのことでした。南部林業事務所に再度のアタックはしたのかどうか。次に国交省関連での補助メニューでの対策事業について、中部土木事務所との対策事業の可能性についての進展についてお伺ひします。以上、簡潔明瞭な答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは伊佐則勝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、都市建設課のほうで、大枠2番につきましては、農林水産課と都市建設課のほうでお答えをさせていただきますが、今回の御質問は、以前にも御質問いただきまして担当課といたしましても、鋭意努力しているところだという報告は聞いております。議員におかれましても奥間地域の環境改善保全のために尽力なさっていることに対しましては、敬意を表するところでございます。今回、大変私どももいい答弁をしたいところではございま

すが、何分にも予算との関係がございまして、詳細について、御説明させていただきますけれども、担当課のほうから、また今後も随意頑張っていきたいなと思っております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 伊佐則勝議員の大枠1と大枠2の②についてお答えいたします。

この排水問題は定例会で何回か答弁していますが、補助メニュー等がなく、単費施工になることから、事業費の確保に苦慮しています。確かに現状の排水は個人所有の敷地から利用している状況ですので、排水敷地へ切り回し工事の予算確保を新年度で頑張っ確保していきたいと思っています。

大枠2の②について、中部土木事務所で9月7日にヒアリングを行いました。中部土木事務所担当者もその後、現地を確認踏査し地層表面の滑落等は見受けられるが、地すべりとしての兆候がないことから地すべり対策事業としての採択は現在の状況では、厳しいと思われます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは伊佐則勝議員の大枠2についてお答えいたします。

まず①について。予定地の地権者数は宇津原が相続人を含めて14名、上川原は相続人を含めて32名となっております。その後の地権者説明会の開催は実施しておりません。これまでに保安林指定への同意は上川原の7筆2名となっております。南部林業事務所へは、上川原の土砂崩壊が顕著に見られる同意の得られた土地のみでの対策ができないか調整しましたが、部分的な対策では事業採択は厳しいとの回答がありました。保安林指定には、相続人全員の同意も必要なことから、現在、相続人の所在等の追跡調

査を進めておりますので、所在確認ができ次第、地域説明会及び同意作業を進めていきたいと考えております。

②について。南部林業事務所へは、その後も事業実施について協議をしておりますが、回答としては以前と同様、事業規模や費用対効果等の採択要件を満たさなければ事業としての採択は厳しいとの回答がありました。以上です。

○議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

○8番 伊佐則勝議員 それでは順を追って再質問をさせていただきます。

大枠の1番に関しましては、先ほど予算確保に努めていきたいというふうな答弁がございました。それにつきましては、新年度予算の中で予算要求をして、確保していきたいというふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

新年度予算で確保してまいりますので、則勝議員も財政当局に働きかけてください。以上です。

○議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

○8番 伊佐則勝議員 いい答弁が出ました。早速でございます財政当局の皆さんに私のほうからお願いがございます。二、三回、これは担当課長も答弁の中で申しておりますけれども、何回か質問上げさせております。現状もやはり個人有地、個人の敷地内を通っているというふうな現場も確認して、事情もよく知っております。そのような中でやはりいつまでも放置してはいけないということで、早急にやはり対応しないといけないというふうな答弁だったと思いますが、ぜひそこら辺の現状の個人の敷地内を通して、いつまでも放置できませんねというふうなところは財政当局におきましても考慮していただきまして、本件での予算要求、新年度で出てくるかと思っております。その節にはしっかりと御配慮をお願いしたいと思っておりますので、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

①につきましては、財政当局のほうの御協力もいただき、ぜひ前向きに配慮していただきたいと思っております。お願ひをしまして、2番のほうに移らせていただきます。

2番の宇津原と上川原の2点の予定地のことになりますけれども、宇津原が相続人を含めて14名、上川原は相続人を含めて32名となっているようでございますけれども、特に上川原について何筆になっているかどうか教えていただけますか。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

上川原につきましては、全部で17筆となっております。

○議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

○8番 伊佐則勝議員 先ほどの答弁で7筆2名の合意を得られているというふうな答弁がありました。そうしますと残り10筆の中にはやはり相続人も多数含まれているということで合計32名ということになっているかと思ひますが、確か上川原のほうにはいわゆる法人の地権者もいらっしゃるかと思ひます。そのほうはいわゆる合意をいただいた7筆の中に含まれるということでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

今、同意が得られております7筆につきましては、法人の所有地も入っております。

○議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

○8番 伊佐則勝議員 やはり最初のその件の一般質問からたしかちょうど3年前の12月定例会にその件は出しているんじゃないかなと思ひます。もう3年目、やはりまだ入り口論なんで

すね。結局はその南部林業事務所と協議している、その3事業の件につきましては、いわゆる地権者の合意がどうしても必要だというふうなことではございます。先ほどの答弁の中で鋭意努力するというふうな話ではございますけれども、まだまだ地権者へのそこら辺の事業説明も含めて協力要請がまだまだ進めていないところもあるようでございます。やはりその合意形成作業、いわゆる地権者にとにかくお会いして話をしていわゆる合意がなければ南部林業事務所も調査、測量関係の作業に入れないというふうな状況でございますので、やはりそこら辺は今3年経過しております。やはり事業計画も立っているかと思ひますが、早急に先ほどの答弁のとおり所在確認等もいろいろと相続人も含めてやはり難しいところもあろうかと思ひますが、そこら辺の作業をできるだけ早急にしていただきまして、とにかく今の入り口の作業のほうを早目に進展させていただいて、実際の調査、測量業務に入れるように、ぜひ進行をお願ひしてもらいたいと思っております。きのうも職員人数、定数の件で質問が上がっておりました。農林水産課長として、要するに人的にその作業がおこなわれているかどうか、そこら辺ちょっとお願ひします。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

その事業採択に向けての作業がかなりおこなわれている状況と申しますのは、確かに職員も担当はおりますけれども、やはりそれなりにかけ持ちもしておりますので、なかなかそこに集中していくというのができない状況でございます。我々としてはとにかく先ほども申し上げたように地権者と相続人が確定すれば通知等も行つて説明会等々については、進めていきたいと思ひます。

○議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

○8番 伊佐則勝議員 ではそこら辺しっかり進行のほうよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、②のほうになります。こちらのほうは地権者が奥間自治会というふうなことでなっております。既に同意も得ているものなんですけれども、事業規模がやはり条件を満たさないというふうなところで事業採択に今のところは至っていないというふうなことでございますけれども、その喜納原のいわゆる予定している区域、これはかなり平米数があるんですね。そこら辺のちょっと再確認をさせていただきたいと思うんですけれども、喜納原の532番地、それと同じく490番、これは雑種地になっておりますけれども、これが747平米、532番が私の持っている資料では4,419平米、トータルで5,166平米、約1,500坪余の地べたになろうかと思ひます。それが当初、南部林業事務所が現場踏査して、現地踏査した際に事業規模が1,000万円以上にならない。未満だと事業採択が厳しいというふうな流れの中で今まできておりますけれども、例えば1,500坪の地べたに事業採択した場合のいわゆる事業規模と言ひますか、予算と言ひますか、工法等とよくわかりませんけれども、要するに奥間自治会が同意した地すべり対策をする土地については、今申し上げました5,000平米余の土地を想定しております。課長、そこら辺のところをちょっとお聞かせ願ひますか。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

今現在、土砂が崩壊している部分についての筆としては、確かにトータルで5,000平米以上でございます。ただ南部林業事務所としましては、現地も踏査した結果、恐らく現在滑っている部分の対策として、不安定土砂を固定するコンク

リートのみでの対策という形で事業費は出していると思ひます。例えばもし踏査して広範囲に地すべりが起こっているということであれば、恐らく工法もそれなりの規模の対策になりますので、それなりの事業費は出て、その場合には事業採択という可能性も十分あるかと思ひますけれども、今、南部林業事務所の回答としては、その規模の程度でしかできないだろうという想定であります。

○議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

○8番 伊佐則勝議員 やはり事業規模のどうか、いわゆる自治会の所有する土地全体の話ではなくして、自己開発道路が走っております。その道路の下側の斜面の部分を多分おっしゃっているんですかね。私が当初から一般質問で取り上げているのは、いわゆる奥間自治会が地権者であるその5,000平米余りの山手側も含めて、その道路の上側も含めての想定で質問をしていたつもりなんですよ。地べたにそれだけの予算しか本当にかからないのかなというのが非常に疑問がありまして、きょう改めて南部林業事務所のいわゆる今事業採択しようという区域の部分と言ひますか、要するに全体は含まないで、そのいわゆる道から下のほうの斜面、すぐ民家があると、その部分だけの話で済んでいるわけですね。それでしたら自治会長の同意も恐らく上のほうも崩れの要因は当然持っております。改めて南部林業事務所、再度また現場調査なりして、要するに山手側から含めてその事業の検討をして、調整していただきたいと思ひますけれども、そこら辺よろしくお願ひします。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

当然、今後も南部林業事務所のほうにはできるだけ採択できるような要請はいたひますけれども、これまでも三度ぐらいですか、職員が踏

査して、現在の規模の判断となっておりますので、とりあえずは再度要請はしていきたいと思えます。

○議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

○8番 伊佐則勝議員 はい、わかりました。ではやはり全体的な面で再度、要請なり調整なりしていただきたいと思えます。同じく②の部分になりますけれども、中部土木事務所のほうとしても、やはりその部分を見ているかと思えます。道路部分から下側、右側の部分の斜面部分ですね、その部分のことだと思えますけれども、現状では事業採択は厳しいというふうな返答というふうな答弁がありました。中部土木事務所主催で地すべりの説明会が開催されたというふうな話を聞いておりますけれども、どのような説明会だったのか伺います。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

中部土木事務所が吉の浦会館にて、先月11月25日に行われたんですけれども、西原町、北中城村、中城村の自治会長を中心に説明会をしています。中城村からは奥間、久場、屋宜、当間、新垣の自治会長が参加しています。ただその中ではあくまでもその土地については、自分で守るとというのが基本ですよという説明をやって、対策を行うようにということで強調していました。今回、その説明会の中では中頭東部地区の地すべりの箇所を観測の場所を踏査して、最も有効な箇所を観測地として設けていきたいということの説明会でした。

○議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

○8番 伊佐則勝議員 はい、わかりました。その土砂崩壊防止対策事業につきましては、②の喜納原については改めて、その事業採択の予定地の面積と現場踏査してもらって、要するに拡大できないか。そうすれば事業規模としては1,000万円以上満たしていくんじゃないかなというふうな思いもありますので、そこら辺はそ

こら辺で、ぜひ今後進めていてもらいたいと思えます。あとはその道路下から民間の住宅地に至る斜面、今、雨のたびに流れたりしているんですけれども、やはりその道路上部、大雨等の際には水が道路を伝わって、やはりそこら辺の低いところの土地に斜面伝いに流れてきて、若干の地すべり等が起こっていると。これは今に始まったことではなくして、かなり以前からもう20年になりますかね、そのころからいろいろと役場のほうには相談はあったかと思えますけれども、そこにつきましては、日常的にといいますか、ずっと継続して、雨のたびにそこら辺の影響が下の住宅地域周辺まで出てきております。それにつきましては、道が村道ではないものですから無理な話もできませんけれども、恐らく道路の上側上部側に例えば現場を見ないとよくわからないことかと思えますけれども、例えばトンプロックを何個か敷いて、そこらへの流通水路をとめるであるとか、いろいろと対策として打てるのかなというふうな思いもあるんですが、一度、都市建設課の担当の皆さんも含めて、現場を見ていただいて、何とかそこら辺の応急処置として、その斜面部分への現状のものを未然に防ぐと言いますか、応急措置としてトンプロックがいいのかどうか、そこら辺の現場を確認しないとわからないところはあると思えますけれども、いわゆる維持管理費あたりの資材提供でもって応急措置ができればなというふうな流れる斜面部分についてはありますので、そこら辺の資材提供の件につきましてはいかがでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

奥間中央線の終点側、それから奥間の今の土地、532番地の土地に入っていくんですけれども、その上からの水が大雨で相当入ってくると、それで下のほうの138番地のお家のほうに流れてくると、上のほうでせきどめすれば一番いい



んですけれども、何せ奥間の土地ですから、役場が入れないというのがありまして、ただ下の安全を守るためには、そういう資材提供もできるかなと思っています。その地区は何回か、うちの都市建設課のほうでも大雨のたびに土砂を二、三回取っていますので、その辺はうちのほうも重々わかっていますので、何らかの対策をしてやっていきたいと。本来は終点部のほうでトンプロックを置いて、通行止めをしたいんですけども、それはしかし上のほうに行く方々がいいますので、それは厳しいのかなと思っています。資材提供については、今後奥間自治会と相談しながらやっていきたいと思えます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

○8番 伊佐則勝議員 わかりました。前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。やはりその山については区民の皆さんの一番の危惧しているところでございます。地すべりの防災訓練も何回か今まで経験しておりますし、やはり区民の皆さんも大変危惧している山に囲まれているところでありますし、今後ともそこら辺の事業採択に向けて、地権者の合意が条件にはなりますけれども、早目の進行と、そこら辺の資材提供等につきましては、また自治会長ともいろいろと相談しながら一緒に進めていってほしいと思えますので、よろしく願いしたいと思えます。以上をもって質問を終わります。

○議長 與那覇朝輝 以上で伊佐則勝議員の一般質問終わります。

10分間休憩します。

休 憩（14時07分）

~~~~~

再 開（14時18分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて外間博則議員の一般質問を許します。

○2番 外間博則議員 ハイサイ、グスーヨー。

2番 外間博則、議長よりただいまお許しがありませんので、一般質問を行います。

大枠1、農業振興についてであります。①担い手不足が問題視されているが、その後の対策はどのように行うか。②新規就農者は何人いるか。また、実績はどのようになっているか伺います。③農業者に技術力をアップするため技術者を用いた指導は今後どう行っていくか伺います。

大枠2、本村の総合計画で農振見直しについて今後の政策を伺います。以上です。簡潔、明瞭な答弁をよろしく願います。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは外間博則議員の御質問にお答えをいたします。

まず全般的にわたりまして、農業振興についてでございますので、農林水産課のほうで答えさせていただきますが、きのうの御質問にもありましたやはり農業の振興という面では本村におかれましても担い手不足も含めて、今後抜本的に解決できるものがあれば、もちろんそこに突き進んでいけるとは思うんですが、何分にも皆さんのお知恵をおかりしながら農業の振興に努めていきたいと思っておりますので、外間議員におかれましては、農業のプロだと認識をしておりますので、ぜひこれからもよろしく願いしていききたいと思えます。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは外間博則議員の大枠1と2についてお答えいたします。

これまでの農業関連の御質問への答弁と同じような内容の部分がございますけれども、御了承ください。まず大枠1、①について。全国的に高齢化や担い手不足が叫ばれておりますが、今後の農業再生には、担い手の育成が重要な位

置づけになると考えております。現在、国県においては、新規就農者へ向けた青年就農給付金等の補助事業で支援をしております。村においても、新規就農者が定着するように補助事業等を活用しながら、農業指導員による作物の栽培技術指導や研修等を行い担い手の確保を図りたいと考えております。②について、新規就農者の補助事業導入者は、平成24年度から村内は8名おり、他の市町村出身者を含めると12名となります。また、就農5年未満の新規就農者は、村内外出身者で20名となっております。③について、農業経営の安定を図る上では、作物の栽培技術力の向上は必要不可欠であり、特に新規就農者を定着させるためには、農業技術者による指導は必要なものと考えます。

大枠2について。前回の農業振興地域整備計画見直し以降12年が経過しており、その間、琉球大学周辺部における市街地の形成に伴う都市化の進行もあり、今後の土地需要の動向などを勘案しつつ、優良農地の確保、農業構造の改善を目指すため、調和のとれた農業振興地域整備計画の策定は必要かと考えます。策定までのスケジュールとしては、今年度中には、土地利用調査や地権者へのアンケート調査及び地域説明会などの基礎調査を行い、農業振興地域整備計画基礎資料の作成を終えたいと考えております。基礎調査を経て必要となれば、次年度以降には農用地利用計画の素案を作成し、県などの関係機関と協議を整え、県知事の同意を得て策定という運びとなります。以上です。

○議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

○2番 外間博則議員 それでは順を追って、再質問していきたいと思います。

①についてであります。①②③昨日からお二人の議員からも質問がありました。担い手不足による解消法ですね。現在、担い手として就農を求めるに当たり、現在就農を行っている農業者の方はそれだけのこれまで実績があると思

います。技術ですね、その技術で技術を持って生産して、農業一本で生計を立てていると、そういう方が大勢いらっしゃると思います。その中で技術力もその1、2、3、順番は一緒に進めていきたいと思えます。担い手を育てる上で現在就農されている農業者の方が現在、施設でトマト栽培が主ではないかと思えます。露地野菜に関しましては今7割、8割はキャベツの栽培となっていると思えますが、その普及について、村としての対応を、どの野菜を振興していきたいと、新事業として補給していきたい。作物ですが検討していれば、何かございましたらお聞かせください。よろしくお願ひします。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

今、村のほうとして特に栽培を推奨する作物というのは特に決めておりませんが、今取り組んでおりますのは、当然島ニンジン、島ダイコンの栽培に力を入れていること。あとはJAを通しての出荷量として、中部においてはキャベツとトマトが中城村のほうでトップとなっておりますので、やはりそういったものの品目を推奨していきたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

○2番 外間博則議員 ただいまの答弁で新規就農者についてですけれども、24年度から村内で8名の方、村外で12名ですか、計20名いますが、現在、新規就農者も現在就農されている方々の技術を指導するといえますか、そういう施設を提供してもらって、ここで講習を受けてもらって、技術指導を技術者は米盛先生ですか、琉大の教授をされていた先生を用いて、技術指導等は行えないのか伺います。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛

之 お答えいたします。

現在、安里のほうでミニトマトを栽培されている米盛さんがいらっしゃいますけれども、当然ながら農業に関しての知識は豊富な方であります。そういった方たちの技術力というのは、当然活用していければと考えておりますけれども、まだそういった具体的な講習会、研修会は予定はしておりませんが、今後検討はしていきたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

○2番 外間博則議員 ぜひ早目に検討いただいて実施していただきたいと、早目に後継者不足ということで、担い手も浮かばない状態で大変農業も厳しい状態であります。その中で、これは関連するかわかりませんが、構造改善事業でしたか、平成15年ですか、その事業かと思うんですが、農協出荷場と保育園のほうの中のほうに、村の農業施設がありますけれども、現在通りがけに見てきたんですけれども、事業を行っていないのではないかと思います、その利用は今後どうされるのか。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

議員がおっしゃる場所というのは、花と緑のふれあい広場にある鉄骨のハウスだと思いますけれども、ハウスにつきましては9月定例議会のほうでも、まず一括交付金で緑化推進事業ということで、苗を育成する施設として使いたいということで、計画をしておりますので、農業利用というのは今のところ考えてはおりません。

○議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

○2番 外間博則議員 確かに村の施設でもあります。また周囲は保育園がございますので、遊休地を取り締まるといいますか、農林水産課のほうでも農業委員のほうで遊休地対策等行っていますので、施設がまだ遊んでいる状態では

ないかなと感じましたので、大いに利用活用していただきたいと思っております。

次に、昨日から農業の振興ということでお話がございましたが、答弁と質問がございました。その中で現在施設農業でトマトが先ほど答弁もございましたけれども、トマトのほうが中城村が一番、季節野菜で一番生産量が多いという結果が出ておりますが、それをトマトをつくった技術者ですから、ほかの作物ですね、私も先々月10月に農業視察ということで、鹿児島のほうに行ってきたんですけれども、その施設を見ますと1棟当たりのハウス施設で、向こうではピーマン、正式には植生ピーマン、本来のピーマンを分子改良して、剪定技術も必要なんですけれども、やはり一株から500個以上つくということで、生産高もずっとアップしているということで、大変重宝されているという品質で栽培を行っています。この新規就農者での支援で行っていますね、今現在。2年間の研修、就農も行いながら研修を行っているという状況でございました。本村でも施設整備というのはやはり財政面にもかかるもので、そういう施設で現在栽培されている野菜と併用して、ピーマンにはこだわらず、新しい品種などを導入していれば生産のほうももうちょっと潤ってくるのではないかと、また担い手にも魅力があるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ推進していただきたいと思っておりますけれども、その点についてはどうお考えか、お伺いしてよろしいでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 御質問はいわゆる教育施設的なハウスの建設だと思いますけれども、我々としてもできるだけ遊休地を生かして村が施設をつくって、そこで教育というのを他の市町村の事例等も見ながら、今後は検討していきたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

○2番 外間博則議員 ただいまのハウス事業に対しての新事業ですか、ちょっと財政的にも急いで事業を進めていくというわけにもいきませんし、他の市町村でいろいろと視察して応用しながら政策を進めていっていただきたいと思っています。

続いて3番、3番も①②③農業振興で技術者と担い手が主に担い手不足に関する意見でございますので、先ほど申しましたようにハウス施設のための農業の振興ではなく、中城村葉野菜も豊富に生産されていると思いますので、露地野菜でも結構生産を挙げられるのではないかと私も思います。その中で一番気候条件ですかね、どうしても7月、8月、9月という台風シーズンでもあります。その中で野菜耕作するというのは大変厳しい、難しい耕作状況であります。その中で安心して耕作が行える補助対策事業等を現在資材パイプなど防護ネット、そういうのも使用して暴風対策を行っていますが、1,000坪栽培するとパイプ資材の経費がかかると補助、ハウス施設みたいな大がかりな対策ではなく、アーチパイプなどそういう加工されたパイプで保護している農家の方々が大勢いらっしゃいますが、その補助に対して50%でもちょっと負担軽減ということで、この補助はできないかということでお伺いします。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

いわゆる農業資材等々の費用に対しての補助だと思えますけれども、現在、農薬とかあとは出荷箱等々については補助をしております。今、資材全てにおいての補助となるとそれなりの財政的な負担もございますので、この辺はまたJAともいろいろと協議して、もし検討できるのであれば検討をしたいと思っています。

○議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

○2番 外間博則議員 1番から3番まで農業者中心の質問ではございます。ただいまの施設に関してもやはりJAを通じて、この補助を行っていくとそういう連携をとって、ぜひやっていただきたいと。それに担い手不足の解消にもつながると思いますので、ぜひ早目に対策ができるよう政策を進めていただきたいと思えます。

それでは2番に移ります。中城村農業振興地域整備計画についてでございます。その計画について、この事業は昭和51年度、前回は質問して答弁いただきましたけれども、昭和60年度、現在が平成27年ですから、平成15年までの計画でなされています。12年たって、今度の計画を農振除外見直しを検討されていると思えますけれども、この進捗状況を今回から4次計画で調査を入れていくというお話で、きのうの新垣光栄議員の各部署の計画資料もございますので、これに通じて答弁をいただきたいと思えます。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

中城村の農業振興地域整備計画につきましては、先ほど議員からありましたように現在の計画が平成15年度で策定されており、今12年経過しております。それで今年度スケジュール的には今、その専門のコンサルタントに委託発注をしまして、これからまた今年度内には先ほどのスケジュールどおりですね、基礎調査を終えたいと、その後、いわゆる農振見直しの土地利用の検討をして、素案を作成して県との協議に県知事との協議になり同意を得て策定ということになります。基礎調査の中ではやはり当然地権者、農用地所有者、地権者へのアンケート調査または地域での説明会等も予定はしております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

○2番 外間博則議員 この施策についてでございますけれども、今年度で開始すると、調査を入れて、これから地権者の同意等と説明会等もこれから調査して行うというお話であります。このめどとして何年度までとか、その期限ですね、大まかな数字でよろしいですけれども、お考えがあれば答弁いただきたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 答えいたします。

今年度基礎調査と、できれば次年度、平成28年度にはその整備計画書の策定をしたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

○2番 外間博則議員 28年度から施策について執行するに当たり事業を進めていくということですので、早目の対策を行っていただきたい。先ほどの1、2、3に戻りますけれども、ただいま見直しについては伺いましたけれども、その事業を行うことによって、向こうの地域が緩和されて見直しされるということにより、次男、三男、そういう方々が村内に定住するという意味では担い手の不足も解消できるんじゃないかと私はそう思いますので、ぜひ早目の政策をやっていただきたいと思います。まとめになりますけれども、関連しまして、この技術者指導等々も行っていただきたいと。担い手も先ほど地域の地産地消、これについても関連していくと、担い手が見つからない状況では、新規就農者を含め、担い手がなければ農業も振興もつながりが持てないと思いますので、昨年9月までは農業委員会に在籍しておりまして、農業事情も大まかな事情は把握しているつもりであります。一緒になって、これは行政も一緒にぜひ進めていきたい振興だと思いますので、頑張りながら政策をやっていただきたいと思います。

以上です。一般質問を終わります。

○議長 與那覇朝輝 以上で外間博則議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦勞さまでした。

散 会（14時49分）

## 平成27年第9回中城村議会定例会（第7日目）

|                                |                 |                       |                                    |         |
|--------------------------------|-----------------|-----------------------|------------------------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 平成27年12月4日（金）   |                       |                                    |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                       |                                    |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 平成27年12月10日（午前10時00分） |                                    |         |
|                                | 散 会             | 平成27年12月10日（午後2時36分）  |                                    |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                   | 議 席 番 号                            | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 石 原 昌 雄               | 9 番                                | 新 垣 徳 正 |
|                                | 2 番             | 外 間 博 則               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子 |
|                                | 3 番             | 大 城 常 良               | 11 番                               | 新 垣 光 栄 |
|                                | 4 番             | 欠 員                   | 12 番                               | 新 垣 博 正 |
|                                | 5 番             | 仲 松 正 敏               | 13 番                               | 仲 座 勇   |
|                                | 6 番             | 新 垣 貞 則               | 14 番                               | 新 垣 善 功 |
|                                | 7 番             | 金 城 章                 | 15 番                               | 宮 城 重 夫 |
|                                | 8 番             | 伊 佐 則 勝               | 16 番                               | 與那覇 朝 輝 |
| 欠 席 議 員                        |                 |                       |                                    |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 10 番            | 安 里 ヨシ子               | 11 番                               | 新 垣 光 栄 |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 知 名 勉                 | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保   |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介               | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍   |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 正 豊               | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次 |
|                                | 教 育 長           | 呉 屋 之 雄               | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正   |
|                                | 総 務 課 長         | 新 垣 親 裕               | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之 |
|                                | 住 民 生 活 課 長     | 仲 村 盛 和               | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 武 宏 |
|                                | 会 計 管 理 者       | 比 嘉 義 人               | 教 育 総 務 課 長                        | 名 幸 孝   |
|                                | 税 務 課 長         | 稲 嶺 盛 昌               | 生 涯 学 習 課 長 兼<br>生 涯 学 習 係 長       | 新 垣 一 弘 |
|                                | 福 祉 課 長         | 仲 松 範 三               | 教 育 総 務 課<br>主 幹                   | 伊 波 正 明 |
|                                | 健 康 保 険 課 長     | 比 嘉 健 治               |                                    |         |

議 事 日 程 第 5 号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に新垣貞則議員の一般質問を許します。

○6番 新垣貞則議員 それでは通告書に基づいて一般質問を行います。

大枠1番です。①吉の浦火力発電所に地元(久場地区、泊地区)の職員、臨時職員は何名いますか。②地元(久場地区、泊地区)雇用創出を図るためには。

大枠2番です。中城村役場職員が生き生きと働きやすい職場環境を図るためには。①中城村定数条例は何名ですか。②職員で平成25年度、平成26年度、時間外労働1日8時間、1週間40時間以上超えた職員は何名いますか。サービス残業が1番多い人で何時間ですか。③社会教育主事は何名いますか。④36協定とは。

大枠3番です。魅力ある中城中学校を創るために。①いじめ、不登校になる原因は何ですか。その対策は。②子ども、若者育成推進法の目的は。③中城中学校を沖縄一すばらしい学校にするための方法は。④中城中学校及び中城村の高校生・大学生を2020年東京オリンピックに参加させる取り組みについて。以上、簡潔な答弁をお願いいたします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣貞則議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番につきましては、企業立地観光推進課のほうでお答えいたします。大枠2番につきましては総務課、大枠3番につきましては教育委員会のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは大枠2番の職員の働きやすい環境をどう図っていくかということで、せっかくでも新垣徳正議員の御質問にもお答えいた

しましたけれども、やはり職員あってと申しますか、私の政策も実現して行くためには、そして村民サービスの向上を図るためには、やはり職員がモチベーションを高くして、そして取り組んでいくというのが一番理想だと思っております。そのためにも御承知のとおり職員数ということで考えましたら絶対数が足りていないという状況が長年続いておりますので、徐々にではありますけれども、その改善を図りながらしっかりと村民サービスの向上に努めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

○教育長 呉屋之雄 おはようございます。新垣貞則議員の御質問大枠3の①②については主幹から、④については生涯学習課長から答えさせます。私は大枠3の③についてお答えします。中城中学校ではみずから考え進んで学ぶ生徒、豊かな情操を持ち思いやりのある生徒、心身を鍛えたくましく粘り強い生徒の育成を教育目標に設定しております。すばらしい学校にするためには日々の教育活動の充実に向け職員一丸となって自信を持って取り組み、進むべき方向や理念を共有することです。教育委員会としても、学校教育に即した支援を行い、また関係機関や地域の方々の協力を得ることで、よりよい中城中学校の実現を目指していきたく思っております。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 新垣貞則議員の御質問にお答えをしたいと思います。

吉の浦火力発電所に照会したところ、平成27年12月1日現在で、職員1人、臨時職員4人と報告を受けております。②についてですが、沖縄電力吉の浦火力発電所の運転稼働に伴い新たな発電所関連企業が立地し地元住民を雇用することで雇用の創出が生まれるものと思っております。また、沖縄電力火力発電所からの工事や維持管



理業務の地元優先発注や地元からの資材調達等を行うことで地元雇用の拡大により村の経済の発展と住民の生活向上につながっていくものと考えております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 それでは新垣貞則議員の大枠2についてお答えいたします。

まず①について、中城村の定数条例は138人になっております。それから大枠2、通常業務において、1週間で40時間を超えた職員は調査した結果、該当者はおりませんでした。その上、サービス残業についても該当者がございません。それから③について、社会教育主事については、資格者が1名でございます。それから36協定については、36協定は労働基準法36条に基づく時間外及び休日の労働時間について労使間で書面により締結する協定でございます。この内容につきましては、労働者は法定労働時間、1日8時間、1週40時間を超えて労働させる場合や、あるいは休日労働させる場合にはあらかじめ労働組合等々と使用者で書面による協定を締結しなければならないというふうに定められてございます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 伊波正明。

○教育総務課主幹 伊波正明 では質問大枠3番の①②についてお答えをします。

まずいじめを発生させる原因としては、さまざまな原因、複合的な原因もいろいろ考えられますが、まず遊び感覚やふざけ意識から出てくるからかいや悪口、また加害者側から見ると心理的ストレスの解消、集団内の異質な者への嫌悪感等が考えられます。不登校になったきっかけとして考えられることは、いじめや友人関係をめぐる問題、不安などの情緒的感情、無気力、家庭的環境の問題等が考えられますが、はっきりしないケースもあります。

いじめ対策についてお答えします。各学校に

おいては、まず日常の観察、そしてアンケート及び個人面談等で、その早期発見に努めているところです。発生時には組織的にその解決に向け対応しているところです。また、その未然防止に向けた授業や講話、人権教育等にも力を入れているところです。委員会としては6月と11月を「いじめ防止月間」として設定し早期発見、未然防止に向けた取り組みの充実を図るとともに教育相談員の配置等で各学校を支援しているところです。不登校対策としては、各学校においては欠席の多い児童生徒に対して電話や家庭訪問、教育相談等で登校に向けた取り組みをしているところです。また委員会としては、教育相談員及び心理相談員、中学校へは不登校対応の教育相談員等の配置等で各学校と連携し、その対策を支援しています。また教育相談室等では、一時的に登校復帰に向けた子供たちを預かっている取り組みも行っております。

次②についてお答えします。「子ども・若者育成推進法」は、教育、福祉、雇用等の関連分野における子ども・若者育成支援施策の総合的推進と、ニートや引きこもり等社会生活を円滑に営む上で困難を抱える若者への支援を行う地域ネットワークづくりの推進を主な目的としています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

○生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 大枠3④についてお答えいたします。

この文書の中で東京オリンピックについて参加する取り組みとありますけれども、参加ということは直接的な参加と間接的な参加と両方理解してよろしいとしています。まず直接的なものとしては、やはり本村からトップアスリート、それが要請できないかということだと思います。間接的なことになると、やはり全体でそれを盛り上げる東京オリンピックを盛り上げて、体制はどうするかということで理解しておりま

す。それに対しまして、本村では競技力向上の一環として本村育成団体を中心にトップアスリートの今回招聘等を行い、競技向上やオリンピックを目指す高い意欲や意識を育てる取り組みを検討したいと思います。来年2月に早速トップアスリートを招聘して講演会をしたいと思います。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 それでは順を追って詳細の説明をしたいと思います。

大枠1の①です。先ほど企業立地推進課長から答弁がありました。職員1人、臨時職員4名とあります。それで吉の浦火力発電所建設工事に伴う周辺地域協議会設立に関する覚書があります。③の内容を説明してください。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

沖縄電力は吉の浦火力発電所周辺地域の振興に資するため、地元企業の活用及び地元からの優先雇用に努めるものとするという文言がございます。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 覚書には、今答弁がありましたように、吉の浦火力発電所は地元から優先雇用に努めるとあります。前回、日本石油会社があったときには、久場から草刈り作業など清掃業務などをたくさんの人を採用していました。地元からたくさんの人を雇用することで生活にゆとりができ、地域の活性化につながるといいます。行政から吉の浦火力発電所に4名の臨時職員と1人職員がいますけどこういったことができるものは地元から採用をやってもらいたい。そうしたら地元の人たちの雇用を生んで、地域活動もできるといいますので、そういったところを行政からの呼びかけもよろしくお願ひします。

それでは次、大枠2番の中城村役場職員が生き生きと働きやすい職場環境を図るためについて質問をします。①です。先ほど総務課長から答弁がありました。中城村役場職員の定数条例は138名です。それで現在の正規職員数と非正規職員は何名ですか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

平成27年の10月末現在のデータでございますけれども、正規職員が111名、臨時職員、それから嘱託職員を合わせて115名になってございます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 まずは非正規職員の関係で質問します。非正規職員の賃金は現在6,400円です。6,400円になってから何年経過していますか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

平成21年4月からですので、6年経過してございます。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 非正規職員は約6年間賃金は6,400円そのままです。物価上昇などで生活が厳しい現状です。正規職員の最低賃金は自治労の資料からが、時給1,000円です。非正規職員の賃金も正規職員との均等の待遇を図る必要があると思います。非正規職員の生活を守るためにも賃金を値上げする考えはないでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（10時17分）

~~~~~

再 開（10時17分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

先ほどの6,400円というのは、一般職員でござ

ざいまして、保育所、それから幼稚園につきましては、平成27年度に改正してございます。7,200円に改正してございます。先ほどそういう賃金の改定はできないかということですけども、その面につきましては職務内容及び近隣市町村の動向も重視しながら適正な賃金設定になるよう検討したいというふうに思います。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 今、総務課長から答弁がありましたけれど、正規職員と非正規職員の差があるものですから、非正規職員のほうも物価の上昇で困っていると思いますので、格差がないようにできるだけ正規職員のほうに近づけてください。総務省は非正規職員の産休、育休などの各制度を整備しない自治体が多いとして、早急に対応を求めています。中城村も未整備の育休制度を取り入れる考えはないでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

非正規職員の産休については、産前産後の休暇制度はございます。育休制度については、これはまた先ほど申し上げました近隣市町村の動向あるいは適正な運営については検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 先ほど総務省は産休と育休をやりなさいということでありまして、正規職員との格差が出ていますので、産休や育休制度の整備をやって、そうしたら子育ての支援につながり、本村の人口増にもつながると思います。そういうことでぜひ取り入れてください。

それから正規職員のことについて質問します。正規職員の定数条例は138名です。その配分はどのようになっていますか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 それではお答えいたします。

まず村長の事務部局がこれは97名です。それ

から公営企業事務局部7名です。それから教育委員会事務局部局、これが12名、それから学校、その他教育機関は19名、それから農業委員会事務局が2名、選挙管理委員会事務局が1名、監査委員事務局部局が併任で3名というふうになっております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 次に未払い残業について質問します。未払い残業について伺います。

未払い残業が多い人の時間数は約何時間ですか。それから超勤手当が職員に全額支給されていませんか。なぜ全額支給されていないのか、その理由を説明してください。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

今、未払い残業手当ということですけども、これは先ほど申し上げました週に40時間超えた職員がいないということと合わせて、未払い残業はないということです。それから超勤手当が全額支払われていない理由については、これは我々財政との関係もございまして、前年予算編成指針というのをを出してございます。その中で基本給の2%を超勤手当に充てるということでございます。これは基本でございまして、各課によっては緊急的な1年間、年間行事の中で緊急的などどうしても残業をやらないといけないということについては、これはヒアリングで精査して、その分は上乘せをして支払いすることによって、今現在行っているところです。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 当局は超勤手当が大体8万円とか、9万円で打ち切っているんですよ。それでその超勤手当の不足分を代休に替えなさいというシステムですけども、それでは伺います。超勤勤務したら振り替え休日で休みなさいとありますが、職員は十分に休みがとれていますか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

超勤等については、その課の任命権者である課長の許可が必要です。その上に成り立って、その超勤した場合は、もちろん賃金で支払う場合と、それから今言うその2%を超えた場合は代休をとるようにという指示がございます。その代休も何週間以内とってくださいという指示がございますので、代休がとれていないという報告はございません。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 今の答弁は少しおかしいと思うんですけども、職員の皆さんは休みたくても休めない。代休をとりたくてもとれない。仕事に追われて、累積の超勤勤務手当がふえている状況なんですよ。それで休みたくても休めないで、ずっと代休がたまっている職員はいるんじゃないですか。

○議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

○副村長 比嘉正豊 ではお答えさせていただきます。

まずは今の議論の部分について、超勤にしろ、振り替え休暇にしろ、全て規則に基づいて行われているわけでございます。この規則によれば、先ほど総務課長からありましたように振り替え日を設定して、それを行使するという形になっています。たまたまその職員が業務上の期限内にとれなかった場合は、それは担当課長は調整しているはずですよ。そういう意味から、それがたまっていくという部分は私は考えられないと思います。たまっていくのであれば、これは隠し休暇になっている可能性がございますので、そういう意味の運営は現在やっておりません。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 職員の皆さんは、累積の超勤や代休がたまっているんですよ。そういう現実です。それで代休をやっても休めないで

職員はずっと休めない状況が現実なんですよ。これは平成25年度、平成26年度の実績で。そういったのを御理解してください。

それでは次ですね。職員の健康問題について質問します。職員で長期休暇で休んでいる人は何名いますか。それで最近、元気がなく休みがちな職員はいますか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 今、長期療養に入っている方は1名です。それからそういう健康を害しているという報告は、まだ受けておりません。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 長時間労働によるストレスが原因で、くも膜下出血や心筋梗塞などを発症して死亡する、過労死ですね。それから精神疾患で自殺する場合の過労自殺などがあります。過労死や過労自殺等を防ぐために過労死防止法が施行されました。職員の健康を守るためにどういった取り組みをしていますか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 今の件でお答えいたします。

本村は平成25年度のほうから毎月第1水曜日を健康面談ということで産業医による面談を行っています。その中で職員の健康についての相談をして対応してございます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 去年も過労死防止法の一般質問で質問しました。ハートライフ病院の先生を活用して、いろいろやっているみたいで、長期間休んでいる人もいますので、連携をとりながらこういった休んでいる方々の対策等にも努めてください。それでは2014年に改正労働安全衛生法によるストレスチェック制度が義務化され、2015年12月1日から施行となります。ストレスチェック制度とはどういった制度ですか。本村は実施していますか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えします。

委員が今おっしゃるとおり本年度の12月1日から施行されてございますけれども、制度の概要については労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気づきを促すとともに職場改善につなげ、働きやすい職場環境づくりを進めることによって労働者がメンタルヘルスを不調となることを未然に防止することを主な目的としてございます。それから現在、本村では規則、調査項目等の組み込まれた規則を今作成中でございます。先ほど申しました産業医等のストレスチェック実施機関の調整等により、28年度の4月から8月をめどに予定してございます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 次③の社会教育主事についてお伺いします。

社会教育法の第9条の2ですね、社会教育主事及び社会教育主事補の設置について、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に社会教育主事を置くとありますが、現在、社会教育担当者は社会教育主事の資格を有していますか。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

○生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

おっしゃるとおり教育委員会内に必ず社会教育主事を置くという規定があり、現在、職員の人事異動で社会教育主事が少ないということはやはり否めません。現在の担当は、社会教育主事を取得していません。今後、早目に拡充を行い、第二、第三の主事をしっかり養成したいと思います。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 社会教育主事の資格は前までは九州で資格を取らないといけませんでしたが。今は那覇市で約2カ月間の研修を受講す

れば資格が取れます。なぜ受講させないんですか。その理由を説明してください。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

○生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

今議員がおっしゃるとおり社会教育主事というのは、講習を受ければお互い地方公務員の関係のある程度の経験、年数を経ち、そして講習を受ければ資格を取れます。1カ月半か2カ月ほどですけれども、資格の講習で取得できます。現在、先ほどもお話ししたように教育委員会の中では社会教育担当が現在1人で対応している状況であります。その中で2カ月もやはりそこをあけるといことは、土日の行事に対して支障が出ると思っています。人材を育成する前にやはり教育主事を整えていきたいと思っています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 生涯学習課長から答弁がありましたように、私もそう思います。指導者が資格を持っていないのに、人材を育てきれないと思うんですね。それでは教育長にお伺いします。社会教育係は土曜、日曜授業があり、平日の夜は教室などがあり休みたくても休めないのが現状だと思います。そのせいで社会教育主事の資格が取れないのが現状だと思います。そして生涯学習課長が現在、生涯学習係長も兼務しております。大変な事務量だと思います。その対策として、村当局と交渉して職員の増員は要求できないんですか。

○議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

○教育長 呉屋之雄 お答えします。

先ほど課長からもありましたけれども、社会教育主事の配置は必要だと考えております。それと村当局と協議していきたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 教育長よろしくお願ひします。やはり社会教育というのは、少し他の市町村よりおこなわれている現実だと思います。それで社会教育主事の資格を持つことにより社会教育の充実につながると思ひます。それで今取れない理由は残業とか、いろいろやっぺ職員が足りない現状なんですよ。一人で頑張っていますので、そこをカバーするためにはどうしても教育は大切だと思ひています。そういうことで足りないところは、ぜひ要求してください。

次36協定について、総務課長から答弁がありました。労働基準法第32条ですね、1週間40時間を超えて労働をさせてはならない。1日8時間を超えて労働はさせてはならない。時間外労働をする際に義務づけられた労働組合と36協定を締結しなさいとあります。時間外労働の縮減を図るためにも労働組合と36協定を締結する考へはないでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

今のところ組合のほうからは、要望とかそういうのはございませんけれども、今後協議していきたく思ひます。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 残業の多さや休日がとれない課は、職員をふやして職員の負担を軽くすることによって、地域社会に奉仕できると思ひます。時間外労働がふえ、健康害につながり過労死や過労自殺になったら、その人の一生を奪い、取り返しのつかないこととなります。職員の定数条例は138名で、現在の職員は111名です。26名少ないです。時間外労働の縮減を図り、職員の健康を守る意味からも職員定数条例どおり職員を配置する考へはないですか。

○議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

○副村長 比嘉正豊 お答えいたします。

先ほど村長からも答弁がありましたように、現在の職員数が減らされたのは、これは国の方

針なんですよ。基本的に集中改革プランというもので7%減というのを基本的に押しつけられた時期があるわけなんですよ。その時点から含めまして、今の人員体制はつきり言っぺ一、二名は増員しています。そういう意味で先ほど村長からありましたように、今後この村民サービスの低下につながらないように、その部署、その部署については十分検討し、増員をしていっぺ村民サービスの低下につながらないように、今後検討してまいりますので、その辺はよろしくお願ひします。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 条例とは村の法律だと思ひますよね。国でも法律があります。それで今定数は138名ですので、やはり条例というのは村のルールです。それを守ってください。それで予算との関係等があります。急に26名全部すぐにはできませんので、先ほど村長から答弁がありました。年次的に職員の採用をやっぺください。それから先ほども言っぺいますけれども、残業が多くなっぺ、もし健康を害してうつ病になっぺたり、それから時間外労働が多くて脳梗塞や心筋梗塞で倒れたら、この人の一生を棒に振ると思ひます。時間外労働が多い課は職員を配置して残業を少なくしてください。職員が生き生きと働きやすい環境をつくることの中城村のすばらしい未来を築くこととなります。課題に上げた非正規職員の賃金や育成制度の整備をする。②超勤手当の未払いをなくす。③残業を少なくして職員の健康保持を図るためにストレスチェック制度を充実させる。④職員の定数を確保する。村当局は職員と寄り添っぺよい職場をつくるために労使間で対応、対話してよりよい職場環境に努めてください。

次ですよ、大枠3番にいきます。①ですよ。いじめ、不登校になる原因と、その対策と。②子供、若者育成推進法は関連しますですよ、一括で質問します。いじめ、不登校になる生徒は問題

傾向の生徒たちからいじめられ不登校になるおそれがあります。それでは現在、中城中学校ではいじめの件数と不登校の生徒は何名いますか。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 伊波正明。

○教育総務課主幹 伊波正明 質問にお答えします。

本年度中学校で1件報告されております。以上です。済みません、追加します。不登校は10月現在8名おります。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 不登校の原因の一つとして、最近学校では県教育委員の強力な行政指導により全国学力対策に向けて、県の学力テスト、村の学力テスト、全国の学力テスト、期末テスト、中間テスト、学校がテスト、テストになっています。その結果、学校の授業についていけず、学校が楽しくない生徒がふえています。学校が楽しくないとどういう生徒たちがふえますか。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 伊波正明。

○教育総務課主幹 伊波正明 ただいまの質問にお答えします。

いろいろなテスト、全国学力テストもろもろの影響でという話をなさっていましたが、一概にそういう不登校につながる原因として、そういったのが直接的な原因となっているということは一概には言えないのかなと思っています。学力向上はやはり子供たちの基礎学力を伝え、それを私たちは基礎的な学力を全員の子供たちにつけようといろいろと努力しているところです。それによって、子供たちは自信をつけ、学校でも将来的に社会でも自立できる子供たち、そのために、基礎的な学力をつけようと補習等いろいろ頑張っているところであります。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 本来学校とは先生方と生徒たちが楽しい場所なのに教師は教材研究が奪われて、学校現場の先生方からの声です。先生方も精神的疾患の病気になる、不登校がふえています。それで生徒たちも全国的に不登校がふえています。村教育委員会としては、それで先生方も生徒たちも不登校がふえている現状だと思います。それをどういうふうにご対策を考えていますか。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 伊波正明。

○教育総務課主幹 伊波正明 ではお答えします。

学校として、先ほど全国学力テスト云々という話話をなさっていましたが、もちろんこういった基礎学力をつけるために子供たちの力をつけるために先生方は頑張っているところではあります。ただそれだけではありません。各学校においては、この豊かな心を育てるためのそういった取り組みも十分行っているところです。それから体育的行事等も含めて、各学校はそれぞれ子供たちが全人格的に成長できるように学校教育も目標を定めて取り組んでいるところがあります。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 学力向上対策がエスカレートして、子供も教職員も競争に駆り立てられ、多忙化している学校ですよ。それでいじめ、不登校が進行し、教職員の先生方が悲鳴と心を痛めています。それではお聞きします。平成14年度の沖縄県内の不登校は何名ですか。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 伊波正明。

○教育総務課主幹 伊波正明 お答えします。

済みません、今資料をお持ちしていませんので、この件についてはちょっと答えられません。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 現在の沖縄県の不登校の中学生が1,617名です。過去最高ですね。これは沖縄県だけではないんですよ。全国的にもいじめ、不登校がふえている現実です。教育委員会も把握しててください。

それでは次いきます。学校ではいじめ、不登校対策として教育相談員が配置されていると思います。週何回ありますか。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 伊波正明。

○教育総務課主幹 伊波正明 本村は教育相談員が3名、心理相談員が1名ということで配置をしているところですが、中学校へは1人の指導員が教育相談室という、1週間まずこの人は1回行っております。不登校支援として、1人の相談員が週5日行っております。心理相談員も週1日、各学校回ってきますので、中学校に週1日行っております。もう一人の相談員は教育相談室等で中城の子供たちの対応をしているところです。それがいない場合は、また学校のほうで対応しております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 それでは次にいじめ対策について質問します。岩手県では中学生がいじめを苦に自殺をしました。中城中学校にも起こり得る事件だと思います。国はいじめ対策として、平成25年にいじめ防止対策推進法を施行しました。第13条です。いじめ対策として学校は学校いじめ防止基本方針と地方いじめ防止基本方針を定めなさいとありますが、定めていますか。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 伊波正明。

○教育総務課主幹 伊波正明 お答えします。

各学校においていじめ基本方針は定められております。これに基づいて各学校で定めているところです。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 それでは子供、若者育成支援推進法について質問します。いじめ、不登校の生徒たちの放課後の居場所がない。子供、若者居場所を整備する必要があります。子供、若者が気軽に相談できる場を確保し、その抱える問題を適切に把握することは重要です。法律第13条では地方公共団体は、子供、若者総合センターを単独または共同して設置するとあります。現在、子供、若者総合センターを設置していますか。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

○生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

現在、まだ設置はしておりません。議員おっしゃるとおり、この法律にはこれまで学校教育の中で、できない分野を行政がいわゆる学校教育もしかり、そして児童福祉のほうからの観点、そして学校教育だけではなくて中学を卒業した子供たち、そして高校を卒業した子供たち、高校にも入れない子供たち、そういう子供たちを就職あっせんまで、雇用も全体的な大きなバックアップという感じですね。そういう協議会を設置してくださいということで、国からは示されております。現在、この法律に関してあくまで推進法でありますけれども、いずれこれはやはり村独自に現在ある村民会議を中心に、それはやはり要求されていると思います。これまで個人の児童、生徒、青少年に関しては各家庭でしっかりできていた分野がこのような社会情勢が悪化する中で、この子供たちをどう広げるか、やはり行政もしっかり広げてもらって、やはり十分に設置しないといけないと思います。ちなみに現在、沖縄県ではほとんどまだ設置はされていない状況ではあります。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 吉の浦会館の教育相談室があり、そこを仮称吉の浦青少年センターと



位置づけて、そこで不登校対策も可能だと思います。それで横浜市教育委員会は不登校ゼロの学校を目指して、そういった教育センターを活用して、ハートフレンド、家庭訪問事業として不登校で家庭にひきこもりがちな児童生徒に対して、心理の専門家の大学生、それから大学院生を派遣して、不登校の解消を図っています。本村も琉球大学があります。その教育学部と連携して取り組む考えはないでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 伊波正明。

○教育総務課主幹 伊波正明 お答えします。

現在、教育相談室でこういったどうしても学校に行けない子供たちの対応を一時的な対応しているところです。登校時に向けて、それをさらに今深めるために、琉球大学と私たちの連携をちょっと結んでいる部分もありますので、その辺で情報交換等をしていきたいと思っております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 いじめ、不登校ですね、問題傾向の対応には、先ほど伊波主幹からありました。その背景に多様な要素があります。教員だけで対応することは非常に難しいです。他職種のチームによる早期のアプローチが重要であります。不登校ゼロを目指して、琉球大学との連携。それから仮称吉の浦センターなどを活用して、そういった対策を進めてください。

次③です。中城中学校、沖縄一すばらしい学校にするために質問します。最近、中城中学校では毎朝、校門前で校長先生を先頭に生徒指導の先生、ほかの先生方を部活動をやっている生徒たちが交代交代であいさつ運動をやっています。中城中学校が魅力ある学校づくりを図るために、あいさつを沖縄一を目指して取り組む考えはないでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

○教育長 呉屋之雄 お答えします。

生徒一人一人が良い学校をつくるんだという自覚して教育活動に励み、生徒同士が学び合うことによって、学習の理解が深まり信頼関係が生まれる。結果として、一人も見捨てない学校、つまり良い学校になると思います。その手始めとしてあいさつ運動は大変有効だと考えております。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 平成11年度中城中学校は、校長室に優勝旗12本ありました。野球部が沖縄一になり、それで全国3位になりました。多和田真三郎さんの兄貴、多和田真大郎さんですかね、彼たちが全国3位になり、役場も地域も非常に盛り上がっていました。それで陸上部も県大会、中頭大会も優勝旗6本を勝ち取り、そのほかにも中頭ブロックの少年主張大会最優秀賞、それから中頭地区英語コンテストにスポーツ面や文化面でもたくさんの生徒たちが活躍し、問題傾向、いじめ、不登校の生徒たちも少なく、活気に満ちあふれた沖縄一すばらしい学校とされていまして。こんな感じで中城中学校が沖縄一とかになったらスポーツ面がよくなったら、文化面もよくなります。それで教育長のほうに中城中学校が沖縄一すばらしい学校にするためにはどうしても先生方の力が必要なんですよね。先生の指導で子供たちは変わります。そういうことで、12月、教職員の人事異動の時期なんです。沖縄一の先生方を中城中学校に配置したら、すばらしい学校になると思うんですよ。それで教育長の人事に関しての熱い思いを聞きたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

○教育長 呉屋之雄 御提案ありがとうございます。人事については、学校長の意志を受けて教育長が直接、中頭教育事務所長に要請していきますけれども、需給関係がありますので、必ずしもこちらが思っているとおりの人事配置と

は限らないと。もちろん要求はしていきます。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 教育長には中城の未来がかかっていますので、すばらしい先生方をぜひ配置してください。

最後に、④ですけれども、中城中学校及び中城村の高校生・大学生を東京オリンピックに参加させるためについて質問します。中城中学校3年生が島袋 滴君が棒高跳びで九州中学校陸上大会で3位になりました。大学生では空手の世界大会に與那覇綾子さんが参加しました。中城村にはすばらしい中学生、高校生もたくさんいます。高校生も西原高校の稲嶺明莉さん、女子バスケットボール部ですけれども、キャプテンですけれどもバスケットを沖縄一に導いた。それからコザ高校の駅伝部ですけれども、1区は兼次祐希君、2区は高江洲 葵君が出場しまして、高校駅伝沖縄一を勝ち取っています。そんな感じで、この子供たちをどうにかして私は伸ばしたいなと思っているんですよ。それで2020年東京オリンピックがあります。どうしてもこの子供たちを導きたいと思いますので、行政として何か取り組めないですか。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

○生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

議員と思いは一緒です。本村にも今おっしゃったようにすばらしい選手がいっぱいいます。今回ですね、今議員の質問がありますように2020年のオリンピック大会、いわゆる本村出身者が選手出場する、活躍することは選手のみならず村民に対しての誇り、元気、勇気、地域の一体感など効果は多大なものと思っております。せんだって本村から、初めてプロ野球選手が輩出されたことに、村民皆が誇りを持ち支援していることはすばらしい一例だと私は思っています。本村ではいわゆるオリンピック開催

を機会に選手の発掘、育成強化等に取り組み、本村のスポーツを通じて、健康づくりもあるし、生きがいを再認識する契機として、本村の若者から日本代表強化選手指定が輩出してほしいものであります。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 ただいまの生涯学習課長からありましたように多和田真三郎さんが中城村初のプロ野球選手になり、東京オリンピックの参加も夢ではなくなりました。村長は、子供たちに夢を与える政策を考えています。ぜひ中城村から初のオリンピック選手を育成していきましょう。そのための方法として、三重県では全国や世界を舞台に大規模な大会において、活躍が期待される中学生、高校生を初めとするジュニア選手を指定して、トップアスリート応援基金を設立して、選手強化に努めています。中城村も與那覇綾子さんが11月15日、第10回中城村体育協会空手演武会がありました。将来の夢は東京オリンピックに出場することだと言っていました。私はこの言葉を聞いたときに、ぜひ中城村から初のオリンピック選手をぜひ出そうと思っています。それで村長は、子供たちに夢を与える人だと思っています。夢のあることをたくさんやっています。すばらしいことだなと思っています。中城村からぜひ初のオリンピック選手を育てていきたいと思っています。夢は夢で終わるのではなく、夢を現実にするために今できることをトップアスリート応援基金を設立する考えはないでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

答弁を準備していなかったものですから、突飛な御質問で、どうお答えしていいか非常に厳しいんですが、思いは伝わりましたし、もちろん私の思いも同じでございますので、何らかの形で行政で支援ができないか、これは恐らくもうオリンピックとなると国策、あるいは県策、

もちろん我々地域の策でもあるとは思いますが、けれども、そういうものが一つになって強化選手などを指定してやっていけるものだと思っております。御承知のとおり、中城村は非常にスポーツに関して期待のできる地域だと、これは手前みそではなくて、本当にそう思っておりますので、何らかの機会でいろいろなことが講じることができれば、非常にうれしいなと思っておりますので、議員と一緒に頑張っていきたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 子供、若者はかけがえない今を大切に生きています。またそれは同時に中城村、そして世界の未来を担う、将来の大人であります。今を生き生きと幸せに生きるとともに未来の事柄に挑戦し、試行錯誤を経て新しい能力を身につけ、自信を持って社会に羽ばたきます。中学校の時期は未来への準備期間なのです。中城村の未来をすばらしくつくる子供たちに必要な費用をつけ、子供、若者、自身の幸せのためではなく、未来への投資です。社会の投資と位置づけて政策を進めてください。中城中学校の出身の高校生、大学生がオリンピックに出場することは魅力ある中城中学校になると思います。夢は夢で終わるのではなく、生徒たちに夢を与えるために中城村から初のオリンピック選手を育てていきましょう。これをもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長 與那覇朝輝 以上で新垣貞則議員の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休 憩（11時10分）

~~~~~

再 開（11時20分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて仲松正敏議員の一般質問を許します。

○5番 仲松正敏議員 5番 仲松正敏、議長より一般質問のお許しが出たので、質問させて

いただきます。

質問の前に、護佐丸歴史図書館の姿が鮮明に見えてきました。村民にとってすばらしい生涯学習文化施設になるものと大変期待しているところでもあります。それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

大枠1番、生涯学習と文化行政について。①生涯学習について。②本村の生涯学習の取り組みについて。③各種文化団体の活動支援と育成についてということで、以上簡潔明快な答弁をよろしくお願いします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは仲松正敏議員の御質問にお答えいたします。

生涯学習と文化行政についてということで、教育委員会のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでも所見と申しますが、生涯学習あるいは文化行政という、これは各種団体にかかわってくるものでございますので、当然、今後も生涯学習も含め、各種団体あるいは育成も含めて、村としては積極的にこれは携わっていくものだと考えております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

○教育長 呉屋之雄 仲松正敏議員の大枠1の二、三については生涯学習課長からお答えさせます。私は①についてお答えします。

生涯学習とは「村民一人ひとりが自己を磨き、豊かな人生をおくることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習する」ことであります。昨今の社会情勢の変化に伴い、生涯学習が重視されており、それに応えるために、これまで以上の活性化が望まれております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

○生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 仲松議員の質問にお答えいたします。

②③です。まず②ですけれども、学習の取り組みですね、本村では、学習活動、スポーツ活動、芸術文化活動などの地域社会参加に通じる学習、生涯学習の推進または本村文化財の発掘調査、そしてまた城跡保存整備、さらに施設の整備を行っているところであります。

③について、活動支援の育成についてでありますけれども、これは文化団体について、文化協会、組踊実行委員会、中城ジュニアオーケストラ等がありますが、いずれの団体も村からの補助金を受ける中で、教育委員会としても活動内容に関しても支援、育成を行っております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 それでは順を追って再質問したいと思います。

①の生涯学習については、生涯学習ということで教育長より先ほど答弁いただきました。私もこの生涯学習等ということで、生涯学習について、私も考えたところ人間が生涯に行うあらゆる学習、学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、ボランティア活動、趣味など、さまざまな場や機会において行う活動、そういったのが生涯学習社会を形成しようという考え方になると思われま。

次②のほうに移ります。本村の生涯学習の取り組み事業について、課長よろしくお願ひします。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

○生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

再質問ということで、具体的に説明させていただきます。本村の生涯学習の取り組みですけれども、現在、これはやはり施策の基本方針ですか、生涯学習とはどのようなものなのかということで、それにのっかって今現在やっている状況であります。まず1として生涯学習課の人

材育成の強化ですね、まずはそれはぜひ社会教育団体をその中で指導育成するということですね。

2番目に、生涯学習体制の支援、学習ニーズの増大や多様化する学習機会の支援、そして社会施設の整備。

3番目に、生涯学習スポーツの推進支援、スポーツを通じて村民の健康づくり、生きがい支援。

4番目に、社会教育施設の整備ですね。

5番目に、現在、文化財の発掘、城跡の保存整備を行っているところであります。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 先ほど取り組み事業として答弁の中で文化財の発掘や中城城跡の保存管理、地域文化の調査等という授業を展開されていると。それではお聞きしますけれども、文化財の発掘や地域文化の調査事業の成果はどのような状況か。例えば発掘された陶器はどのように保存管理されているか。また地域文化を調査した資料は冊子としてでき上がって、ちゃんとされているかどうか、その辺お聞きします。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

○生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

現在、地域文化調査等発掘に対して多数の品が出ております。それに関してその事業の成果調査としましては、発掘調査自体は平成7年度より開始しており、毎年予定箇所は調査してまいりました。これまでに北の郭でウフガーでは当時の大規模な排水施設、暗渠が確認されたり、城壁基礎の構造が判明してきています。またグスクの年代においても、当初は14世紀後半とされていたのですが、出土遺物の年代から遅くとも14世紀前半、早ければ13世紀後半ではないかなと推測されております。

続きまして、出土物の保存管理についてです

けれども、出土した遺物は現場から持ち帰り、洗浄の上、当然調査年度、調査場所、日付ごとをきれいに保管し、ビニール袋に入れて保管し、管理しております。数年に一度ですけれども、陶磁器の専門家、いわゆる当時の人が食した遺物がどのようなものか、それを専門家で鑑定していただいております。成果は冊子で出ているかということですが、教育委員会としては3年、5年ごとに調査をまとめて発掘調査報告書として現在まで6冊を発刊してまいりました。以上です。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 これまで発掘された陶器や地域文化の資料、当然、護佐丸歴史資料館に展示され、村民にも見ていただけたと思いますが、その点はどうか。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

○生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

資料については全て展示いたします。しかし、出土物については、先ほどもお話ししたように多くの出土物が出ていますので、重要なものからスペース的な要素を考えて展示したいと思っています。主に重要と言いますと、やはり外国から入ってきた陶磁器とか、武器、武具を中心に展示したいと思っています。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 答弁した事業は発掘されたいろいろな陶器やそういったのは本村の歴史を知る上で大切なことだと思いますので、これからも継続してやっていただきたいと思います。私は生涯学習社会の形成に必要な事項とは、生涯学習の基盤の整備を行うことにあると思います。それは3点ほど考えられるわけで、第1社会経済の変化に対応するために人々は新しい知識や技術の習得に追われていて、そのためには生涯学習の基盤の整備をすることにある。そ

のことで社会、経済の発展にもつながる。第2には自由時間の増大と社会への成熟化に伴い、心の豊かさや生きがいのための生涯学習需要が増大しているため、生涯学習の基盤の整備をすることにある。そのことから地域社会の活性化、高齢者の社会参加、青少年の健全育成にもつながると。第3に生涯学習の基盤の整備をすることで、さまざまな学習の成果が適切に評価される。社会を築くこと、学んだことが力となって、生きていく上で軸になっていく。これは発表の場の機会を与えるということですね。生涯学習の基盤の整備という言葉が強調されてきたけど、生涯学習の基盤の整備のための政策としてどのようなことをなされているか、お伺いします。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

○生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

先ほどからやはり生涯学習の定義については難しいものがあります。先ほども生涯学習課の取り組みということがありました。その中でも私は大きな政策の基盤を説明したと思います。やはり重複しますが、取り組みの中でその中の答弁でよろしいでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 これからの生涯学習は個人の意見や個人的な環境に委ねるのではなく社会システムとして整備し、制度的に実施していく必要があると考えますが、教育委員会の推進体制はどうあるべきと思いますか、教育長お願いします。

○議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

○教育長 呉屋之雄 お答えします。

議員がおっしゃるとおりでありますけれども、情報化の発展、高齢者社会による自由時間の増大、あるいは所得水準の向上など社会の成熟化に伴い、人々の志向が物の豊かさから心を満たされ、生きがいを重視する方向へと変化してお

ります。このような社会情勢に的確に対応し、村民一人一人が心豊かで充実した人生を送るため、本村はさらなる生涯学習の基盤体制の強化を推進してまいりたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 今後とも本村の村民のために生涯学習の幾分の整備、ソフト面、ハード面ともに推進していただきたいと思っております。

それでは次に、私も文化系団体の一員でありますので、本村の文化行政について触れてみたいと思っております。教育委員会事務局組織規則における生涯学習系、文科系の業務の中からまず1点目、生涯学習の企画、立案及び推進に関すること。2点目、芸術文化の振興に関すること。3点目、文化関係団体の指導、育成に関することの3点ほど挙げてみました。村文化協会の活動について、毎年その会において、活動報告と事業計画が承認され、各部会において、事業を進めております。主な事業としては、老人ホームや介護施設、精神障がい施設等への慰問公演や書道の展示、作品展の開催、協力事業としては文化まつり、護佐丸まつり、慰霊祭、産業まつり、海外移住者子弟研修生の三味線、琉球舞踊、うちな一ぐち、箏曲の指導、また、ていーだを見る集いへの参加と少ない予算の中で取り組んでおられると。会員の皆さんからは、なお一層の充実した活動の要望があります。できるのであれば舞台部門と展示部門の自主開催まで行うことができたらと望んでおられるわけですが、そこまで行くには、やはり行政の後押しが必要だと思われれます。ちなみにお隣の北中城村の文化協会と本村の文化協会との交流する機会がありましたので、現状を少し述べてみたいと思っております。協会設立は北中城村1994年、ことしで21年目です。中城村が1990年、24年目。部会数は北中城村20部会、中城村14部会、一時は20部近い部会がありましたけれども、減っております。会員数は北中城村305人、中城村245人、

会員数も一時は400名近い会員がいたんですけども、大分減少しております。

次、予算面ですけれども、北中城村336万1,000円、中城村91万2,000円、村補助金として北中城村258万4,000円、中城村61万6,000円、実施事業としては北中城村が総合文化祭展示部門舞台部門の実施、中城村においては以前は自主事業もやっておりましたけれども、現在は未実施の状態であります。事務局体制が北中城村書記、会計、月曜日から金曜日午後1時から5時まで。中城村においては、毎週水曜日1日だけ、午前9時から12時の3時間。協力事業としては北中城村は敬老会北中城まつり、若太陽を見る集い、本村に関しては先ほど述べたとおりであります。それでなぜ本村と北中城村ではこれだけ予算に大きな差があるのか、その辺お伺いします。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

○生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

予算面のことですので、即補助金との影響があると思っております。先ほどから村長も話しているように補助金というのは限りのある財源の中で各団体にも支給はありますので、それは御理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。現在、文化協会の予算に関しては、協会事業の運営のことですので、配分とかその辺に関しては、私は答弁を差し控えさせていただきます。両村の補助金比較ですが、今議員おっしゃるように北中城村補助金ベースですよ。北中城村が250万円、本村は61万円ということで、今そういう質問がされています。実際、しかし中城村においては、文化協会ではなくて文化協会行政関連の予算が結構あります。それは予算書の中で毎年出てくるわけではありませんけれども、それを3年トータルで合計しますと、大体中城村の文化協会、今私の考えからしますと今現在毎年61万円

ほどあります。それと関連しまして、組踊も52万円支出しています。さらに文化まつりというのは、3年に一遍300万円を予算化しています。そうすると単純に考えると3年に一遍ですから毎年100万円ですか、現在行政側が主でやっている状況でありますから、やはり文化協会の皆さんも100万円という形で出していますので、計210万円ほど出ていると私は認識しています。ですから今回、これまで村が実行委員会主体でやっていますが、今後、文化協会の皆様には日ごろの活動発表の場として、独自発表ともあれば、ぜひ村当局も協力して活動を活発化していきたいと思います。以上です。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 今、課長がおっしゃるのは恐らく自主事業ということだと思いますけれども、予算に関しては説明を受けて、大体わかりますけれども、自主事業に関しては、やはり事務局体制が私は結構重要だと思うんです。後で事務局体制のこともちょっと述べてみたいですが、私は部会の数、今の予算に関して、部会の数、会員数の自主事業とまだちょっと理解しがたいんですけれども、北中城村は長年にわたり、生涯学習に関する村主催の民間講座やソフトの講座が終了した後は、文化協会に引き継ぎ、部会に編入することにより継続して学べる環境をつくってきたものであり、生涯学習の基盤の整備がなされたものと理解されます。また、北中城村は文化協会の設立は他市町村よりおくれたが、そこまで行くにはやはり行政の十分な理解のもとに活発な事業ができるものと思われま。また他市町村は、特に南部地区においては、補助金は少なくとも中城村並みの市町村もあります。ですが、やはり事務局体制は文化行政の主管課においており、南部地区においては活発な活動が多く見られるわけ。それで本村の文化協会の事務局体制を強化するためにはということをお聞きしますけれども、文

化協会の事務局長は、今生涯学習課長が兼任されていることですね、課長が。事務局長を通して。文化事業や各種事業を担当されているのは生涯学習課の職員が本来の業務をこなしながらなされていると、大きな文化事業に関して、それからするとやはり文化事業や生涯学習講座を企画し、実施するのは中城村の今の事務局体制では厳しいと思います。それで生涯学習講座を企画し、実施するに当たり、事務局体制をまだまだ強化する必要があると思いますので、選任の臨時職員は置けないかお聞きします。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

○生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

先ほどから人員関連の質問が出ています。臨時職員で対応できるのは、対応し、現在の講座に関して、社会教育指導員も同様に一緒になり、今後この講座というのは大事なものですので、臨時職員等社会指導員も利用しながらしっかり対応していきたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 予算面で厳しいのはわかりますが、私は臨時職員の中城村、先ほども話しましたが、週1回の3時間では他市町村に比べると大分少ない。それも文化協会への会員の方としてやっているわけで、週3回程程度の臨時職員を置いても給料としてもそんなに大きな予算が必要だとは思わない。むしろ私は各種文化事業や学習講座を企画し、実施できる専門的な臨時職員を常駐させ、事業を中心にさせることが村民に対して、生涯学習の寄与になると思います。その辺、村長の考えはどうですか。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

人員配置の御質問だと思いますが、これは社会教育だけではなくて、いろいろな分野で人的

マンパワーで必要性があるというのは認識はしているつもりでございます。議員おっしゃるとおり財政的な部分がありますけれども、しかし人口もこれだけふえてきた本村におきましては、ある程度、人員もふやしながらそういう皆様方の御要望にお応えできる限り、お応えできるような陣容は整えるべきだろうとは思っておりますので、今後、徐々にその辺の人的配置も考えながら財政とも相談しながらやっていけたらなと思います。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 財政的に大変厳しいというのはよくわかりますけれども、村長頑張ってください。生涯学習の事業について、もう一つお聞きしますけれども、本村の文化振興のためにもやはり事務局体制がしっかりと整えば生涯学習の事業が企画され、推進されていくと思われれます。それで今現在、学習講座の事業をなされているか、課長答弁をお願いします。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

○生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

今年度はフラダンス教室、そして文化財案内人講座、案内人養成講座ですね、そしてうちな一ぐち講座の授業を行っております。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 うちな一ぐち講座というのは、まだスタートされていないですよ、計画の段階で、実施の方向に向かっていると。実施はこの生涯学習講座、十五、六年前に生涯学習課の事業として、三味線教室の講座がありまして、私が指導してまいりました。週1回2時間程度、吉の浦会館の公会議室を使って、24名の受講生がいて、後にサークルに移り13年間続きました。年配の方々も多く、皆さん昼間を仕事して、好きで楽しいから疲れているにもかかわらず夜8時には吉の浦会館に足を運ん

できました。高齢者にとって中城村は住みたい村、住み続けたい村と思えるような行政のほうでいろいろな学習講座を実施してほしいと思います。文化協会の部会の先生も皆そのように考えを持っております。今、本村で講座の教室がなくて他市町村の講座教室に通っている村民もいると聞いております。その人たちに言わせれば、中城村はそういった自分の趣味に合うような講座が何もやっていないと。スポーツ面に力を入れるも大いによろしいですが、しかしもう少し文化面の生涯学習講座に向けて開催するような方向に目を向けてもいいんじゃないかなと思います。これから先、高齢者が楽しめる講座を企画し、実施する考えはあるか、お願いします。

○議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

○教育長 呉屋之雄 お答えします。

御提案ありがとうございます。高齢者は村の宝であると考えております。新年度はぜひ高齢者向けの講座を組み込ませていただきます。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 文化協会の各部会の書道部門とか、踊り、うちな一ぐち大会というのも今度実施されていると、もちろん三味線教室、皆さんやる気がありますので、ぜひ企画して実施していただけたと思います。

次に村長、中城村第4次総合計画の中で、基本施策として伝統文化民俗芸能の継承、その中身が伝統芸能や風習に関する情報の整備、提供に努め、村民の文化活動への参加促進や地域文化に対する意識高揚を図っていきます。また、村文化協会や各文化団体の育成を支援し、自主的な文化活動の推進体制を強化しますという政策があります。第4次総合計画ができてから文化協会への育成支援体制は村としてはどのぐらい推進されているか、お伺いします。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（11時55分）



~~~~~

再開（11時55分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

これまでも大変、文化関係、特に文化協会を含めまして、村の行事も含めて、文化まつりも含めて、こないだの産業まつりもそうですけれども、大変協力をいただいております。そういう意味では、当然その文化協会を初めとするこれは各種団体にも言えることではありますけれども、今後もしっかりと支援もしていきたいですし、また少しお話をさせていただきますと、文化協会については、姉妹提携を結びました旭市との、これは子供たちから発祥して姉妹提携まで結ばせていただきましたけれども、そこでも文化交流という面で、率先して文化交流していただきましたし、また今後予定しております福智町との提携の中でも、子供たちの交流から始まって、次はまた文化交流もという話もありますので、そういう意味では中城村の発信部隊と言いますか、非常に重要な分野だと思っておりますので、今後もしっかりとできる得限りの支援を続けていきたいなと思っております。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 村長、文化協会の部長の皆さんも大変、旭市に関しては感謝しております。せっかく一步踏み出した交流事業ですので、これからもぜひやっていきたいとその点協力よろしくお願いします。

もう一つ、村長の平成27年度の施政方針です。これもそういった関連ですけれども、生涯学習人材育成の推進というのがありまして、住民の自発的な学習活動の現状と社会教育行政の企画、実施の強化を図るため、平成27年度から社会教育指導員を配置。村婦人会や村青年会、村PTA連合等の各種団体並びに村子供育成連絡協議会の諸活動を支援し、育成を図ってまいりまし

た。また住民からのニーズが高い生涯学習教室講座を継続して開催していくと、このような施政方針を村長は考えておりますが、先ほども話した第4次総合計画の中で、文化活動の推進体制の強化、27年度は村長、施政方針で生涯学習教室講座の開催、そういったことが推進されているとは少し私は懸念を抱きますけれども、村民のニーズに応えるためにも計画した施策をぜひ実施し、推進していただけたらと思います。お願いします。

次に教育委員会への提案ということで、生涯にわたって、村民が豊かな生活を送るためには、物質的な豊かさのほかに心の豊かさが必要となる。そのためには文化、芸術等を振興する文化協会の存在は大きなものがあると考えられます。本来行政が行う施策を補完する団体として、文化協会が存在すると思われる。しかしながら文化行政を担う教育委員会が文化協会との事業実施に際し、詳細な協議がなされていないように見受けられることから、協会とさらなる連携を持つべきと思いますが、教育長お願いします。

○議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

○教育長 呉屋之雄 お答えします。

昨年の文化まつりには文化協会の全面的な御協力いただきありがとうございました。事業実施に当たって、文化協会と密接な協議を重ね、積極的にかかわりを持ちながら、さらなる連携支援をしていきたいと思っております。御協力よろしくお願いします。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 教育長、私は教育長のほうから文化協会を呼び出し、活動のあり方や事業の実施、また部会や会員数の増は推進されているか、その辺を聞くだけでもよろしいです。話し合いの場を持つことが大事で、話し合いの場を持つことによって、お互いの考え方の意見交換ができ、文化協会の発展や中城村民の生涯学習づくりができると思いますので、ぜひ教育

委員会と文化協会との連携を密にされるよう申し上げます。私の一般質問を終わります。

○議長 與那覇朝輝 以上で仲松正敏議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（12時01分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて金城 章議員の一般質問を許します。

○7番 金城 章議員 こんにちは。通告書を読み上げて質問します。

1. 新庁舎建設について。①新庁舎の建設場所は決定したか。②建設予算が、答申の額18億の予算設定での計画の考えか。また、複合施設の考えはあるか。この②ですけれども、予算が今の平米では足りないとは私と考えておりますので、ぜひこの細かい面までよろしく願います。9月議会ではそういう細かいところの説明がなかったですので、再質問しております。③設計の発注はどのように行っていくか。9月議会で村長は年度内に発注の予定を答弁しておりましたけれども、どういう考えで行っていくか。

2. 公共工事の検査と入札についてであります。①村発注の事業（工事）等の検査をどのように行っているか。マニュアル的なものがあるかどうかですね。②入札案内、また、落札後の事業者のチェック確認はどのように行っているか。③入札時の選定審査は何人でどのようなチェック等がなされているか。④検査の結果不備（施工ミス等）の処理はどう行っているか。これについては、つい先ほど完了した歴史資料図書館の手直し等そういうミスがあったかどうかぜひよろしく願います。

3. シルバー人材センターについて。①シルバー人材センターの今後の活動支援はどのように考えているか。②今年度シルバー人材センターの事業運営額が1,000万円に届くと聞いて

います。1,000万円の中城村への経済波及効果はどうか。また、健康面と医療面に貢献していると思うがどう考えているか。③多くの市町村行政がシルバー人材センターはみずから立ち上げを行っている現状はどう考えているか。以上であります。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは金城 章議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番、大枠2番につきましては総務課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠3番については、企業立地観光推進課のほうでお答えをいたします。

私のほうではお尋ねの新庁舎建設についてでございますが、去る議会でもお話はさせていただきました。私の思いは答弁させていただいたと思います。なるべく早くできるだけ、できるのであれば今年度いっぱいには設計の発注なども行いながら着工の時期を見ていきたいという思いは一緒でございます。ただ、御承知のとおり相手のいることでございます。特に場所の選定も含めて、こちらで勝手に線を引いていくようなものではありませんので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。役場に訪ねてくる村民の危険な状態の今庁舎でございますので、早目に進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 金城 章議員の大枠1と大枠2についてお答えいたします。

大枠1について、新庁舎の場所なんです、去る9月定例議会にも同じような質問がございましたので、重複するかもしれませんが、我々検討委員会の中で国道329号沿い吉の浦公園入り口向かいの山手側から吉の浦公園までの区域。その区域の中で津波、高潮、土砂災害の危険性の低いところ。それと用地買収を含めた予算的な面が可能な場所ということで上げて

おります。現在のところ、我々でも庁舎内会議を開きながら、まだ検討している段階ですが、決定には至ってはいけません。それから②のほうですが、予算の18億円ということですが、基本計画における予算想定では18億円と示されてございます。当時に比べてこれは平成25年度の基本計画ですので、資材の高騰など、情勢の変化がありますので、これらも考慮しつつ、村として可能な限り基本計画に基づいた想定内の建設実現をさせたいというふうを考えております。また、複合施設については、先ほどから申し上げているとおり基本計画の中にその複合施設の部分が入ってございませので、今のところ考えていません。それから設計の発注をどのように行っていくかと、③のほうですが、一般的に工事については指名競争入札というふうになってございます。しかしながら、この役場庁舎という機能等、いろいろな角度から検討しなくちゃいけないということも考えますと、プロポーザル方式も含め、発注の方法は考えていきたいというふうに思っております。

大枠2のほうについて、公共工事の検査と入札についてでございます。①のほう、事業担当課からハード担当課に検査員を依頼して、検査員が施工及び設計図面と一件書類の検査を行ってございます。②については、入札案内については事前にファクスで通知し、その日のうちに受領サイン等をもってファクスにて返送してもらっているのが、今の状況です。落札後の業者のチェックについては、まず、指名する業者は原則として業者登録をしている業者であり、その時点で必要書類等の提出により、工事の実績等のチェックは済んでいるものと考えております。さらに、契約時には技術者の届け出や保険関係の書類等も提出してもらい、チェックしているところです。③について、業者選定委員会は7名で行っております。これまでの受注状況や施工状況、実績等をチェックし、当該工事

の受注の可否を判断しているところです。④について、完了検査における不備などがあった場合は、受注者の負担により速やかに再施工、修繕等を実施しております。修繕後、再検査を実施し、合否をチェックしているということでございます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 金城章議員の御質問にお答えいたします。

質問内容が仲座議員と重複しますが、御理解をいただきたいと思います。③のシルバー人材センターについて、今後の活動支援については、公共施設の無料提供、行政事務の支援、受注活動助言や相談、活動チラシの制作・配布、公共施設の維持管理等の見積もりあっせん、各種イベントにおける雇用委託などを引き続き積極的に支援してまいりたいと考えております。②の件についてですが、経済波及効果についてシルバー人材センターに照会したところ、算出はしていないという回答をいただいております。経済波及効果の算出については、専門的知識を要することから、経済専門コンサルタント等に委託をして算出しているものと認識をしております。

次に健康面と医療面等への貢献については、公益財団法人全国シルバー人材センター事業協会の資料によりますとシルバー人材センターを通じて就業している会員の総医療費の推計値は一般の高齢者に比べて、年間6万円少なく、また要介護の減少も見られていると説明されております。③の近隣市町村の立ち上げということの現状ということですが、平成26年度県内におけるシルバー人材センター設立数は41市町村中11市3町3村の17市町村で、41%の設立状況です。そのうちの76%が3年以内に公社認定を受け、業務を拡大して経営の安定化を図っていると認識をしております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 シルバー人材の関連から質問します。シルバー人材センターの会員は就業に加え、地域ボランティア、文化面と活動が行われ。また心身の両面から健康を維持しながら会員の皆さん、いろいろな面で日々取り組まれていると考えています。この時点で、中城村では3年ということで支援がありましたけれども、しかし、今課長からの答弁がありましたとおり、他の市町村の団体がそういう支援を7年目に財団で公社に変更していると、7年目ぐらいから自立したという感じで受け取りましたけれども、そこまで支援ができないものかと思って、今回質問をしているんです。本当に高齢者の健康維持では、せんだつても仲座議員から質問がありましたけれども、やはり健康面では本当にシルバー人材のメンバーは健康な会員が多いです。これはこのシルバー人材で働いているからこそ、就業しているからこそ健康面が保てるなど思っておりますが、それを続けていくために、本当に生涯病気もせずに元気で働いてもらうために、このシルバー人材センターはなくてはならないものだと思っておりますので、話をちょっと戻しますが、他市町村ですね、宜野湾市もしかり、西原町もちょっと調べたところ、行政からの依頼で、これらがほとんど6割、7割を占めているらしいですね。中城村は何割ぐらいをやっていると考えていますか。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えします。

シルバー人材センターの受注の公共施設の割合ということですが、パーセントはまだちょっと出しておりませんが、平成26年度に受注高が487万6,000円、そのうちの公共が75万1,000円ということでございます。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 それではパーセントを出していないなら、件数だけどういったものを村から依頼したのか、その件数だけでもよろしいです。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えします。

大変申しわけございませんが、件数については後日提供いたしますが、手元の資料については平成27年度の4月から11月までの新しい資料がございますが、その中で公共から発注した件数は3件でございます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 年間で3件ですね。それもチラシ配布とか、いろいろな本当に細かいもの。西原町も宜野湾市もちょっと調べてきましたけれども、そこは立ち上げてやはり自治体当局で立ち上げたのもありますが、ほとんどの公共事業、公園の整備、道路の整備とかそういうのもほとんど委託契約、そういうのも発注しております。それで六、七割の仕事がやっていると。西原町も宜野湾市も1億四、五千万円ですね、年間の売上。これでほとんどやって、会員数も中城村の70名弱のシルバー人材センターと比べ、200名ぐらいいらっしゃる。やはり売上高にもまたシルバー人材の会員がふえる要因になってくるだろうと思っております。この元気に生涯暮らしていけるようには、こういうシルバー人材の会員もこの仕事の内容でもまた参加者が多くなると思っております。中城村でできる仕事を発注できるかどうか、事務のお金の補助金だけではなくて、こういった支援のほうで本当に取り組んでいかないといけないと思うんですよ。村長、そういう支援はどうですか。考えはないですかね。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 答え  
いたします。

まずはシルバー人材センターも3年になって  
おります。西原町と宜野湾市の例を出しており  
ますが、やはり公共施設を受注するためには組  
織の認定が必要でございます。今、中城村がシ  
ルバー人材センターに委託しているのは、今現  
在の営業種目の中での業務をお願いしている  
ところでございます。例えばの話であります、  
財団法人、公益法人になっていけば、県営公園  
の委託事業もできますし、例えば中城村が将来  
に向けて施設の管理委託をする場合にでも十分  
参加できるという体制づくりもあわせて私は必  
要ではないかなと思って、その辺を指導してい  
るところでございます。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 今の課長の答弁ですね、  
それはわかっております。しかし、民間で立ち  
上がって、この中城村のシルバー人材、今公益  
法人にするために、他市町村でほとんど7年ぐ  
らいかかっているんですよ。これは最初は当局  
が本当に投資して人材も派遣して、この事務局  
をしっかりと立ち上げたからこそ公益法人になっ  
たと私はそう考えているんですけども、民間  
で立ち上げた中城村のシルバー人材であります  
けれども、それはやはり行政が少しもっとフォ  
ローしていかないといけないと考えております。  
そうしないとこの行政が立ち上げたそういうシ  
ルバー人材センターでも7年かかって公益法人  
にほとんどなると、民間で立ち上げたのは何年  
ぐらいになるか、いろいろな面で支援してい  
かないとそこもまだまだ民間でいい人材がい  
らっしゃるシルバー人材でありますけれども、立  
ち上げは難しいんじゃないかと、行政でもそん  
なにかかる、独立するまでそれだけかかります  
から、もっとどうにか公共からの事業委託、も  
っと考えないものだから、公園整備等はやは  
り財団法人じゃないとどうしても難しいです  
か。委託業

務というのは、これはほとんどシルバー人材  
でやってもらおうということは来年度から何か  
そういう事業等とか、できるものは。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長  
屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 答え  
したいと思います。

行政としては、一緒に立ち上げて年間238万  
円の補助金も出して一緒に活動もしているとい  
う認識は持っております。公共施設についても、  
組織の受託メニューができたときに、公共施設  
のこういう仕事もありますよという斡旋は常に  
やっているつもりでございます。ただ、県営公  
園の整備についても、草刈りの依頼も受けまし  
たが、金額のミスマッチがありまして、受注で  
きないということも御理解をいただきたいと思  
います。村は支援していないというものでは  
なくて、いろいろな面で情報を提供しながら行  
政が受けるものではなくて、やはりシルバー人  
材センターが自分たちの組織力を見ながら受け  
られるもの、受けられないものというのが今の  
ミスマッチの現状だと思っています。中城村か  
らの発注については、極力民間委託を避けて、  
この前の産業まつりでも駐車場の誘導係に10名  
ほど、シルバー人材センターを活用しておりま  
すし、その辺は徐々にお互い情報を提供しなが  
ら受注できるものと認識はしております。以上  
でございます。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 ぜひ中城村当局がも  
っとバックアップしていただきたいと、この支  
援は先ほどから話しているように、この委託業  
務、この金額が本当に村から他市町村と同じよ  
うに7割ぐらいはシルバー人材にさせてみよう  
という、そういう委託業務をぜひふやしてい  
ってほしいと思います。その件で支援の面  
で村長一言、シルバー人材センターについて  
お願いできますか。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

もちろん今の答弁のやりとりも聞かせていただきましたけれども、村から発注する部分でももちろん問題のないものであれが、積極的に活用していきたいですし、先ほどの委託契約という部分で少し縛りがあるようでございますので、それは現状ではできない形になっていますから、できるものから少しずつと言いますか、できるものは全てシルバーでやっていただくような感じで横のつながり各課で連携をとりながら、そしてそれがまた支援につながるものと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 この制度ですね、この委託業務のできるようにどうにかまた考え直して、できる方向に持って行ってほしいです。そうしないとやはり民間だけの受注だけではどうしても賄っていけないと思っておりますので、ぜひこれは検討して、中城村がほとんどの維持工事もそうですけれども、そういうのも発注できるようにぜひ考えてください。

続いて、新庁舎建設についてであります。まず今年いっぱいには村長は前回の9月に建設場所を決定したいという答弁がありましたけれども、今年度いっぱいにはできそうでしょうか。今年度ではなくて、今年いっぱいという話でしたけれども。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

これも前議会でもお話ししましたけれども、とにかく急いでやりたいというのは、当然でございます。それは場所選定がまずは喫緊の課題ではありますけれども、それに向けて職員もどういう形がいいかいろいろなことを想定しながら今協議をしているところではございます。何度もお話ししますが、どうしても我々の村有地に建てるのであれば、ある程度すんなりい

けると思うんですが、いずれにしてもこれはもう用地買収が絡むものですから、いろいろな形で情報が錯綜したりすると、いろいろなまたことが起こる可能性がありますので、慎重に急いでやりたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 慎重にやっていくのはそれは望ましいことではありますけれども、3候補ですよね。3地区そこから絞りこんでいくと、そういう考えでよろしいですか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

基本構想の中では4地点、それで答申のほうで3地点を絞られたということですが、今我々が考えているのは、もう入り口、先ほど言いましたけれども、吉の浦公園向かいの山手側から吉の浦会館までのゾーンという形で、今考えております。その中から1カ所に絞りたいというふうに考えております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 場所が決まらないとまた予算の質問が少し変わってくるものですから、土地の確保のたやすいところという答弁も9月にはありました。先ほどもありましたけれども、これがたやすい候補地といえ、もう1カ所に絞り込まれると思うんですけれどもほとんど、2カ所ですね、1カ所は12筆だと思っておりますけれども、12か14だと思っておりますけれども、土地の所有者が多いところは、そこは何か逆に土地所有の買い取りですか、それもまた難しいんだと思うんですけれども、あとの2カ所は4地権者か3地権者ですか。そこは地権者の数は把握していますか。

○議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

○副村長 比嘉正豊 では私のほうからお答えいたします。

今議員の言われた部分について、ちょっと私どもは承知していません。何筆のゾーンとか、

2筆のゾーンとかという議論は今していませんという部分をまず初めにお答えしておきます。先ほど総務課長からありましたように答申については、国道329号の吉の浦公園入り口の山手から吉の浦公園の区域へという答申をいただいているわけです。その中でもう一つ条件がありまして、そのうち、津波、高潮とか土砂災害にも留意しましょうという部分になっています。それと基本的に予算の枠内で用地が求められる可能な場所を選定しましょうというのが、今回の答申なわけです。ですから先ほど総務課長が言いましたように、一定限のゾーンを今提示されていると、答申されているものと考えています。その中で今庁内で検討させていただいているのは、この3項目の条件をどういう形で整理して、どういう場所を策定するかという議論はしていますけれども、すぐさまそのゾーンの何筆が誰と誰のものとか、誰と誰のものという議論は、現在しておりません。以上です。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 私が土地の筆数の地権者の数を言ったのは、やはり土地を取得しないとけないと、その面でたやすいのはやはり地権者が少ないほうがたやすいですね。そうとも限らないと答弁がまたあるかもしれませんけれども、それが一人でもだめだという人はいるかもしれませんけれども、この3候補地挙げたときに本当に場所は、ここだろうということで設定はすぐできると思うんですけれども、年内に決定して今、年度内に村長、設計も発注すると、あとはもう何日残りますかね。きょうから20日ですか。あと20日間。年内でしたら28日ですか、御用納めそれまであと18日間しか残らないと。そこで土地決定をすると。年度内の設計発注でしたら、もう土地は本当に早急に決めないと思いますけれども、それはもう本当に村長もう一度、どうですか。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

まず最初に私が慎重に早目にやりたいといった、この慎重にという意味は、今議員がおっしゃった地区というか、点で何筆の土地が、この土地がという、こういうひとり歩きが怖いから多くを申し上げることができないというのは認識をしていただきたいんです。我々は今この場所にとということでのことは一切話しておりません。先ほど副村長がお話したここからこの間のどこかで決めていこうと、それで内部でいろいろな水面下の部分もありますけれども、そういう意味で今議員がお尋ねになった、この場所じゃないかみたいな感じになるのが、私どもも非常に不安視しているということをまず御理解いただきたいと思います。そして、私が常に急いでやりたいというのは、もうこの庁舎は非常に老朽化して危険だというのががあるから、急いで場所を選定して早く設計発注して、もう職員のもちろん命の問題もあります。村民の命にかかわる問題もあります。もちろんこの議場も議員の皆さん方の安全性にかかわる問題もあるものですから、急いでやろうということであって、まるでなぜできないかということではなくて、慎重に急いでやりたいということですので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 9月議会でも取り上げて年度内という話でしたから、この場所決定というのは私は質問しています。この12月議会には本当の回答できるかなと思って期待をしておりましたので、質問しておりますので。それでは場所はぜひ早急に早目に決めていただいて設計も発注できるようにぜひ考えていただきたい。今議会では電力からの寄附、庁舎建設基金に当てましたよね。その件で予算は少しゆとりができたよと、基金の積み立てがやがて3億ですか、2億6,000万円でした、それからまた7億8,000万円、これが積み立て、そしたらやがて10億円

ですね。あとの8億円起債しないと。今の現状、先ほど総務課長も答弁したんですけれども、今の現状ですね、この平米でどうしても足りると思っていないですよ、私は。それでこの質問しているんですけれども、電力からの予定していた寄附なので、これがあって起債は少なくなるんですけれども、最初は、この18億円で起債するって気持ちだったと思うんですけれども、もう少し、多分予算の総額は上がると私は考えておりますけれども、早目の設計で積算の予定の金額を決めないといけないと思います。ぜひこれは早目に決めていただいて、多分20億円は軽く超えるんじゃないかなと思いますけれども、これは積算はまた別で皆さんがやると思いますので、その件でまた設計の発注も金額によって、また大分違うんだと。それでこの予算の面も今質問している。今は18億円の予定の場所で設計委託いたしますよね、そしたらまたどんな平米でおさまる庁舎というのがどういう庁舎になるかというのは、私は不安なんですよね、正直。逆に設計では18億円の予算でおさまったという設計をあげたときに、これが庁舎発注するときに業者がそれだけで落札するのかどうか不安なんです。業者がそれだけ落札するのかどうか不安なんです。今のところ。今、県の工事とかもまだ建設工事不調の物件もまだまだありますから、それもちゃんと見て金額は決めないといけないんだと思っていますので、もう一度この設計発注も本当に年度内に行えるかどうかだけ確認、それと予算と答弁ちょっともう一度。

○議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

○副村長 比嘉正豊 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず18億円という部分について、先ほどからひとり歩きしている感じがしますが、これはあくまでも25年度の基本設計での推計総事業費だということはまずは認識をお願いしたい

と思います。はっきり言って、こちらとしては安くつくりたい、金がないわけですから、その18億円でつくればそれはそうなんですけれども、実情的に言えばそうではないわけなんですよね。基本的にこれから用地の場所を決定し、その用地が取得できる状態に持っていくという部分が、今喫緊の課題でございます。それを受けまして、それで今度は設計発注というふうになりますけれども、この設計発注についても、まだ単独ですぐさま今議員から言われているように単独ですぐ指名入札で発注するということを決めているわけではないです。当然、プロポーザルみたいな形で提案型の設計を発注することもあり得ます。と同時に、考え方によれば設計施工を組みにしたJV方式の発注もいろいろなものを検討しないといけないと考えております。それは基本的にやればいかに少ない金で、この庁舎を完成できるかというのを、これからずっと探らないといけないと思っています。そういう意味で年度内でこれができますか、できませんかという部分の話になれば、はっきり言うてできるかどうか私自身わかりません。それは基本的に言えばこれから行う場所の設定、その場所の地権者の方々の協議の経緯で当然取得しますから、取得するには、当然その場所によっては法的に規制とか、いろいろあります。そのクリア、当然公有地取得法に基づく減免を受けるのであれば、当然事業認定とかそういう法的手続きが必要になってきます。国税との協議も必要になってきます。これももろもろに考えていけば年度内に確実にできますということはお答えできませんけれども、先ほど村長が言っているように喫緊の課題であり、なおかつこの庁舎の状態から言わせれば、もうどうにか早目に決着つけなくちゃならないという部分も持っています。ジレンマです。そういう意味で何日までに何日までにということではありません。今現在言えませんが、もしこれが用地取得、



場所が取得し、用地交渉を用地取得ができた段階においては、先ほどお話ししましたように一括発注方式とか、いろいろなものを検討して早期に完成させるように一応検討をしていきたいと考えています。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 今の副村長の答弁ですが、わかります。しかし発注の問題、平米の発注は平米答申でほとんど決まっている。それで平米発注する。設計発注は大まかな金額も多分提示すると思うんですけども、今副村長からの答弁で一括でやるとか、予算削減するとか、これはもう当然のことです。予算を削減したいというのは、確かにこれは後先どちらになるかはわかりませんが、予算もある程度はやはりこれぐらいの額だよと決めないと設計の発注もほとんど難しい。そしたらこの予算内でとめてくれという設計、プロポーザルもそうですよね。平米はこれだけで予算はこれだけということで発注しないとどうしようもならないんじゃない。この考えもどっちも村長の答弁も同じ考えですけども、どっちが先とは言えないと思うんですけども、ほとんど金額は決めないと発注もできないと思うんですけどもね、これも前の基本計画の金額であるということですから、しかし、この面は。どうしてこういふことを言うかということ、設計を発注した、予算はこれだけという。これで抑えてて詰め込んでいって、施工業者に負担がかかると。逆にいうと。設計の内容ではそういうこともあり得るんですよ。それから粗雑な施工になるとか、そこで新庁舎の設計もやりましたけれども、管理も同じ設計管理と一緒にやれば金額で押さえつけようと思ったら、押さえつけられるんですよ。それをなくすためにもあれはしっかりやっていただいたほうがいいと思います。

それと複合建設は総務課長はないという話ですけども、先ほどの答弁ではないと聞いたん

ですけども、それは本当の考えなのか。私は社会福祉センターは耐用年数を超えていると、建物の寿命はそう思っているんですけども、保健センターでもいいですから、西原町と一緒にそこは一緒に複合にしないといけないのかなと思いますけれども、問題は補助金の問題ではなくて、一緒につくってまた新たに別の施設で取り壊してつくる。別々につくるということは、本当に予算削減になるのかどうか。今議会で企業立地・観光推進課の屋良課長から別の議員の答弁があったんですけども、電力に要求したのは保健センターは2億5,000万円を要求したのがあったという答弁を聞いたんですけども、そういうこともあって複合でつくったら予算は自前の出費ですね、一般財源からの出費は。逆に少なくなるんです。個別でつくるよりこれはどうしても複合施設は考えていかないと。庁舎だけの予算を削減してもまた複合施設の予算でそれだけかかったらそれだけ予算の削減はしていない。ぜひ複合施設は考えていただきたいと。どうですか。

○議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

○副村長 比嘉正豊 では御質問にお答えいたします。

複合施設という話題ですけども、今言われている部分については、保健施設というのは今回の基本計画の中で本庁舎に組み込まなければならないことなんです。今議員がおっしゃっているのは、老人センターのホール機能とかああいうのをくっつけるというんだったら、これはまた複合という考え方になりますけれども、今保健関係のものがあれば、当然今私どもは職員が吉の浦会館へ行って、3歳児健診、何健診、何健診というのは全部やっています。これが一つのゾーンでできるように、この庁舎というのは今後考えていくというのは、これは複合ではないという考え方を持っているわけなんです。そういう意味で今複合施設についての話はない

というのは、これは今25年の基本計画の段階では複合の議論がされていけませんので、今現在ありませんと、今後それは必要であれば考えていかないとならないものがあるわけ。その辺はまず柔軟に設計をこれからやるわけですので、そのためにはまた今予定している用地より大きい土地を買わなければならないということもあり得ます。そうではなくて、今の用地に逆に今度は庁舎を4階計画を5階にしてその分にスペースをあけるとか、そういう形、いろいろな考え方もできます。すると最近、ちょっとこれは確かかわかりませんが、南城市が新庁舎建設段階において、J Aとの共用を考えているという情報を得ていますので、この辺の情報もとりながらそれが形として複合という考え方なのか、それとも家賃収入という考え方の話なのかという部分も今後も含めて、全部検討をさせていただきたいというもので、今現在複合なし、複合ありという結論を出しているわけではないということを御理解ください。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 私またこの保健センターも一緒ではないかなと思って、保健センターは一緒につくって含めていただかないと少しまずいと考えておりましたので、今の複合施設の質問になりました。ぜひ予算もかからずにいい庁舎を建設できること。また早目に本当は9月議会の村長からの答弁があったように、年度内の設計発注、本当に目指してください。

続いて公共工事の検査等ではありますが、業者の総務課長から答弁がありましたけれども、技術者とか、社保の保険の加入状況とか、そういう話がありましたけれども、これは何カ月前の保険でオーケーなのかとか、技術者のですね。私はいつも企業育成で質問しますけれども、村内業者の企業育成とか、業者育成は質問しますが、今村の受注している工事のことを私は丸投げはもう指名しなくてもいいんじゃない

かなという話もしますけれども、これは技術者とか、雇用をふやさないといけない。今の現状を見てみますと、工事を受注して後に中途採用で職員を採用したという形で出ると。これでは工事とらなかつたらずっと従業員もふえない。保険の期間は何か月ですか。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

建設業法に基づく技術者の雇用関係は3カ月以上です。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 3カ月ですね。入札参加願いは何年間有効ですか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

2年です。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 技術職の保険は3カ月だと。やはり業者は中途採用もあります。これは理解しております。しかし、この企業育成ということになれば、本当に採用してもらわないと企業育成にもならないと私は考えております。それでその工事を先ほども話しましたが、工事を落札してからさかのぼって要するに3カ月保険加入、そういうことをこれからも認めていく予定なのか、どうなのか考えなのか。ちょっと私の説明がちょっと悪いのかな。入札は2カ年ですよね。この入札の参加願いを出したときに、要するに雇用職員、技術者とか、特に施工管理技術者は必要だと思いますけれども、その雇用ができていようか、ほとんど確認はしているはずなんです。しかし、施工に入る時には全然違うところに職員が入ると、そうしたら3カ月前から入社したとこれはわかりはします。しかし、この工事が終わったらこの職員はいるかどうかの問題ですね。それで企業育成になるかどうかは、私は疑問に思っていますけれども、せめて1カ年前からの保険加入とか、そういう

のは考えられないものなのか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

入札参加者の資格については、これは我々中城村建設工事等、入札参加資格審査及び業者選定に関する規定がございます。その中の3条で建設業法第3条の規定により許可を受けたものであるとか、あるいは建設業法施行令あるいは地方自治法施行令で定めたもので、その参加資格については確認してございます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 この参加資格はわかっておりますけれども、私は雇用対策とか、企業育成はそういうものではないかなと考えて、先ほどから話しています。今の社会保険ですか、この技術者、途中入社、きょう入社したら3カ月をさかのぼって加入できますよね。それをなくすために、ぜひ1年前の要するに社会保険加入を村で入札の時点で落札したものは、この技術者の雇用が1年前であるということは答えられますか。

○議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

○副村長 比嘉正豊 お答えします。

御指摘の部分のちょっと意味合いというのは、理解はいたしますけれども、3カ月というのはこれは法令事項ですので、それをあえてうちが1年ということにはちょっと難しいというふうに考えます。それと基本的に申し上げれば、今議員が議論されているのは、業者のモラルの問題だと私は思うんですよ。やはり成長していくためにはそれなりの社会的ルールを守って、それなりの努力をするべきだと思うんです。それを法律以上に、法律の3カ月という規定があるのに中城村が1年ですよというのをくっつけてする行為が業者育成になるというような立場では行政側はできないというふうに考えています。やはり資格審査を出された以上は、それなりのモラルを持って従業員の保険関係、関連法令の

遵守というのは、これは必要だと思います。基本的に村で法律以上に1年するとか、そういうことはできないものと考えています。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 わかりました。確かに副村長がおっしゃるように、業者のモラルでありますけれども、これがこういうことを決めていただければ、落札して丸投げの業者が少なくなると感じて、それを指摘しています。ぜひこの考えは頭に置いて、落札した業者にもぜひまた話していつてもらいたいと考えています。

もう1つは、今回公共工事、歴史資料館検査あったと思うんですけども、この検査はどのようなことがあったのか。先ほども話しましたけれども、ミスとか手直しがあったのか、それを一つ伺います。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 資料館の検査についてですけども、まずは9月29日に沖縄県の主事検査を終えています。それから平成27年10月5日管理検査を行いました。それから27年10月8日、これは都市建設課の監督員の検査をやっています。そこで手直し作業が40から50ぐらいありましたので、これを平成27年10月8日から15日まで手直し期間を置いて終えています。その後平成27年10月28日に上下水道課長の仲村課長より竣工検査を受けています。そこで検査官からの指摘として、全体で1階から3階まで26の指摘を受けて手直しをしています。それから平成27年11月13日に生涯学習課に引き渡しをしています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 そしたら大きい手直し事項でどういった工法があったか。

○議長 與那覇朝輝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 お答えします。

先ほど建設課長からありましたが、大きい手直しというのはなかったです。検査については、

まず共通仕様書と設計図書を元に品質検査、出来形検査を行いました。金城議員が今質問の施工ミスなどの処理についてということだと大きなものだと思いますが、例えば明らかにコンクリートの配合が違って強度不足とか、あるいは鉄筋の本数が不足して、配筋がおかしいとか、全く設計図書と異なる施工で、構造上問題があれば、取り壊し等を命じ、改善させ、再検査を行いさせますが、今回の検査に当たっては、ところどころ、傷やへこみ、見栄えによるふぐあいがあった。先ほど26カ所ありましたが、それを都市建設課のほうに修繕命令を出しました。その後、手直し作業を行って、生涯学習課へ引き渡していると思います。私が検査した結果、構造上、特に問題もなく設計図書どおり施工していたものと確認しました。以上です。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 石工事の手直しはありましたか。

○議長 與那覇朝輝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 入り口の正面の壁面だと思いますが、そのこの工事は課の検査の中で、都市建設課のほうで指摘を受けて、それで修繕はされていたかと思います。私のところでは石工事は修正については命令はしておりません。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 この歴史資料館は正面に石積みになっておりますので、この石積みになった設計理由はちょっと生涯学習課長お答えできますか。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

○生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

護佐丸歴史資料館というのは、外壁の石積みは皆さんも御承知のように中城城跡の馬場から見たいわゆる城跡のイメージでつくってありま

す。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 私は少し建築を見ておりましたから、石工事が今生涯学習課長から答弁があったように、世界遺産の中城城跡を見た情景と同様な様にやっている。この間視察に行ったときに、とんでもないでさだかです。ああいうので本当に検査が通ったのかどうか、もう一度。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

石積みがふぐあい、悪いという今質問ですけれども、私が監督している段階では、確かに最後の仕上げはふぐあいがあったかもしれませんが、実際見たら本当に今正面から見た城跡みたいな石積みをしていますので、うちのほうとしてはちゃんとした施工でやっていると思います。以上です。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 これはもう検査官の体制を見直したほうがいいんじゃないかなと思います。これから庁舎建設もありますけれども、あの石積みで世界遺産をイメージした歴史資料館をつくって、あれでできがいいというのはとんでもないことですね。それで完了検査も通ったということは、相当腹立たしい気持ちですね。私は。本当は私は最初から石積みはきれいにやってくださいということは話したと思います。しかし、できればこれだけ石積みの工法も全然間違った工法です。石積みを真ん中から積むのではなくて、隅から積んで中に持っていく、このアーチをかけてからやるんですよ。こういう技術を持った職員を当てて検査をしないとどんなになりますか。ぜひこの検査の体制を改めてください。以上で終わります。

○議長 與那覇朝輝 以上で金城 章議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会（14時36分）

## 平成27年第9回中城村議会定例会（第8日目）

|                                                 |                 |                       |         |         |
|-------------------------------------------------|-----------------|-----------------------|---------|---------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成27年12月4日（金）   |                       |         |         |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                       |         |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 平成27年12月11日（午前10時00分） |         |         |
|                                                 | 閉 会             | 平成27年12月11日（午前11時43分） |         |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）                           | 議 席 番 号         | 氏 名                   | 議 席 番 号 | 氏 名     |
|                                                 | 1 番             | 石 原 昌 雄               | 9 番     | 新 垣 徳 正 |
|                                                 | 2 番             | 外 間 博 則               | 10 番    | 安 里 ヨシ子 |
|                                                 | 3 番             | 大 城 常 良               | 11 番    | 新 垣 光 栄 |
|                                                 | 4 番             | 欠 員                   | 12 番    | 新 垣 博 正 |
|                                                 | 5 番             | 仲 松 正 敏               | 13 番    | 仲 座 勇   |
|                                                 | 6 番             | 新 垣 貞 則               | 14 番    | 新 垣 善 功 |
|                                                 | 7 番             | 金 城 章                 | 15 番    | 宮 城 重 夫 |
|                                                 | 8 番             | 伊 佐 則 勝               | 16 番    | 與那覇 朝 輝 |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                       |         |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 10 番            | 安 里 ヨシ子               | 11 番    | 新 垣 光 栄 |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 知 名 勉                 | 議 事 係 長 | 比 嘉 保   |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 |                 |                       |         |         |
|                                                 |                 |                       |         |         |
|                                                 |                 |                       |         |         |
|                                                 |                 |                       |         |         |
|                                                 |                 |                       |         |         |
|                                                 |                 |                       |         |         |
|                                                 |                 |                       |         |         |
|                                                 |                 |                       |         |         |

## 議 事 日 程 第 6 号

| 日 程 | 件 名                                                                     |
|-----|-------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 | 議案第52号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 |
| 第 2 | 閉会中の継続審査申出書（中部南地区広域火葬場・斎場建設問題に関する請願書）                                   |
| 第 3 | 陳情第13号 教職員の職場環境の改善や生活維持・向上に関する陳情                                        |
| 第 4 | 陳情第17号 健康で文化的な最低限度の生活を保障する立場で「生活保護基準引き下げ」「住宅扶助、冬季加算の引き下げ」中止を求める陳情書      |
| 第 5 | 発議第3号 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例                                              |
| 第 6 | 発議第4号 中城村議会会議規則の一部を改正する議会規則                                             |
| 第 7 | 発議第5号 中城村議会傍聴規則の一部を改正する議会規則                                             |

## 議 事 日 程 第 6 号 の 追 加

| 日 程 | 件 名                                                            |
|-----|----------------------------------------------------------------|
| 第 1 | 意見書第10号 （仮称）中城バイパス・（仮称）西原バイパスの早期事業化及び国道329号与那原バイパスの早期完成を求める意見書 |

○議長 與那覇朝輝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第52号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を議題といたしま

す。

これから委員長報告を行います。

総務常任委員長 新垣博正。

○総務常任委員長 新垣博正 委員会の審査報告を行います。読み上げて報告にかえさせていただきます。

平成27年12月11日

中城村議会議長 與那覇 朝 輝 殿

総務常任委員会  
委員長 新 垣 博 正

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件 名                                                              | 審査の結果 |
|--------|------------------------------------------------------------------|-------|
| 議案第52号 | 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 | 原案可決  |

○議長 與那覇朝輝 これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

休憩します。

休 憩 (10時02分)

~~~~~

再 開 (10時03分)

○議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。  
新垣徳正議員。

○9番 新垣徳正議員 議案第52号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利



用及び特定個人情報の提供に関する条例について、反対の立場で討論したいと思います。

ちょっと簡単ではあるのですが、今回この条例が国からの指示によって出されているわけなのですが、その条例が発すると同時に、村はそれ以前からではあるのですけれども、その条例が発せられた後もさまざまな問題点が各方面から指摘されております。それらを勘案した場合に、国民の意に反するものが余りにも多いのではないかと私自身は思っております、素直に「私たち村議会では賛成です」というわけにはちょっといかないという部分がありますので、その中には反対の討論もあるということで、私は反対の意見を述べさせていただいております。そういうことでございますので、よろしく願いします。

○議長 與那覇朝輝 ほかに討論ありませんか。  
大城常良議員。

○3番 大城常良議員 私のほうも議案第52号中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に関しては、反対の意見で討論申し上げます。

これは本議会でも私が質疑をしたとおり、まだまだ村民の方々に十分浸透していない中で、1月1日からの利用が始まるということは、これは行政として、あるいは国の発行元として、十二分に理解されていない中での運営になるということで時期尚早であるということをもって、私の反対討論といたします。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 ほかにありますか。  
伊佐則勝議員。

○8番 伊佐則勝議員 ただいまの議案第52号の件で、賛成の立場で討論を行います。

まず、その件につきましては反対意見も重々承知しております。内容につきましても賛同する部分もございます。しかしながら、本村議会におきましては、その条例案につきまして全員

協議会の開催もございました。その中でしっかりと時間も割いて質疑応答いろいろと、また執行部側からの説明、担当課長からの説明等、審議は全員協議会の中で尽くされ、また本議会におきましても質疑・答弁とございました。そういう意味では、その条例を施行していかないと、また行政側としていろいろと手続上支障を来す面もあるというところから、やはり村民サービスの件もございますので、それをもって今回の議案第52号について賛成の意見を述べさせていただきます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 ほかにありますか。  
安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 議案第52号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、私は反対の立場から反対の討論に参加したいと思っています。

これはまだまだ村民の理解が得られない上に、政府は次々と利用の拡大を図っているのが見え隠れするわけです。障害者やセクシュアル・マイノリティ、性同一性障害の人たちからも反対の声があります。男か女かというのがあって、それに○をつけるとかということになれば、じゃあどういうふうにしたほうがいいのかということで、性同一性障害を持っている方たちからも非常に不安があると。銀行とかそういったところから要請があれば、それもそこに入ると。本当に人間が丸裸にされる懸念があると。戦争前夜の特高警察みたいな感じで、いろいろなものがこのカードにインプットされて夜の集会とか、そういったものについても調査をされるのかというものが見え隠れするわけです。ただ行政手続がどうのこうのというのは、これは入り口の話であって、これからいろいろなものがこれにインプットされてきた場合、国民は本当に丸裸にされて、情報を全部政府が一人一人の情

報、国民全体の情報を握って警察とかそういったものにも利用されるという懸念がありますので、これは私、恐ろしい条例だと思っておりますので私も反対であります。

○議長 與那覇朝輝 ほかにありませんか。

新垣博正議員。

○12番 新垣博正議員 議案第52号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、賛成の立場で討論を行います。

確かに反対の立場を主張される方々の意見は十分私も承知をしております。法律においては、私もこの法は反対の立場ではありますが、法律が国会で成立してきた以上、地方自治体としては、これらをもって運用しなければならない。業務に支障を来す部分がどうしても出てくると思います。行政手続における部分については、地方自治体としては、地方自治体としては条例を制定して住民サービスを円滑に進めるといような責務を担っているものだと解釈します。よって、この条例については賛成をせざるを得ないというのが地方自治体の立場だと思っております。法律については十分に国会で議論を尽くして法律を廃止するなりの手続をとるための国民運動等を起こしながら、今後もこの法律については議論を深めていく国民的な課題だと私

は認識しておりまして、地方自治体としては、手続をやる上においては必要不可欠な条例になっているものと理解しておりますので、賛成の立場で討論にかえさせていただきます。

○議長 與那覇朝輝 ほかにありますか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第52号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立多数)

○議長 與那覇朝輝 「起立多数」です。したがって、議案第52号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 請願第1号 中部南地区広域火葬場・斎場建設問題に関する請願書についてを議題といたします。総務常任委員長よりお手元に配付しました申請書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

平成27年12月11日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

総務常任委員会  
委員長 新垣 博正

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

- |       |                              |
|-------|------------------------------|
| 1 事 件 | 中部南地区広域火葬場・斎場建設問題に関する請願書     |
| 2 理 由 | 村当局の最終所見をもって審査に付する旨、継続審査とする。 |

お諮りします。総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

大城常良議員。

○3番 大城常良議員 質疑をお願いしたいと思います。本件の閉会中の継続審査申出書ということであるのですけれども、これは去年の10月にたしか提出されているものだと認識はしておりますけれども、その中で今回の理由としまして、村当局の最終所見をもって審査に付すため継続審査ということが書かれてはいるのですけれども、これは住民からの切実な思いで、去年の10月にこの請願書が出されておりました、私たち3名の議員も連名でこれは提出なされたものと思っております。これだけ長い間放置され、あるいは質疑も閉会中の継続審査という中で、本当に十分な審査がされているのか、それを伺います。

○議長 與那覇朝輝 総務常任委員長 新垣博正。

○総務常任委員長 新垣博正 この事件に関しましては、決して投げ捨てているわけではなくて、総務常任委員会は委員会もたびたび開催をして議論を尽くしている最中であります。既に総務常任委員会に付託された以上は、総務常任委員会の中の議論に任せられたというような解釈をしていただきたいと思います。本会議から総務が預かっている以上は、これ以上答えられないと思います。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（10時17分）

~~~~~

再 開（10時20分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

お諮りします。総務常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、総務常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第3 陳情第13号 教職員の職場環境の改善や生活維持・向上に関する陳情を議題といたします。

これから委員長報告を行います。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

○文教社会常任委員長 新垣徳正 こんにちは。陳情第13号について報告いたしたいと思います。読み上げて報告いたします。

平成27年12月11日

中城村議会議長 與那覇 朝 輝 殿

文教社会常任委員会  
委員長 新 垣 徳 正

### 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

#### 記

| 番 号    | 付 託<br>年月日 | 件 名                       | 審査の結果 |
|--------|------------|---------------------------|-------|
| 陳情第13号 | 9月14日      | 教職員の職場環境の改善や生活維持・向上に関する陳情 | 採 択   |

○議長 與那覇朝輝 委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第13号 教職員の職場環境の改善や生活維持・向上に関する陳情を採決いたします。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第13号 教職員の職場環境の改善や生活維持・向上に関する陳情は委員長報告のとおり採択されました。

日程第4 陳情第17号 健康で文化的な最低限度の生活を保障する立場で「生活保護基準引き下げ」「住宅扶助、冬季加算の引き下げ」中止を求める陳情書を議題といたします。

これから委員長報告を行います。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

○文教社会常任委員長 新垣徳正 では読み上げて報告いたします。

平成27年12月11日

中城村議会議長 與那覇 朝 輝 殿

文教社会常任委員会  
委員長 新 垣 徳 正

### 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

#### 記

| 番 号    | 付 託<br>年月日 | 件 名                                                         | 審査の結果 |
|--------|------------|-------------------------------------------------------------|-------|
| 陳情第17号 | 12月4日      | 健康で文化的な最低限度の生活を保障する立場で「生活保護基準引き下げ」「住宅扶助、冬季加算の引き下げ」中止を求める陳情書 | 採 択   |

この陳情案件に関しましては、意見書の提出のほうもございましたが、もう既にこの法案自体が今年度中で履行されているということで、中止ということはもう馴染まないのではないかとということで、意見書の部分を取り下げております。陳情案件だけ採択でございます。よろしく申し上げます。

○議長 與那覇朝輝 以上で委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はございますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第17号 健康で文化的な最低限度の生活を保障する立場で「生活保護基準引き下げ」「住宅扶助、冬季加算の引き下げ」中止を求める陳情書を採決いたします。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第17号 健康で文化的な最低限度の生活を保障する立場で「生活保護基準引き下げ」「住宅扶助、冬季加算の引き下げ」中止を求める陳情書は委員長報告のとおり採択さ

れました。

日程第5 発議第3号 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 それでは発議第3号、お手元に配付してある資料を読み上げて発議とします。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| <p>発議第3号</p><br><br><p>中城村議会<br/>議 長 與那覇 朝 輝 殿</p><br><br><br><p style="text-align: right;">提出者<br/>中城村議会議員 新 垣 善 功<br/>賛成者<br/>中城村議会議員 外 間 博 則<br/>賛成者<br/>中城村議会議員 金 城 章</p><br><br><p style="text-align: center;">中城村議会委員会条例の一部を改正する条例について</p><br><p>上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条2項の規定により提出します。</p> | <p>平成27年12月11日</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|

中城村議会委員会条例の一部を改正する条例

中城村議会委員会条例（昭和52年7月2日条例第10号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                             | 改正前                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(参考人)<br/>第26条の2 <u>委員会が</u>、参考人の出席を求め<br/>るには、議長を経なければならない。<br/>2・3 (略)</p> | <p>(参考人)<br/>第26条の2 <u>委員が</u>参考人の出席を求め<br/>るには、議長を経なければならない。<br/>2・3 (略)</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから発議第3号に対する質疑を行います。

大城常良議員。

○3番 大城常良議員 この発議第3号に  
関しまして、改正前は「委員が」参考人の出席を  
求めるということであるのですけれども、この

「委員」と改正後の「委員会が」という、この読み方というのか、そのくだりの「委員」というのは1人が参考人を招致すれば、今まではできたということになるかと思うのですが、今度は「委員会」でなければ参考人を呼べないというような話になるかと思うのですけれども、その改正した大もとの理由というのはどういうものか、お伺いします。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 これにつきましては町村標準町村議会委員会条例に基づいてでございます。この「委員会」と「委員」の違いは、御承知のとおりだと思います。「委員」というのは個人です。「委員会」というのは一つの組織です。ですから、こういう参考人というのは議員個人個人、皆が呼んだら困るわけです。やはり我々議会というのは、委員会を主体として活動すべきであって、議員個人の活動も大事ですけれども、これまでは「委員」だったのが「委員会」で決定して参考人を呼ぶということになると思います。以上です。

○議長 與那覇朝輝 ほかにありますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第3号は、会議規則第39条第3項の規定

によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、発議第3号 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり採択されました。

日程第6 発議第4号 中城村議会会議規則の一部を改正する議会規則を議題といたします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 皆さん、おはようございます。

発議第4号

平成27年12月11日

中城村議会

議長 與那覇朝輝 殿

提出者

中城村議会議員 安里ヨシ子

賛成者

中城村議会議員 外間博則

賛成者  
中城村議会議員 金城 章

中城村議会会議規則の一部を改正する議会規則について

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条2項の規定により提出します。

中城村議会会議規則の一部を改正する議会規則について

| 改正後                                                                             | 改正前                |
|---------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| (欠席の届出)<br>第2条 (略)<br><u>2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u> | (欠席の届出)<br>第2条 (略) |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

以上です。

○議長 與那覇朝輝 これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから発議第4号に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから発議第4号 中城村議会会議規則の一部を改正する議会規則を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、発議第4号 中城村議会会議規則の一部を改正する議会規則は原案のとおり採択されました。

日程第7 発議第5号 中城村議会傍聴規則の一部を改正する議会規則を議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。新垣徳正議員。

○9番 新垣徳正議員 それでは発議第5号を読み上げて提出させていただきます。



発議第5号

平成27年12月11日

中城村議会

議長 與那覇朝輝 殿

提出者

中城村議会議員 新垣徳正

賛成者

中城村議会議員 新垣博正

賛成者

中城村議会議員 金城章

中城村議会傍聴規則の一部を改正する議会規則について

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条2項の規定により提出します。

中城村議会傍聴規則の一部を改正する議会規則について

| 改正後                                                                                                                     | 改正前                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (傍聴席に入ることができない者)<br>第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。<br>(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者<br>(2)～(9) (略)<br>2～4 (略) | (傍聴席に入ることができない者)<br>第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。<br>(1) 銃器、棒、 <u>つえ</u> その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者<br>(2)～(9) (略)<br>2～4 (略) |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

以上であります。

○議長 與那覇朝輝 これにて提出者の趣旨説明を終わります。

これから発議第5号に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、発議第5号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから発議第5号 中城村議会傍聴規則の一部を改正する議会規則を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、発議第5号 中城村議会傍聴規則の一部を改正する議会規則は原案のとおり採択されました。

休憩します。

休 憩 (10時38分)

~~~~~

再 開 (11時28分)

○議長 與那覇朝輝 再開します。

ただいま金城 章議員、仲座 勇議員、外間博則議員から意見書第10号 (仮称) 中城バイパス・(仮称) 西原バイパスの早期事業化及び国道329号与那原バイパスの早期完成を求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、意見書第10号を日程に追加し追加日程第1として議題にすることに決定しました。

追加日程第1 意見書第10号 (仮称) 中城バイパス・(仮称) 西原バイパスの早期事業化及び国道329号与那原バイパスの早期完成を求める意見書を議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

金城 章議員。

○7番 金城 章議員 意見書を読み上げて提出します。

意見書第10号

平成27年12月11日

中城村議会

議 長 與那覇 朝 輝 殿

提出者

中城村議会議員 金 城 章

賛成者

中城村議会議員 仲 座 勇

賛成者

中城村議会議員 外 間 博 則

(仮称) 中城バイパス・(仮称) 西原バイパスの早期事業化及び国道329号  
与那原バイパスの早期完成を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条2項の規定により提出します。

#### 提案理由

(仮称)中城バイパス・(仮称)西原バイパスは、当該地域に点在する物流拠点及び産業拠点を結ぶとともに、周辺の観光拠点や大型商業施設を結び当該地域の周遊観光の活性化につながり、また太平洋に面して、低地となっている海岸地域における災害時のアクセス道路として機能するもので、バイパスの早期事業化を求めるため。

#### (仮称)中城バイパス・(仮称)西原バイパスの早期事業化及び国道329号 与那原バイパスの早期完成を求める意見書(案)

大型MICE施設建設が沖縄本島東海岸マリントウン地域へ決定されたことに伴い、これまでの西海岸地域中心の開発から、今後は東海岸地域へ開発が期待されるとともに、県が掲げている1000万人観光客誘致に向けた足掛かりになるものと確信している。しかしその実現には、同施設だけではなく、そのアクセスとなる(仮称)中城バイパス・(仮称)西原バイパスの早期事業化及びその周辺整備などが重要且つ不可欠である。

大型MICE施設が建設される中南部東海岸地域は、小那覇工業団地に160社の事業所が集積し、県内で最も重要な工業地帯となっている。更に、近年、中城湾港マリントウンプロジェクト(西原・与那原地区142ha)や中城湾港地区の整備等が行われている。県内で最も人口増加が著しい地域となり、西原マリパーク(きらきらビーチ等)の利用者も年間50万人を超えている。

また、中城城跡、勝連城跡、斎場御嶽等が琉球王国のグスク及び関連遺産群の一部として、世界遺産に登録され、これらの史跡周辺においては、公園の整備などが進められている。そのほか観光客1000万人誘客に向け、平成28年度からは大型旅客船が中城湾港へ就航する予定である。

しかしながら、当該地域の道路網は、西海岸中心の都市整備が進められた結果、大幅に遅れている状況である。国道329号をはじめ、東海岸地域の主要な道路はいたるところで交通混雑が慢性化しており、地域の産業活動の振興を図るうえで大きな障害となっている。均衡ある道路網整備は、国及び県の果たすべき責務である。

(仮称)中城バイパス・(仮称)西原バイパスは、当該地域に点在する物流拠点、産業拠点を結ぶとともに、同施設をはじめ、周辺の観光拠点や大型商業施設を結び当該地域の周遊観光の活性化につながり、また太平洋に面して、低地となっている海岸地域における災害時のアクセス道路として機能する。同バイパスの早期事業化は当該地域のまちづくりをすすめ、東海岸地域の開発、さらには沖縄県の均衡ある発展を進めるものである。

よって、中南部東海岸地域の開発振興を支える幹線道路である国道329号について、次のとおり強く求める。

記

- ① (仮称)中城バイパスについて、早期に事業着手し、整備を推進すること。
- ② (仮称)西原バイパスについて、早期に事業着手し、整備を推進すること。
- ③ 大型MICE施設の2020年の供用開始が予定されていることから、与那原バイパスについても、早期開通を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月11日

沖縄県中城村議会

宛先

財務大臣 国土交通大臣 沖縄・北方担当大臣 内閣府沖縄総合事務局長 沖縄県知事

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩 (11時43分)

~~~~~

再開 (11時43分)

○議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第10号に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第10号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第10号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

大城常良議員。

○3番 大城常良議員 意見書第10号の件につ

きまして賛成の立場で討論いたします。

今回、大型MICE施設整備に基づいて、沖縄本島東海岸マリントウン地域へ決定されたことに伴い、本件の意見書が出てまいりました。それに伴って、本村は前々からこういう海岸地域の大型の道路ができないかという中で、今まさに5年後、西原バイパスが開通すると。そのことをもって本村にもぜひ中城バイパスにつないでいただいて、本村がより発展するような地域を目指して、ぜひ頑張っていたきたいと思っておりますので、意見書第10号を採択していただきたいと思います。以上です。

○議長 與那覇朝輝 ほかにありますか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 これで討論を終わります。

これから意見書第10号 (仮称)中城バイパス・(仮称)西原バイパスの早期事業化及び国道329号与那原バイパスの早期完成を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、意見書第10号（仮称）中城バイパス・（仮称）西原バイパスの早期事業化及び国道329号与那原バイパスの早期完成を求める意見書は原案のとおり採択されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで本定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

閉 会（11時43分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 與那覇 朝 輝

中城村議会議員 安 里 ヨシ子

中城村議会議員 新 垣 光 栄